

化学製品P L相談センター
平成25年度活動報告書

平成26年6月

化学製品PL相談センターのご案内

相談内容

化学製品に関する事故・苦情の相談、問い合わせ、照会など

※ 一方当事者の代理人として交渉にあたることは行っておりません。

※ 特定の製品の成分組成、安全性、使用方法等に関するご質問については、当センターではお答えしかねますので、各メーカー等にお問い合わせ願います。

※ 当センターでは特定の製品、企業等の紹介(推薦)は行っておりません。

※ 当センターは臭いに関する専門的知見は持ち合わせておりません。

臭いの感じ方には個人差もあるため、お話だけ(当センターでは現場訪問は行っておりません)では臭いの原因、対策等についてお答えしかねます。

※ 当センターでは分析等は行っておりません。

独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されていますので、ご利用ください。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。

※ 特定の企業・製品等に関するコンサルタント業務は行っておりません。

相談対象者

どなたでも利用できます。

消費者、消費者団体、消費生活センター、行政、製造会社、商社、物流会社、販売店・小売店、協会・組合、個人営業者、農業・漁業従事者、マスコミ、教員、学生など

相談対象製品

化学製品（食品は除きます。また、医薬品、化粧品、建材は別に該当のPLセンターがあります。）

- ・ 日常生活用品
洗剤・洗浄剤、シャンプー、柔軟剤、漂白剤、カビ取り剤、殺虫剤、防虫剤、
芳香剤・消臭剤、接着剤、塗料、自動車ワックス、エアゾール製品、
食品添加物、農薬、肥料、プラスチック製品など
- ・ 企業間で取引される中間原料、汎用化学品
化学薬品、基礎化学品、試薬、産業用プラスチック製品、産業用ゴム製品など

相談費用

無料

受付方法

電話、FAX、手紙、来訪など（インターネットでの相談は受付けていません。）

相談受付時間は午前9:30～午後4:00(土日祝日を除く)です。

※ ご来訪の折は事前にご一報いただければ幸いです。

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル7F

「茅場町駅」(東西線・日比谷線)3番出口より徒歩約3分、6番出口より徒歩約4分

「八丁堀駅」(日比谷線)A4出口、(JR京葉線)B2番出口より、それぞれ徒歩約8分

「水天宮前駅」(半蔵門線)2番出口より徒歩約8分

電話：03-3297-2602 FAX：03-3297-2604 消費者専用フリーダイヤル：0120-886-931

情報公開

相談内容と対応結果は、当事者が特定できないよう十分に配慮した上で、月次報告『アクティビティーノート』(ホームページ)や年次報告書(冊子)等で公開させていただきます。

目 次

巻頭言「化学は消費生活には欠かせない身近な存在」 鈴木春代	1
1. 平成 25 年度の活動の概要	3
2. 平成 25 年度の受付相談の特徴	
(1) 総受付件数	4
(2) 相談者別の比較	5
(3) 相談内容別の比較	7
(4) 事故内容別の比較	9
(5) 商品群別の比較	10
(6) 相談処理状況	11
(7) 平成 25 年度の相対交渉事例	12
(8) 活動の所感	12
3. 資料集	
3. 1 平成 25 年度の受付相談の具体的内容 (目次)	13
(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」	14
(2) 「一般相談等」	59
3. 2 相談受付件数の推移等	
(1) 相談者別受付件数の推移	94
(2) 相談内容別受付件数の推移	95
(3) 平成 25 年度 月別相談受付件数 (相談者別)	96
(4) 平成 25 年度 月別相談受付件数 (相談内容別)	96
3. 3 平成 25 年度のおもな対外活動	97
3. 4 名簿	98
(1) 運営協議会	
(2) サポートイングスタッフ	
(3) PL ネットワーク	
(4) 事務局	

3. 5 「化学製品による事故を防ぐために」	
・製品表示—正しい取扱いのために	99
・除湿剤から液が漏れた！	100
・車の中に置いていたエアゾール製品が破裂	101
・塩素系カビ取り剤で気分が悪くなった！	103
・電池が液漏れ！	105
・衣料品による皮膚障害	107
・アルカリ性洗剤で化学やけど！	109
・匂いと臭い（におい）	110
・染毛剤	112
・バーベキューの炭がはじけ飛んで火傷	113
・製造物責任(PL)法	114
3. 6 おもな製品分野別裁判外紛争処理機関・相談機関	115

裏表紙「お知らせ」

- ・ インターネットホームページの紹介
- ・ 化学製品PL相談センターニュースメール

化学は消費生活には欠かせない身近な存在

化学製品PL相談センター 運営協議会委員
公益社団法人 全国消費生活相談員協会
週末電話相談室長 鈴木春代

1 化学と科学

「化学」と聞くと学校教育の教科を思い出し、化学式や化学記号が頭に浮かんできます。ところが自然科学（サイエンス）の中の一分野に化学は位置付けられ、読み方が同じ科学と化学を分けるために化学はバケガクと呼ばれています。化学（バケガク）と聞くと、なおさら私たちの生活には縁遠く感じてしまいがちですが、実は私たちの生活に大きく関わっています。

2 現代社会での化学製品

食品、日常生活用品、医薬品、化粧品など、エンドユーザーが消費するさまざまな製品や、製造過程で使用される中間原料、化学品など、現代の生活は化学の力で成り立っていると言っても過言ではありません。このように化学の力で作り出された化学製品が生活の中に密接に関わっていることで、それに伴っての消費者トラブルも発生しているのが現実です。そのトラブルの原因として、製品自体に何らかの問題がある、製品の安全基準の妥当性、表示・取扱説明書やリスク開示の問題、安全性に関する製造者と消費者の認識の違い、または消費者の情報不足の問題などがあげられます。

3 化学製品関連の消費者トラブル

製品の安全性に関心が高まる中で、消費生活センターには多くの相談が寄せられています。特に消費者安全法が平成21年9月施行され、平成25年には改正法も施行され益々関心が高くなっています。そんな中、化学（科学）や化学製品の知識に決して高くない消費生活相談員がどのように相談を受け付けて対応すべきかが課題となります。平成25年度の化学製品PL相談センターの受付相談件数221件のうち77件（34.8%）が消費生活センターからの相談であることから、相談を受付処理をする段階で、化学の専門家から情報を得る必要があり、そのためには相談せざるを得ない現状があります。

私たちの身近な製品事故としては、大手化粧品メーカーの白斑問題が裁判にまでなり、その他、日常生活用品としてはスプレー式洗剤・芳香剤・柔軟剤・防虫剤などの安全性、ホルムアルデヒドによると思われる健康被害などがあげられます。また、目立った特徴としては「ニオイ」に関する相談が多く見受けられました。まさに化学が生み出した製品トラブルと言えます。

公益社団法人 全国消費生活相談員協会「週末電話相談室」に寄せられる相談の中にも、製品に関する相談が寄せられています。平成25年度の相談受付件数2,572件の中から化学物質に関わる製品トラブルを紹介します。

<相談例 1>

洗濯洗剤や柔軟剤の強い匂いをかぐと鼓動が早くなって息苦しくなり、時には呼吸困難になる。医師の診断では、「治療用の薬は無く、匂いを遠ざけるしかない。アナフィラキシーになったら救急車を呼ぶように」と言われた。遠ざけようにも、匂いのある衣服を着ている人が街中に多いため、問題と思われる匂いを避けることができない。

<相談例 2>

2、3年前から、大手化粧品メーカーの美白用化粧品を使用していた。昨年10月ごろ手の甲に白斑が出て皮膚科を受診した。その後、顔にも白斑が出たが、原因が不明で、光線照射をしても治らず、目

のふちが赤紫になった。大学病院に行き検査をしたが、原因がわからなかった。塗り薬とピーリング治療などの結果、白斑は治まってきたが、最近パックを利用したところ、顔がピリピリし、その後、顔一面に白斑が出てしまった。

<相談例 3>

大手インターネット通販サイトで形態安定のワイシャツを5枚購入した。商品の折りジワがひどかったので、まずそのジワを取ろうと、気をつけて洗濯をし、表示通りに形を整えて干したにもかかわらず、折りジワは取れず、洗濯ジワがついてしまった。ジワを取るためにアイロンをかけたが改善されないのので返品したい。今まで他の形態安定シャツではこのようなことはなかった。形態安定にするための薬品が影響しているのだろうか。

4 消費生活相談員とPLセンター等の役割

製造物責任法（PL法）が平成6年に施行されて20年、平成21年には消費者安全法も施行され、製品トラブル情報も各方面（消費者センター、病院、企業等）から収集するシステムも整備されてきています。しかしながら、製品事故が減少するとは思われません。

なぜならば、化学の進歩は目覚ましく、新製品が次々と発売され、消費者はメーカー、販売店等の発信する商品情報に頼らざるを得ない状況です。正確でユニバーサルを考えた誰にでも分かりやすい表現や記号で、取扱説明書や注意表示などでの商品情報の提供が重要になります。

また、化粧品の白斑トラブルのように、メーカーの情報提供が遅れたことで、消費者は原因がわからないままに商品を使い続け被害が拡大したことも大きな問題であり、トラブル発生後のメーカーや販売店等の迅速な対応が求められます。

消費生活相談員は相談受付分野が広範囲に亘ることから、最近の傾向として契約トラブルにとらわれがちですが、生命にかかわる製品トラブルにも精通する必要があります。トラブル解決に向けて相談員自ら商品知識を高め、その上で業界団体等からの助言や情報収集が欠かせないと思います。

化学製品PL相談センターや各分野のPLセンター、業界団体の相談窓口の力をお借りして商品トラブルの解決、未然防止に努めたいと思っています。それには消費者が相談の申し出先を知っていること、相談受付側（消費生活センター、企業や業界団体の消費者相談窓口など）の環境が整備されていることがキーポイントになります。

消費者教育推進法も施行され、益々消費者啓発が重要になります。今以上に、化学製品PL相談センター等と連携して消費者相談窓口の役割を担っていく必要があると思っていますので、専門家としてのご協力をお願いしたいと思います。

◇ 活動の概要

◇ 化学製品PL相談センター

平成6年7月1日に日本で製造物責任(PL)法が制定され、その審議の過程で「裁判によらない迅速公平な被害救済システムの有効性に鑑み、裁判外の紛争処理体制を充実強化すること」とする国会の付帯決議が採択されました。それにともなう具体的な取組みにおいて、製品分野ごとの専門的な知見を活用した紛争処理体制の整備が必要とされたことから、PL事故だけでなく、広く消費者からの化学製品に関する相談に応じる機関として、平成7年6月に(社)日本化学工業協会(平成23年4月1日より一般社団法人日本化学工業協会に移行)内の独立組織として当センターが設立され、化学製品に関する相談対応や情報提供、関係団体との交流などの活動を行っています。

◇ 相談対応

平成25年度に当センターが受け付けた相談の総件数は221件で、24年度より約12%増加しました。全体の約9割を占める消費者側からの相談(消費生活センター経由の相談を含む)のうち、半数近くは一般的な問い合わせで、例年、化学物質・化学製品等の安全性に関する問い合わせが多く寄せられています。(受付相談の具体的内容についてはP.13からの資料集をご参照ください。)

◇ 情報提供

当センターのホームページ(<http://www.nikkakyo.org/plcenter>)では、毎月の受付相談事例および対応内容をまとめた『アクティビティーノート』を公開しています。業界関係者に製品安全問題の実態を伝えるとともに、消費者に分かりやすい表現を用いて情報提供することにより、化学製品による事故の未然防止・再発防止に努めています。また、ニュースメールメンバーにご登録いただいた方には、『アクティビティーノート』など、当センターの最新情報を随時メールにてお知らせしています。(メンバー登録の方法については「お知らせ」(裏表紙)をご参照ください。)

◇ 関係機関との交流

各地の消費生活センターからの相談、あるいは消費生活センターから紹介されたという消費者から寄せられる相談が多いことから、消費生活センター等との連携に努めています。平成25年度も、消費者行政担当部門等の関係省庁、他業界のPLセンター、当センターに寄せられた製品事故に関わる商品の業界団体等と、適宜情報交換を行いました。

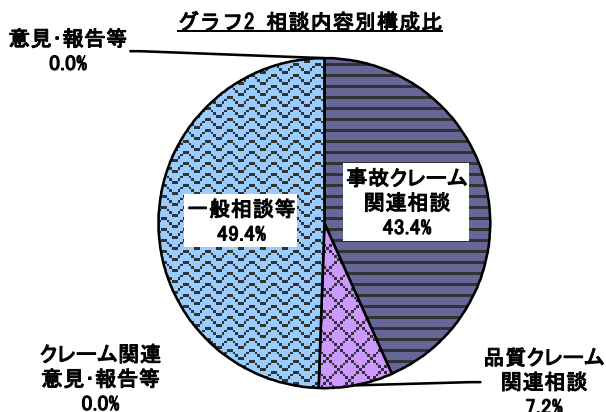
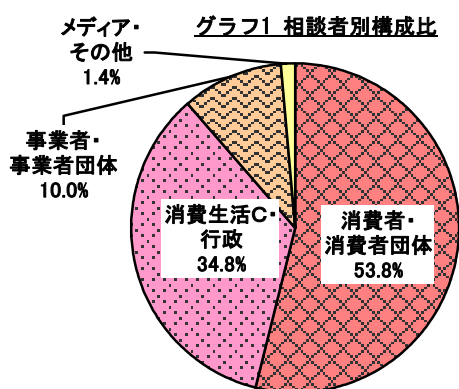
◇ 平成25年度受付相談の特徴

(1) 総受付件数:前年度より約12%増加。

平成25年度(平成25年4月～平成26年3月)における相談等の受付状況は、表1の通りです。総受付件数は221件(月平均18.4件)で、24年度(197件)よりも約12%増加しました。当センター設立後しばらくは「事業者・事業者団体」からPL法の解釈・PL対応などに関する相談も多く寄せられ、年間の総受付件数が1,000件を超えた年もありましたが、その後は年々減少傾向にあります。各企業においてPL対応・消費者対応の体制が整備・充実されたことや、インターネットを利用した情報提供・情報収集が進展したことなどによって、当センターへの相談件数が減少してきたものと推察されます。

表1 平成25年度 相談受付状況(総実働日数 241日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	54	11	0	54	0	119	53.8%
消費生活C・ 行政	40	4	0	33	0	77	34.8%
事業者・ 事業者団体	1	1	0	20	0	22	10.0%
メディア・ その他	1	0	0	2	0	3	1.4%
合計	96	16	0	109	0	221	
構成比	43.4%	7.2%	0.0%	49.4%	0.0%		100%



相談者区分

消費者・消費者団体	一般消費者、消費者団体
事業者・事業者団体	製造会社、商社、物流会社、販売店・小売店、協会・組合(財団法人・社団法人を含む)、個人営業者など専ら製造物を扱う法人・個人、農業・漁業従事者など
消費生活C・行政	消費生活センター、国民生活センター、消費生活センターを管掌する自治体の消費者行政部門、経済産業省・農林水産省・厚生労働省・国土交通省・消費者庁などの消費者行政担当部門および関係機関
メディア・その他	マスコミ、雑誌、プレス(業界紙)、弁護士、コンサルタント、民間ADR、検査機関、医療機関、保健所、水道局、消防局、教育機関、図書館、保険会社など直接製造物を取り扱わない法人・個人

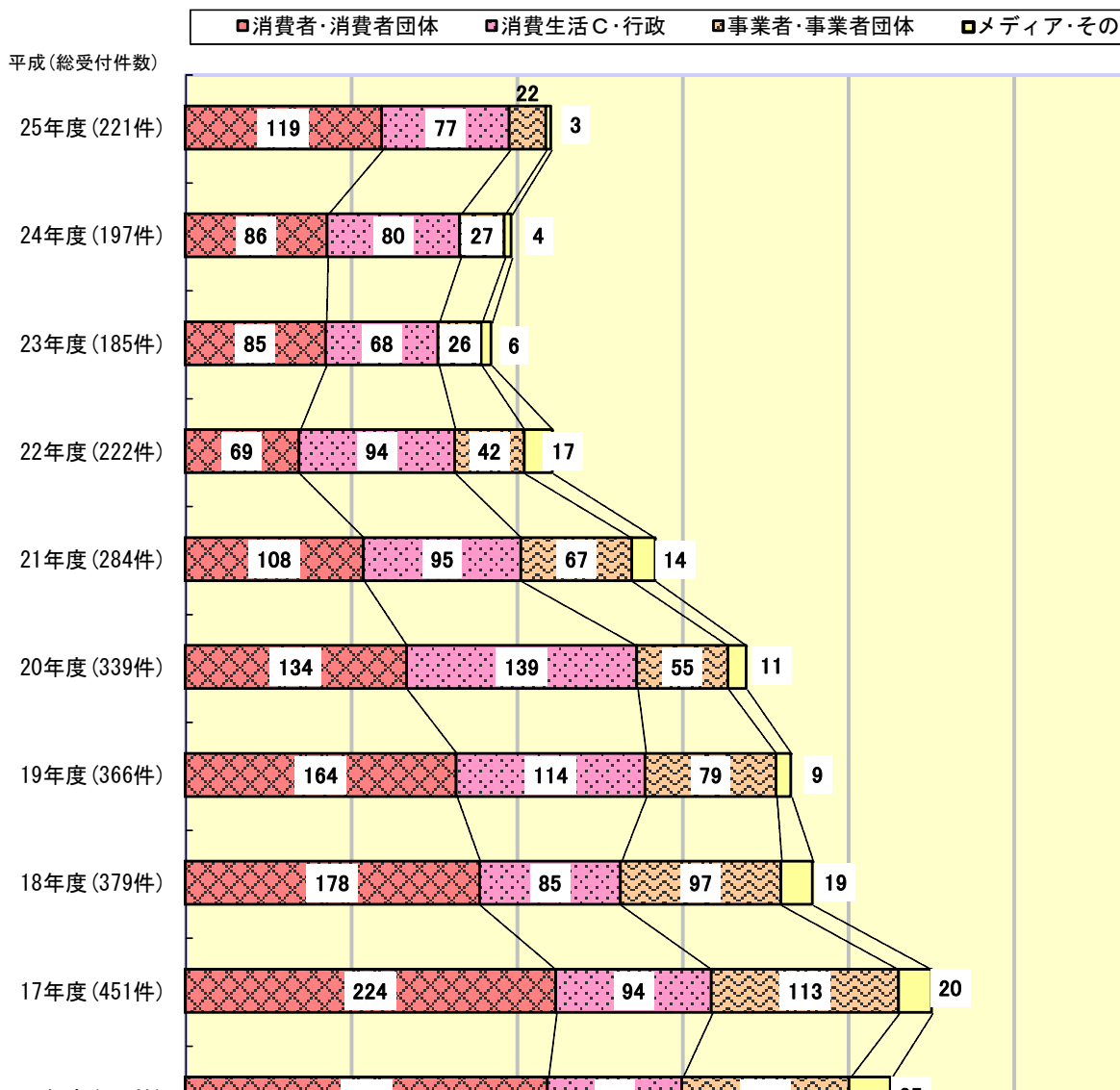
相談内容区分(改訂 平成15年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問い合わせ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

(2) 相談者別の比較: 消費者側からの相談が全体の約9割。

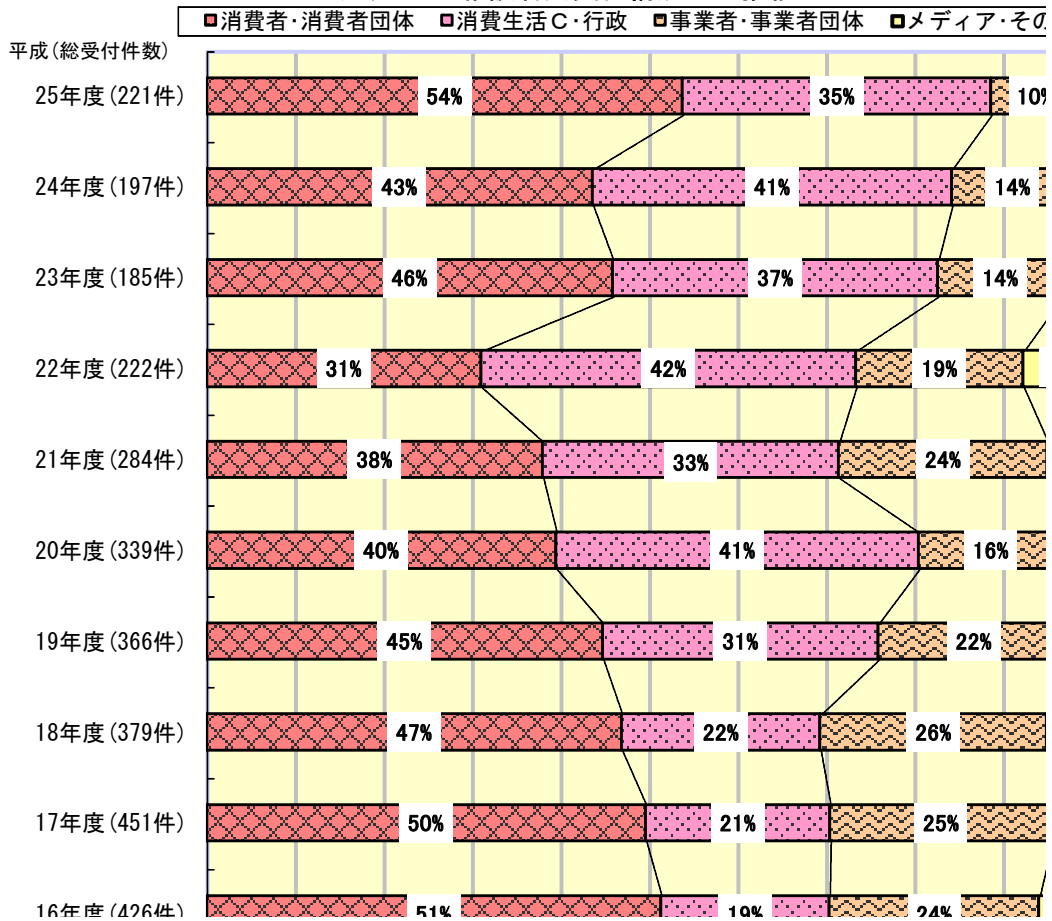
相談者別では、「消費者・消費者団体」からの相談が119件で、そのなかには消費生活センターや行政機関から紹介されたという人も少なからず含まれています。また、「消費生活C・行政」からの相談は77件で、これらを合わせると、おもに消費者側からの相談が全体の約9割を占めています。「消費者・消費者団体」からの相談が、24年度の86件から33件増加したことが主な増加要因となっています。

グラフ3 相談者別受付件数の推移



※ 平成15年度以前の受付件数についてはP.94の表をご参照ください。

グラフ4 相談者別受付構成比の推移

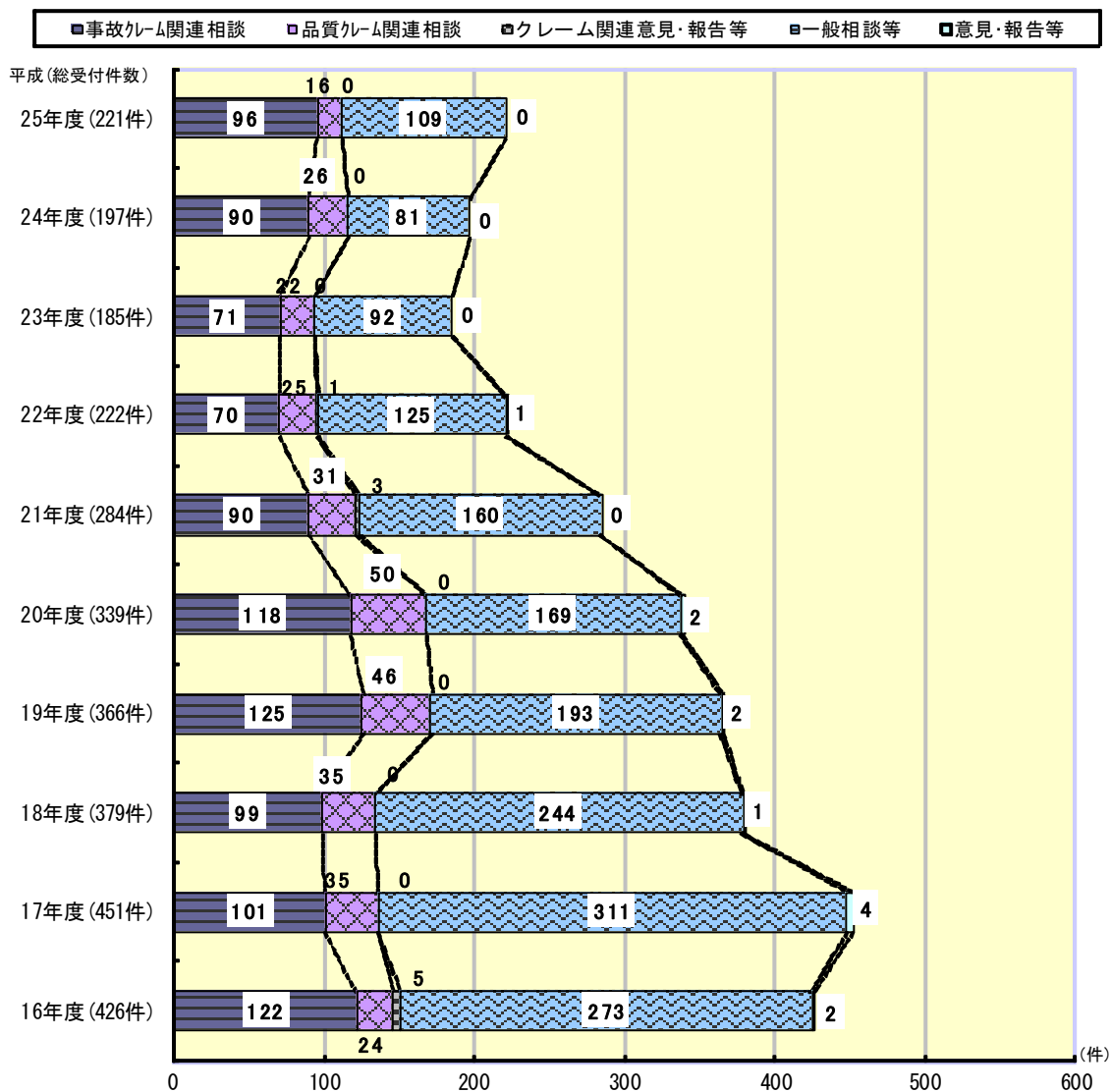


(3) 相談内容別の比較:全体的な相談件数減少傾向の要因は一般相談等の減少。

相談内容別では、「事故クレーム関連相談」が 96 件、「品質クレーム関連相談」が 16 件、クレーム関連相談は合計 112 件で、「一般相談等」の 109 件を僅かに上回りました。総件数に占める割合は事故クレーム関連相談と一般相談等が増加しました。

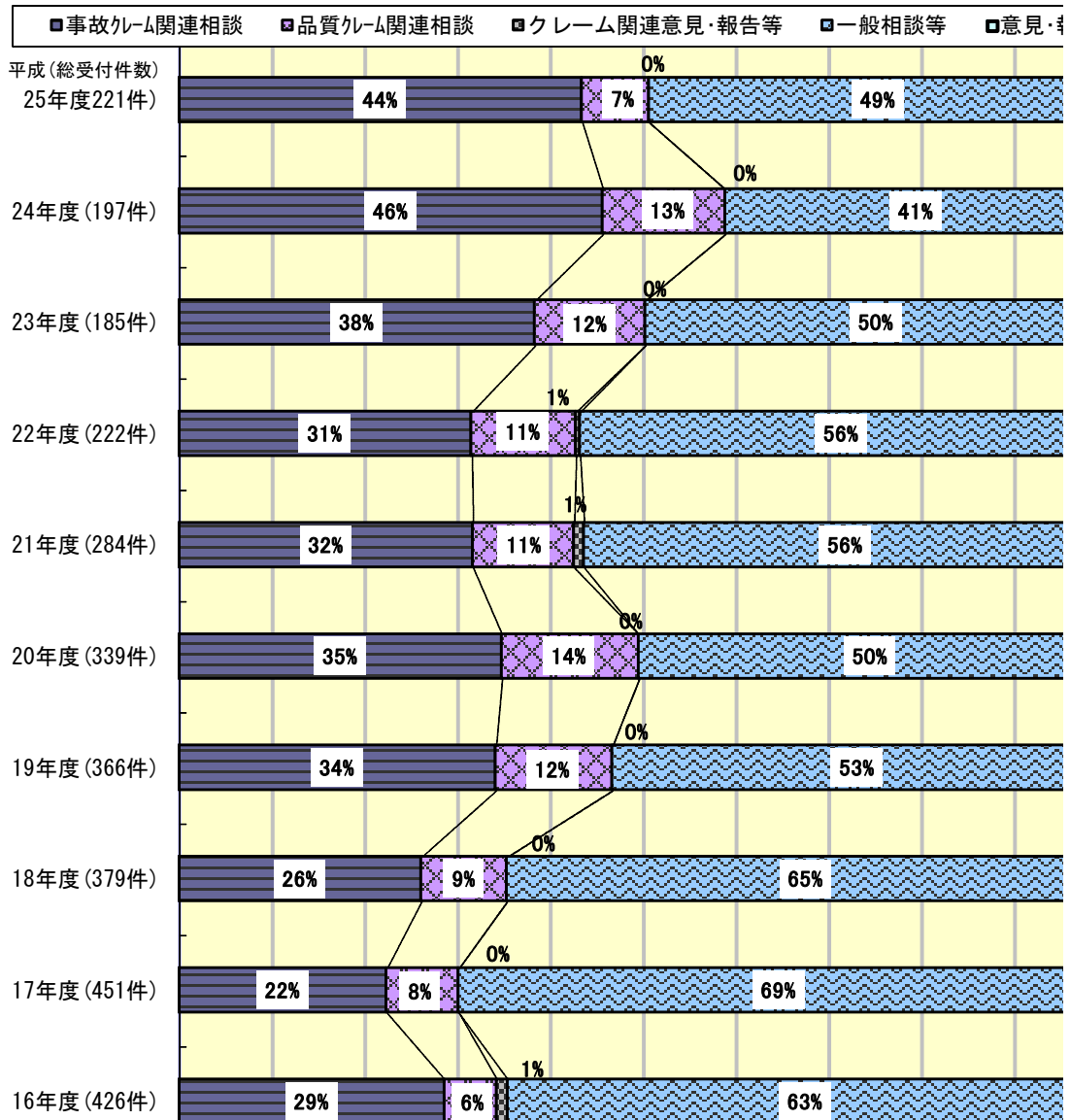
過去からの相談件数が大きく減少している要因は、一般相談等の変動幅が大きく、クレーム関連相談の変動幅は小さい状況です。

グラフ 5 相談内容別受付件数の推移



※ 平成 15 年度以前の受付件数については P. 95 の表をご参照ください。

グラフ6 相談内容別受付構成比の推移



(4) 事故内容別の比較:相変わらず体調不良が最も多い。

事故内容別では、例年同様に体調不良をうったえるクレームが最も多く、昨年と同数でした。要因は柔軟剤や芳香剤、家具、建材、殺虫剤、防中剤、洗剤・洗浄剤、塗料など多岐にわたっています。

臭いに対するクレームも相変わらず多いのですが、化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差もあるため、相談者の家族、周囲の人などは特に体の異常をうたえていないというケースも多くありました。また、美白化粧品のリコール問題が発生しましたが、それに関連する相談は1件だけでした。

表2 事故内容別クレーム件数

		平成23年度		平成24年度		平成25年度 ()内は前年との差	
身体被害	死亡	0		0		0 (±0)	
	体調不良	22		46		46 (±0)	
	皮膚障害	14		12		18 (+6)	
	眼	5		5		2 (-3)	
	頭髪	3		0		1 (+1)	
	火傷	1		1		0 (-1)	
	腹痛	0		0		0 (±0)	
	開放創	1	46	0	64	0 (±0)	67 (+3)
財産被害	家財	16		11		18 (+7)	
	身の回り品	5		3		5 (+2)	
	自動車	4		3		4 (+1)	
	衣類	3		4		2 (-2)	
	動植物	3		4		0 (-4)	
	会社財産	0	31	1	26	0 (-1)	29 (+3)
拡大被害なし (品質・性能)		16		26		16 (-10)	
合 計		93		116		112 (-4)	

(5) 商品群別の比較：多種多様な製品について相談が寄せられている。

すべての製品分野において「PLセンター」が設けられているわけではないという事情もあって、当センターには、さまざまな生活用品をはじめ、繊維製品、建材、塗料、家具・・・等々、極めて広範にわたる製品について、原材料として化学製品・化学物質が使用されているという理由で、消費者や消費生活センター等から寄せられます。

そのような場合も、当センターに可能な範囲で、一般的な製造物責任等の考え方にもとづき、問題点を整理し、交渉にあたってのポイント等を相談者に助言していますが、化学業界としての知見だけではカバーできない案件もあります。「PLセンター」が設けられていない分野を含めた横断的な相談対応、紛争解決については、今後の消費者行政に大いに期待するものであります。

表3 商品群別クレーム件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 ()内は前年との差	順位
その他生活用品 15	洗剤・洗浄剤 12	洗剤・洗浄剤 11	洗剤・洗浄剤 11 (±0)	1
家具 9	化粧品 7	家具 9	芳香剤・消臭剤 8 (+4)	2
殺虫剤 6	繊維製品 6	殺虫剤 7	家具 7 (-2)	3
洗剤・洗浄剤 6	その他生活用品 6	その他生活用品 7	その他生活用品 7 (±0)	5
柔軟剤 5	オートケミカル 5	その他 7	柔軟剤 6 (+1)	
塗料 5	建材 4	オートケミカル 5	防虫剤 6 (+5)	7
その他 5	染毛剤 4	ヘアケア品 5	その他 5 (-2)	
化粧品 4	塗料 4	抗菌剤 5	オートケミカル 4 (-1)	8
建材 4	家具 3	住宅設備 5	ヘアケア品 4 (-1)	
オートケミカル 3	住宅設備 3	柔軟剤 5	ヘルスケア品 4 (+4)	14
家電製品 3	柔軟剤 3	防蟻剤 5	家電製品 4 (+1)	
接着剤・粘着剤 3	除湿剤 3	プラスチック製品 4	建材 4 (±0)	21
繊維製品 3	防虫剤 3	建材 4	殺虫剤 4 (-3)	
漂白剤 3	食品・飲料 3	繊維製品 4	カビ取り剤 3 (+3)	25
防虫剤 3	プラスチック製品 3	芳香剤・消臭剤 4	化粧品 3 (±0)	
住宅設備 2	その他 3	化粧品 3	抗菌剤 3 (-2)	25
入浴剤 2	パーマ液 2	家電製品 3	住宅設備 3 (-2)	
芳香剤・消臭剤 2	防蟻剤 2	除湿剤 3	接着剤・粘着剤 3 (+2)	25
不明 2	入浴剤 2	自動車 2	繊維製品 3 (-1)	
イソイソナービス等 各1	不明 2	染毛剤 2	塗料 3 (+1)	21
紙製品 各1	イソイソナービス等 各1	塗料 2	乾燥剤 2 (+1)	
工業薬品 各1	カビ取り剤 各1	不明 2	農薬 2 (+2)	25
シーリング材 各1	ゴム製品 各1	ゴム製品 各1	漂白剤 2 (+1)	
除湿剤 各1	ドライクリーニング 各1	ドライクリーニング 各1	防水剤・はっ水剤 2 (+1)	25
身体洗浄剤 各1	ヘアケア品 各1	パーマ液 各1	おもちゃ 各1 (+1)	
石油・灯油 各1	ワックス 各1	ワックス 各1	ゴム製品 各1 (±0)	25
プラスチック製品 各1	医薬品 各1	医薬品 各1	シーリング材 各1 (+1)	
ヘルスケア品、 各1	家電製品 各1	乾燥剤 各1	プラスチック製品 各1 (-3)	25
防蟻剤 各1	抗菌剤 各1	石油・灯油 各1	ワックス 各1 (±0)	
防水剤・はっ水剤 各1	接着剤・粘着剤 各1	接着剤・粘着剤 各1	医薬品 各1 (±0)	25
	動物用薬剤 各1	漂白剤 各1	紙製品 各1 (+1)	
	肥料 各1	保冷剤 各1	清浄剤 各1 (+1)	25
	漂白剤 各1	防水剤・はっ水剤 各1	不明 各1 (-1)	
		防虫剤 各1		
96件	93件	116件	112件	

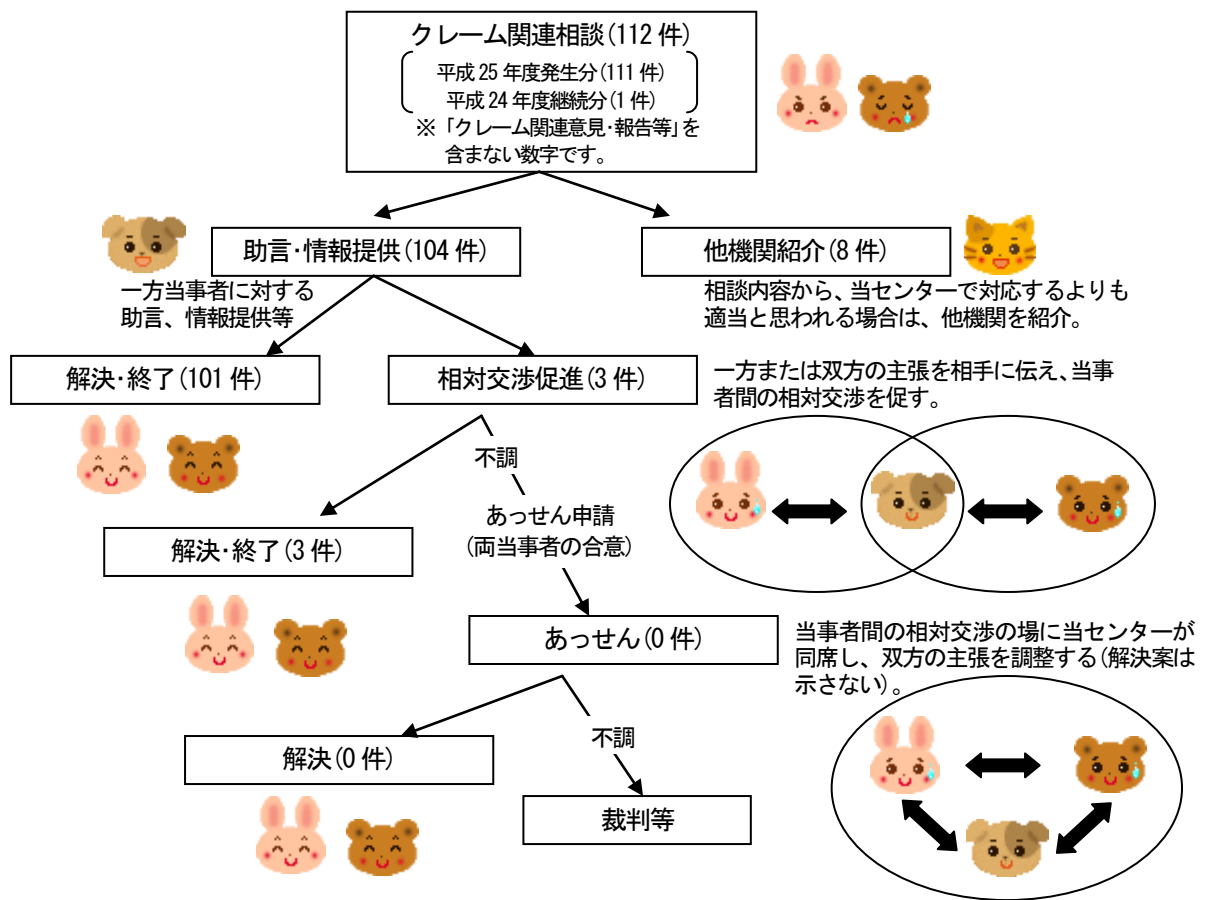
※ 「事故クレーム関連相談」、「品質クレーム関連相談」および「クレーム関連意見・報告等」を合わせた数字です。
※ 個別に分類しにくい日常生活用品等を、「その他生活用品」に分類しています。

(6) 相談処理状況:多くは助言、説明で解決。

「事故クレーム関連相談」96件、「品質クレーム関連相談」16件の合計112件が、平成25年度に当センターが対応したクレーム関連相談です。昨年度末に対応した継続案件1件は、相対交渉促進で終了しています。

最終決着内容の把握に極力努めていますが、相談者が匿名を希望された場合、こちらから連絡することはできません。そのようなときは、当センターからの説明、助言(問題点整理)等で問題が解決しなかった際には再度ご連絡いただくようお願いしていますが、ほとんどの場合その後ご連絡がないため、解決したものとして処理(終了)しています。

図1 平成25年度クレーム関連相談の処理状況



(7) 平成25年度の相対交渉事例

相対交渉とは、前頁の「クレーム関連相談の処理状況」にも記載してありますが、“一方または双方の主張を相手に伝え、当事者間の相対交渉を促すこと”と、ここでは定義しています。

相対交渉の内容は、交渉内容に深く踏み込んで話し合う場合や、お互いの意見整理をするだけで交渉促進に繋げる場合など、さまざまな形があります。ここでは、前記条件にあてはまる、今年度当センターで関与した事例を紹介します。

- 居室のホルムアルデヒド濃度が下がらないことで、換気設備メーカーとの専門的交渉
 - ・製品分類 = その他 <自宅居室のホルムアルデヒド濃度が下がらない> 資料集1 P.32
「乳幼児が原因不明の体調不良になり、リビングのVOCを専門業者に測定してもらったところ、ホルムアルデヒドだけが国の指針値を超えていた。4年前にリフォームしていたので、その業者と相談し、換気設備を設置して24時間換気を実施した。約1年後に再度VOCを測定したところ、まだホルムアルデヒドの濃度が高い部屋がある。室内の空気を正常に保つために、どうすればいいのだろうか」との相談が消費生活センターに入り、アドバイスを求められた。原因究明についての適切なアドバイスはできないが、VOC対応策についてのアドバイスとして、**換気設備のメーカーに連絡を取り、現在の方法で室内換気が完全に行われているかの検証をし、その結果を消費生活センターと相談者に伝えること**で、考えられる原因の一つ(換気設備が適切に機能していない可能性)を消去した。当センターとしてはこれ以上のアドバイスは不可能ということで、終了とした。(後日、消費生活センターより、「外部調査機関によりホルムアルデヒド発生原因究明を行い、床下材が原因であることが判明し、床下材の張り替えにより解決」との報告あり)
- エアゾールタイプのコーティング剤の漏れによる相対交渉
 - ・製品分類 = オートケミカル <コーティング剤(エアゾールタイプ)の噴出洩れによる汚損被害> 資料集1 P.34
消費者は「何度も使用しているので使い方に問題があるとは思えない」、メーカーは「今まで何十万本も売れている製品でこのようなことは初めて、調査の結果、使用方法に問題があった可能性が高く、製品には問題は無い」と、主張が平行線の状態となり、当センターに消費者より相談が入る。相談者の了解の下に、メーカーの調査報告書の問題点を整理し、**当センターから消費者にも分かり易くメーカーに説明を求めること**で、話し合いの促進を図った。メーカーとしても使用方法に問題があるという言い分を証明できず、原因究明ができないことから、和解による解決を図ることとなり、終了した。
- カビ取り剤でコーキングがピンク色になったことによる相対交渉
 - ・製品分類 = カビ取り剤 <カビ取り剤で浴室の天井と壁の継ぎ目のコーキングがピンク色に> 資料集1 P.43
消費者は「新しくカビ取り剤を購入し、浴槽で使用したところ、コーキング剤がピンク色に染まってしまった」とメーカーに申し出ると、メーカーの回答は「汚れなどに鉄分を含んでいると赤っぽくなることもあり、還元漂白剤で落とすことができる」と言われてやってみたが落ちないので、当センターに落とす方法の問合せが入る。当センターでも還元漂白の知見しかなく、消費者の申し出内容から、鉄分との反応とは違う様子であった。消費者の了解を得てカビ取り剤の**メーカーに申し出内容を伝え、状況の確認をした**ところ、メーカーでは、過去に同様の事例があったことが分かり、特殊事例であったことから、メーカーが消費者宅に直接訪問対応し解決した。

(8) 活動の所感

平成25年度相談を受けた消費生活センターに、当センターの相談対応に対するアンケート調査を行いました。当センターが目指している消費生活センターとの連携強化の評価と、今後の対応や運用に活かしていくことを目的としたアンケート調査でした。ご協力いただきました消費生活センターの方々には、お忙しい中ご協力いただきましてありがとうございます。

結果としては、当センターの現在の対応で、消費生活センターとの連携強化につながっているとの意識を深めました。また、いただきましたご意見ご要望などに関しては、今後の運用や対応でどのように活かしていけるかを検討し、先ずはできることから実行してまいります。

今後とも、ご相談いただく皆様から、当センターへのご意見ご要望をいただければ、真摯に検討し、活動に反映させてまいりたいと思っておりますので、お気付きの点等があれば、遠慮なく賜りますようお願い致します。

◇ 資料集

3. 1 平成25年度の受付相談の具体的内容

(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」

※ 相談の多い順に掲載しています。

1) 洗剤・洗浄剤	14	18) 接着剤・粘着剤	48
2) 芳香剤・消臭剤	18	19) 繊維製品	49
3) 家具	22	20) 塗料	50
4) その他生活用品	24	21) 乾燥剤・除湿剤	51
5) 柔軟剤	27	22) 農薬	52
6) 防虫剤	29	23) 漂白剤	53
7) その他	31	24) 防水剤・はっ水剤	53
8) オートケミカル	33	25) おもちゃ	54
9) ヘアケア品	35	26) ゴム製品	55
10) ヘルスケア品	37	27) シーリング材	56
11) 家電製品	39	28) プラスチック製品	56
12) 建材	40	29) ワックス	56
13) 殺虫剤	42	30) 医薬品	57
14) カビ取り剤	43	31) 紙製品	57
15) 化粧品	44	32) 清浄剤	57
16) 抗菌剤	45	33) 不明	58
17) 住宅設備	47		

(2) 「一般相談等」

1) 住宅全般	59	6) 化学製品等の表示	85
2) 殺虫剤、防虫剤、防蟻剤、農薬、除草剤等	61	7) 製造物責任(PL)法等	88
3) 洗剤・洗浄剤、柔軟剤、カビ取り剤、漂白剤等	63	8) 照会	89
4) プラスチック製食品用器具・容器包装	70	9) その他	92
5) その他の化学製品、化学物質等	72		

(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」－112件－

1) 洗剤・洗浄剤－11件

家庭用の合成洗剤(研磨材を含むものおよび化粧品は除く)、洗濯用または台所用の石けん、住宅用または家具用の洗浄剤(研磨材を含むものは除く)については、家庭用品品質表示法によって、品名、成分、液性(“酸性”、“アルカリ性”など)、用途、正味量、使用量の目安、使用上の注意、製造業者等の名称および住所または電話番号などを、消費者の見やすい場所に分かりやすく表示することが義務づけられていますので、使用する前に製品表示を確認しましょう。

1. <便座クリーナーによると思われる発疹> 「数日前から、臀部と手首が赤く腫れ、その周辺は白く角質化した。かかりつけの整形外科に通い、塗り薬等で症状は軽減してきた。発疹の原因として、1週間ほど前から数回通った特定の飲食店でトイレを使用した際、△△社の便座クリーナーを使用した事に思い当たった。何らかの補償を求めたいと思うが、どうしたらいいか」との相談を、65歳の男性から受けている。メーカーは「そのような事例はない」と取り合おうとしない。化学製品PL相談センターには、同様の相談はないか。〈消費生活C〉

⇒当センターの2000年以降のデータを検索しましたが、当該製品に関する相談は寄せられていません。またその成分のエタノール、及びグルコン酸クロルヘキシジンに係る相談も寄せられていません。なお、補償を求めるに当たっては、製品と症状の因果関係の証明が極めて重要ですので、皮膚科の診断を受けるべきかと思われます。また、仮に因果関係が確認されたとしても、個人の体質等の個体差による場合には、補償されないケースもあります。

2. <洗剤と間違えて使った液体パイプクリーナーの除去方法> 2週間程前、父親が洗濯機を使う際に、洗剤と間違えて△△社の液体パイプクリーナー〇〇を50ml程入れてしまった。△△社の相談窓口にお問い合わせると、「洗濯すれば、希釈されて除去されていく」との回答だった。しかし、その洗濯機で自分が洗ったタオルやふきんを使った後に、タオルなどに触った指を舌に触れると舌がピリピリしたので、未だタオルなどに残っているのではないかと思う。どうしたらよいだろうか。消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターは特定の製品に関する情報は把握していません。特定の製品に関する取扱いについては、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができません。その後洗濯した結果を説明されて、メーカーとよく相談してみてください。また、気になる症状があるようでしたら、皮膚科を受診されてはいかがでしょうか。

3. <洗剤によると思われる皮膚障害> 母親の鼻と咽喉の粘膜がただれ、医師に治療してもらっているが、治りそうになり薬を止めるとまた症状が酷くなる。母はキッチンの掃除に、アルカリ性の強い洗剤を、原液のままハンドスプレーで使用していて、それが原因と思われる。しかし、医師に聞いても「化学物質のことは複雑でよく分からない」と言われた。この洗剤には水酸化カリウムや水酸化ナトリウムが使用されていて、一般の洗剤より濃度が濃いらしい。これらの成分は人の体にどのような作用を及ぼすのかを教えてください。(若い女性)〈消費者〉
- ⇒お話だけからでは、お母様の症状と洗剤との因果関係は分かりかねますが、水酸化カリウムも水酸化ナトリウムも強いアルカリ性の成分です。強アルカリの成分を皮膚に付着したままにしておくと、皮膚が侵食されます。酷くなると皮膚移植が必要なほどの化学やけどを負った例もあります。業務用の洗剤・洗浄剤の中には強アルカリの製品もありますので、アルカリ性洗剤が皮膚に付いたときは、すぐに大量の水で洗い流すようにしてください。強アルカリの製品を使用する場合は、使用方法を守り正しくご使用ください。また、該当製品の安全性については、メーカーが責任を持って製造していますので、お問い合わせ願います。なお、業務用の製品は専門家が使用するもので、一般家庭では使用はしない方が良いでしょう。
4. <洗濯用洗剤によると思われる体調不良> 自分は元来アレルギーの傾向がある。8カ月ほど前からジンマシンがひどく、かぶれたようになった。また、咳も収まらず、部屋(マンションに一人住まい)が埃っぽく感じるようになった。保健所にダニ・カビ等の調査を依頼したところ、異常ないと調査結果だった。自分なりに発症の原因を考えた結果、昨年来、衣服の洗濯時に、粉石けん(△△社の〇〇)を指定の2~3倍量、使用し続けてきたことに思い至った。溜めすぎを2回以上行っている、洗濯後の衣服に粉石けんが残り、部屋干しの間に舞い降りて、フローリング等に堆積したものと思われる。衣服は湯洗し、またフローリングも濡れ雑巾で拭いたが、粉石けんの残留物が取れきった感じがしない。完全に除去する良い方法はないか? 化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉
- ⇒一般的には、洗濯時に多少多めの洗剤を入れても、きちんとすすぎを行っていれば、過剰の洗剤が衣服に残る事は考えにくいといえます。更にもその洗剤が、部屋干しする間に、室内に舞い降りて堆積するとは思えません。体調不良の原因が、洗剤以外にある可能性もありますので、信頼のおける皮膚科の診察を受けることをお勧めします。皮膚科では必要に応じ、パッチテストなどの方法で、発疹の原因を特定することも可能かと思えます。
5. <母親が職場で使った洗剤等によると思われる体調不良> 自分の母親が、1年ほど前まで勤めていた会社で、洗剤〇〇や漂白剤××を使っていた。母親はその後体調を崩し、医者には「血液中の好中球(白血球の一種)が減少している」と診断され、今も闘病生活を送っている。この症状に関連して、知人から「〇〇や××に発がん性があるか、調べるべきだ」と言われているが、

どうか。なお、〇〇の成分表示には『アルカリ剤、界面活性剤、アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム、溶剤、安定化剤、金属イオン封鎖剤』と、また××には『次亜塩素酸ナトリウム』と書かれている。(若い女性)〈消費者〉

⇒好中球の減少と発がん性との関連については当センターでは分かりかねます。医師にお尋ねください。一方、お教えいただいた〇〇の成分表示は、化合物の一般的名称ですので、このことだけからでは、洗剤の発がん性はわかりかねます。また、××の主成分と記載された次亜塩素酸ナトリウムは、家庭用の塩素系漂白剤に、従来より用いられてきた化合物です。この化合物は、国際がん研究機関(IARC)『発がん性リスク一覧』で、『Group3:Not classifiable as to its carcinogenicity to humans』に分類され、発がん性リスクは低いとされています。しかし、特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができません。各メーカーの相談窓口等へ、お問い合わせください。

6. <浴室用洗剤によるものと思われる目の角膜損傷> 「5日程前に、従来とは異なる浴室用洗剤〇〇で浴室のタイルを掃除した。〇〇に記載された使用法にそってタイルに塗布し、5分程して洗剤を洗い流そうと浴室に入ったところ、目がチカチカしたので、浴室の窓を開けて掃除を続した。当時眼科は休診していたので、数日後に眼科を受診したところ『角膜に傷がついている。浴室掃除との因果関係はわからない』と言われ、診断書は書いてもらえなかった。治療費などの補償を、△△社(〇〇の製造元)に要求したが、『医師の診断書があれば、補償に応じます』というばかりである。自分としては角膜損傷の原因は当該浴室洗剤以外に考えられないので、△△社の対応は納得がいかない』との相談を、中年の男性より受けている。化学製品P L相談センターには同様の相談事例が過去にあるか。また、本件はどのように対処すべきか。〈消費生活C〉
- ⇒過去15年にさかのぼって当センターのデータベースを調査しましたが、本件に類似の相談は寄せられていません。本件の場合、医師の診断書がないと因果関係の客観的な証明ができないため、メーカーの補償を求めることは極めて難しいかと思われます。

7. <住居用洗剤でダイニング用テーブルの塗装が剥げる> 「6年程前に購入したダイニング用テーブルの黒ずみを取ろうと、購入した△△社の住居用洗剤〇〇をかけて布で拭いたところ、表面塗装がねばねばになり、剥がれてしまった。使い方には家具に使用できるとなっている。このような状態になるのであれば、表示が足りないのではないか」との相談を受けた。〇〇の表示には『フローリング床、ラッカー等の塗装面は目立たない所で変色しないことを試してから使う』となっているが、表面塗装のみの場合等試すことのできないものもあるので、この表示で十分とは思わない。表記の成分は『界面活性剤(0.2%アルキルアミンオキシド)、泡調整剤』となっているが、どの成分で塗装が溶けたのか分かるか。〈消費生活C〉
- ⇒お話しからでは、テーブルの塗装に使われた成分が分からないため、回答はできません。テー

ブルの塗装に使われた成分を確認願います。〇〇の成分をWebサイトで確認したところ、泡調整剤に溶剤が含まれています。しかし、これが影響しているかは、配合量などもあるためメーカーでないと分かりません。〇〇のWebサイトには、使用方法に“家具などには直接スプレーせず、布などにスプレーして拭き取る”となっています。この使用方法を守らなかったことも影響している可能性も考えられますので、それも含めて△△社に問い合わせしてみてください。

8. <エアコンクリーナーの噴霧でエアコンが故障> 「自宅のエアコンの掃除を思い立ち、TVショッピングでエアコンクリーナー〇〇4本を購入した。早速TVの広告映像をまねてリビングのエアコンに噴霧したところ、エアコンの電源が入らなくなってしまった。エアコンメーカーに修理を依頼したところ、「9年前の機種で保守部品がないため修理できない、取扱説明書にはエアコンクリーナーのような液体の噴霧は避けるよう記載している」と言われた。TVショッピングの会社は未使用のクリーナーの引き取りには応じたが、エアコンの買い替え費用については補償しようとしな。古いとはいえ正常に機能していたエアコンが、このクリーナーを使用した事により使えなくなったのであるから、この対応には納得がいかない」との相談を、60歳代の女性から受けているが、どうか。なお、クリーナーは液体状のミストを噴霧するタイプで、『使用前に電源を切ること』『電装部をビニール等で保護すること』等の注意書きがかかっている。〈消費生活C〉
⇒お話を伺った限りでは、電装部の濡れ防止処置が不十分だった等、製品の注意書き通りに使用しなかったために起きたトラブルと思われ、製造物責任（PL）法からは、製品の欠陥を指摘する事、更にはエアコンの故障に関する補償を求める事は難しいでしょう。ただし、TVショッピングの映像で、これらの使用上の注意喚起が不十分であるとすれば、宣伝・広告上の問題が考えられます。貴センターよりTVショッピングの会社に、この点に関する懸念を伝え、改善を要望されてはいかがでしょうか。
9. <洗濯用の香付け剤によると思われる衣服のシミ> 「先日、衣服に好みの香りをつけるために、初めて△△社の〇〇を購入した。使用法通りに、直接洗濯槽に適量振り掛けて洗濯したところ、白物に数センチくらいの茶色のシミがついた。△△社の相談窓口にお問い合わせしたところ、「説明書に『まれに、シミなどができてしまった場合、中性洗剤などでよく洗い流してください。』と記載しています。洗剤と漂白剤を送りますので、これを使って再度洗濯してください」と言われた。このような事があるのだろうか」という相談を、若い女性から受けている。これから△△社に問い合わせるにあたり、化学製品PL相談センターでは、同様の苦情情報を受けたことがあるか、教えてほしい。〈消費生活C〉
⇒過去12年に遡って調査しましたが、当センターでは〇〇によるシミに関する問い合わせは、寄せられていません。説明書にシミについての記載があるので、シミの原因と、シミができた場合の対処方法、およびシミの出来にくい使用方法について、△△社に確認されたいかががでし

ようか。

10. <エアコン洗浄後の異臭> 1ヵ月半ほど前、自宅寝室のエアコンの洗浄を△△社の提携業者に依頼した。しかし、洗浄作業終了後にエアコンを稼働させてみると有機臭がする。20時間以上冷房運転を続けてみたが、異臭は消えなかった。そこでその旨業者に連絡したところ、業者は△△社の社員とともに来訪して確認した上で、「異臭はしない」ととりあおうとしない。自宅は妻と2人暮らしで、妻は「異臭は感じない」と言っている。しかし、自分は感じており、今のままではこの寝室が使えないので、異臭を取り除く方法を教えてほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(70歳代の男性)〈消費者〉

⇒△△社のWebサイトによると、エアコンクリーニングは、専用の薬剤で洗浄した後、高圧水を噴霧して薬剤を十分除去することです。ニオイの感じ方は個人差もありますので、やはり△△社のお問い合わせ窓口にて、詳しく状況を話してご相談されてはいかがでしょうか。また、別途費用はかかりますが、エアコンの購入店の紹介を得て、他の専門業者にご相談される事も可能ではないでしょうか。

11. <メガネ洗浄剤で異臭> 先日、△△社のメガネ洗浄剤〇〇を購入し、使用法通りメガネに向けて噴霧したところ、息が詰まるほどの刺激臭がした。製品に異常があると思い△△社に問い合わせたところ、「ユーザーの嗜好に合わせてミントの香りを付加している。人体に悪影響はない」と言われた。自分としては香りは不要である。自分と同じようにニオイを嫌うユーザーもいるであろうから、このような製品はやめてニオイのないタイプを発売するよう、メーカーを指導していただきたい。化学製品PL相談センターは市役所に紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒当センターは民間の機関であり、個別の事業者を指導する立場にありません。本件は消費生活センター等の行政機関にて、ご相談されてはいかがでしょうか。

2) 芳香剤・消臭剤—8件

1. <部屋用消臭剤がかかり皮膚に障害> 「一昨日夜、リビングでくつろいでいる時に、家族が部屋用消臭剤〇〇を散布した。首筋等に〇〇のミストがかかったがそのままにしていた所、今朝になって当該部位が赤く腫れ、一部水泡もできて熱を持った。氷で冷やしながらか様子を見ているが、跡が残らないようにするためにはどのように治療すればいいのか」との相談を、70歳代の女性から受けている。〇〇でこのようなことが起こり得るか、また今後どのように対処すればよいか、アドバイスが頂きたい。なお、相談者は薬に対してアレルギーがあるとの事。〈消費生活C〉

⇒〇〇は、植物由来の消臭成分が含まれていると公表されています。しかし、その安全性はこの

事からだけでは判断できません。皮膚にかかった場合の安全性等、〇〇のメーカーにご確認ください。また、皮膚に障害が出ていますので、速やかに皮膚科を受診されるようお勧めください。この際、使用した〇〇の現品を持参されて、皮膚科の医師に状況をお話しされるとよいでしょう。

2. <ペット用消臭剤(ハンドスプレータイプ)の噴霧時に体調不良> 自宅でペットとして猫を飼っている。ペットのニオイを緩和する目的で、△△社のペット用消臭剤(ハンドスプレータイプ)〇〇を使用してきた。通常は使用法どおりに2回程度空間に散布しているが、先日ペットのニオイが強かったので、部屋の窓を閉めたまま5~6回スプレーしたところ、息苦しさを感じた。しばらくして息苦しさは解消されたので、医師の診断は受けていない。今後もこの製品の使用を続けた場合に、人体への危険性はないのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒〇〇の成分表示には、エタノール、pH調整剤の他、天然素材からの抽出エキス、香料が記載されています。製品の安全性については、そのメーカーでなければ責任をもってお答えできませんので、△△社の相談窓口へ、使用状況や体調不良の内容等を説明してご相談ください。消臭剤にはいろいろなタイプの製品が作られており、個々人の体質等によって影響の受け方にも個人差があるものと思われます。メーカーや販売店にご相談されて、適切な消臭剤を選択されてはいかがでしょうか。

3. <隣家の消臭剤によると思われる体調不良> 2週間ほど前隣家の住人が、玄関先で消臭芳香スプレー〇〇を噴霧していた。理由はわからないが、ハンドポンプ式スプレー一本分を全部噴霧したようで、強いニオイが我が家(一戸建て)にも広がった。その日の夜自分は舌のしびれを感じたため、翌日総合病院の診察を受けたところ、『咽頭炎』と診断され、「〇〇との関係はわからない」と言われた。今になっても、舌がしびれた感じは解消してはいない。〇〇のニオイ成分は人体に害はないのか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターは、個別の製品に関する情報は把握していません。個別の製品の安全性については、その製造元が責任を持ってお答えできますので、製造元の相談窓口などへお問い合わせください。なお、参考までに、日本香料工業会のウェブページ「フレグランスの安全性」(<http://www.jffma-jp.org/fragrance/safety/index.html>)によれば、ニオイの安全性に関し、国際化粧品香料協会(IFRA)が国際的に自主基準を作り、各国の香料工業会等を通じて自主規制しているとのこと。IFRAは、化粧品香料安全性研究所(RIFM)、およびRIFM専門家委員会を設置し、安全性の研究・調査を行い、また企業とは利害関係のない立場での評価を実施しています。

4. <消臭剤を吸い込み意識不明に> 自分はタクシードライバーをしている。先日風邪気味でマスクをして仕事をしていた。乗客が下車する際にマスクを外して料金を言うが、口臭が気になり、マスクの左右から室内に使用する消臭剤（エアゾールタイプ）を吹きかけてからマスクを外して料金を言ったところ、急に意識を失ってしまった。救急車で運ばれ、医師の診断では、「消臭剤に含まれていた成分に反応してしまったのではないか」とのことだった。以前医師から「アルコールにアレルギーがある」と言われ、それからはアルコールの入っているものは買わない、使わないようにしていたことを医師に伝えた。しかし医師には「この製品にはエタノールが含まれている」と言われた。自分はエタノールがアルコールとは知らなかったので、購入して使用してしまった。自分のように知識のない人が事故に遭わないよう、消費生活センターに申し出ると、化学製品PL相談センターにも伝えるよう言われた。（中年の男性）〈消費者〉

⇒当センターにも、消臭剤による体調不良のご相談は年に数件寄せられています。意識を失うほどの内容は寄せられていません。なお、製品を使用するときは取扱説明書や表示をよく確認の上ご使用ください。エタノールがアルコールの一種であることは、機会ある毎に伝えていくと同時に、当センターでは、寄せられた相談内容と対応結果を、個人情報や製品名を伏せて月次報告「アクティビティーノート」や年度報告書等にまとめて公開することで、情報の共有を図っています。

5. <部屋に置いた芳香剤で頭痛> ゴルフの土産にもらった芳香剤〇〇を、主人が書斎に設置したところ、4~5日後にひどい頭痛が始まった。主人も自分も医者であり、風邪等の症状ではないことから、原因はこの芳香剤にあると考えている。芳香剤を部屋から撤去して2日経つが、頭痛はまだ治まっていない。この様な製品は、香りを発散させるために有機物を使っているはずである。このため、使用によって体調を崩す人もいることを製品に表示するよう、メーカーを指導していただきたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（高齢の女性）〈消費者〉

⇒当センターは民間の機関であるため、個別の事業者の商品表示等について指導できる立場にありません。消費者庁等しかるべき行政機関にご相談ください。頂いた情報は、当センターの月報、年報に情報源が特定されない形で公表し、情報の共有を図ってまいります。

6. <自家用車で消臭剤を使用し頭痛> 「先日、自家用車の臭いを消すために、△△社の無香タイプ〇〇を使用し車内で焚いた。しかし、”無香”にもかかわらず独特の臭いがして、数日後は乗車した数人が咽喉の痛みや頭痛を訴えている。ディーラーに清掃させたが軽減されない」との相談を、中年の男性から受けている。成分表示には『3メチル4イソプロピルフェノール、消臭剤』と書かれている。これから、メーカーに頭痛等の症状との因果関係を確認するつもりであるが、その前にこれらの成分について教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒3メチル4イソプロピルフェノールは、防腐剤・防カビ剤として広く用いられており、薬事法に基づく”化粧品基準”でも、使用が認められています（ただし、配合量には上限がある）。また、一般に臭いを緩和する方法として、他のニオイでマスキングする/化学的作用等で緩和する/物理的作用で緩和する/臭気の発生や発散を防ぐ、等の方法があると考えられます。このような情報を参考に、メーカーとお話してください。

7. <アロマスティックのオイルがこぼれてスピーカーボックスにシミ> 先日初めてアロマスティックを購入し、リビングのスピーカーボックスの上に置いて使用した。半日後にスティックを刺したピンを見ると、アロマオイルがたれてスピーカーボックスにシミができていた。シミを除く方法はないか。また、スティックに使用するアロマオイルには、n-ブチルエーテルが含まれていると聞いた。この化合物は、家庭内で使用していて安全のものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒n-ブチルエーテルは、様々な有機物を溶解する溶剤です。一般の溶剤と同様の引火性や有害性がありますので、塗料のうすめ液や燃料用アルコール等と同等の、取扱上の注意が必要です。本件の場合、少量ずつエッセンシャルオイルと共に気化するしくみと考えられ、有害性は低いものと思われます。詳細や製品の安全性は、そのメーカーが責任を持ってお答えできますので、メーカーにご確認ください。一方、スピーカーボックスのシミについては、ボックスの塗料が、アロマオイルの有機溶剤で溶けたために生じたものと思われます。同系統の塗料で上塗りする等で、目立たないように補修するのが現実的かと思われます。

8. <事業者が消費者に調査回答を書面とする責務の有無> 「2ヵ月ほど前にページュのコットンパンツを購入し、1ヵ月位前に販売元△△社の消臭剤を購入してそのパンツに使用したところ、スプレーしたところがオレンジ色に変色してしまいました。パンツは購入後まだ洗濯をしていない新品の状態だったので、△△社に連絡をし、状況を説明したところ、製品と変色したパンツを送り、検査することになった。1週間ほど前に検査結果の連絡が△△社から入り、「メーカーに送って検査をしたが、製品に異常はなく、製品の成分とコットンパンツの糊が反応して変色したようだ、製品には注意書きで『使用前に目立たないところで試してください』と書かれているので、当方には問題ない」とのこと。成分と言われてもよく分からないので、「書面で回答が欲しい」と言ったら「書面での回答はできない」と断られた。断られたことに納得できない」との相談が若い男性から入ったが、回答を書面で欲しいということは過剰要求ではないと思うが、『回答は書面』でというような規制等はないか。〈消費生活C〉

⇒事業者が消費者への調査回答を行うことは、事業者の任意で行う行為ですので、規制はありません。相談者が回答内容又は回答方法に不満であれば、相談者自身で第三者機関に製品検査を依頼することになります。今回の場合、販売元で断られたのであれば、メーカーに直接相談し

てみてはいかがでしょうか。(後日、「販売元からFAXにて回答をもらった」との連絡あり)

3) 家具-7件

1. <ベッドが原因と思われる発疹> 「昨年4月、娘が大学に入学し、一人住まいするにあたり、ベッドを購入した。ベッドの搬入時に、自分も手伝いに行っており、ホルムアルデヒド臭がきつかった。昨年末に娘が帰宅した際に、体中に湿疹ができており、確認すると「5ヵ月ほど前から出始め、最近では眠れないほど痒い。原因は思い当たらない」とのこと。自分が思うに、ベッドの臭いがきつかったことを思うと、それが原因ではないかと考えている。皮膚科へ行って、血液検査をすることにしたが、このような例はあるか」との問い合わせを受けたがどうか。

<消費生活C>

⇒当センターには、過去に、家具や部屋の臭いで気分が悪くなる等の症状が出るというご相談はありますが、因果関係が確認された例は殆んどありません。とりあえずは、原因と思われるものを避けるようにすることと、血液検査の結果により、今後の対応を医師と相談されるようにアドバイスされてはいかがでしょうか。

2. <カラーボックスの刺激臭がとれない> 「3ヵ月くらい前に、量販店△△でプライベートブランドのカラーボックスを購入し、自宅で組み立てた。製品の包装を解いた時から刺激臭が気になり、家族(3名)が咳き込むようなこともあった。いずれ刺激臭も緩和されるものと思いそのまま部屋に置いているが、いまだに刺激臭が軽減されない。どうするべきか」との相談を、中年の女性から受けている。今後、△△と交渉するに当たり、同様の事例がないか教えてほしい。

<消費生活C>

⇒2000年度以降のデータを確認しましたが、当センターには、△△のカラーボックスについて、同様の問い合わせはありません。家具店や通信販売で購入した木工家具等の異臭については、年間10件程度の問い合わせが寄せられています。多くは異臭の除去法を訊ねる内容で、「風通しの良いところで、しばらく天日干しする」、等の方法をご紹介しますとともに、製造元に脱臭方法を問い合わせるようお勧めしています。

3. <チェストからのホルムアルデヒドによるものと思われる体調不良> 「最近購入したチェストの臭いが酷く、以前机を購入した時に起きたのと同じ、喉の痛み、咳、鼻水等の症状が出た。家具に対する化学物質の規制はないのか」との相談を受けている。ホルムアルデヒドと思われるが規制はあるか。また、このような場合は、換気を良くしておけば臭いは薄まるものなのか。

<消費生活C>

⇒家具に関するVOCの規制は現在のところありません。ホルムアルデヒドについては、換気を良くしておけば薄まっていきます。なお、参考までに、(一社)日本家具産業振興会では、家具に使用する材料についてホルムアルデヒドの発散を自主規制した製品に、『室内環境配慮マーク』を付けています。

4. <ベッドを搬入後、体調不良> 5日前に△△社のベッドを購入して自宅に搬入し、息子が使用している。自分はベッドを搬入した日から咳がひどく、熱も出た。かかりつけの内科医から「風邪」と診断され、咳止め等の薬を処方された。この薬を服用し始めて、咳も徐々に治まってきている。しかし、自分は発病の時期から見て、ベッドが咳や発熱の原因ではないかと考えている。△△社に問い合わせたが、「そのような事例はない」と相手にされなかった。シックハウス症候群のような事例もあるので、この症状もベッドが原因ということはあるのだろうか。なお、息子に体調不良はない。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒お話をうかがっただけでは、ベッドが咳などの症状の原因であるかどうか判断できません。まずは、内科医の指示に従って、風邪の治療をされてはいかがでしょうか。なお、厚生労働省がまとめたパンフレット”健康な日常生活を送るために～シックハウス症候群の予防と対策”(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei/dl/sick_house.pdf)には、建材や家具等から発生する化学物質や、カビ・ダニ等による健康影響(目がチカチカする、咳、鼻水、頭痛、湿疹等)に関する記載があります。人に与える影響は個人差が大きいとのことで、換気や掃除等の対策が紹介されています。

5. <消毒薬の液漏れで損傷した棚の損害賠償範囲> マンションに住んでいる。玄関の下駄箱の上に作りつけられた棚に、塩素系消毒薬を保管していたところ、内容液が漏れ出し、棚の木部と金属部分が腐食した。消毒薬のメーカーに申し入れたところ、「PL保険で賠償する」と、棚のみの交換を提案してきた。しかし、棚と下駄箱は外観をそろえて作られており、既に同じ様式の棚は製造されていないことから、棚のみの交換では見た目が悪い。この場合、下駄箱まで含めた範囲の交換を要求することはできないのだろうか。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒製造物責任(PL)法では、損害賠償の範囲について、その第三条で『製造業者等は・・・その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。』と明記されています。本件の場合、棚と下駄箱が一体のものであるとの主張の正当性については、法律の専門家の判断を仰ぐべきかと考えます。地域には法律の無料相談が開催されていると思われますので、消費生活センターに問い合わせ、弁護士等の専門家にご相談されてはいかがでしょうか。

6. <1年前に購入したチェストの異臭> 1年ほど前に自宅用にネット通販でチェストを購入した。

しかし、いまだにガラス戸をあけると酸味臭がする。この臭気は人体に害はないのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒お話からだけでは、チェストに使われている材料等がわかりませんので、断定的なことは申せません。家庭用品品質表示法では、タンス等の雑貨工業品について、材料や表面加工の種類等の表示を義務付けています。販売元に材質等を問い合わせ、あわせて臭気の安全性や消臭方法等を聴取されてはいかがでしょうか。

7. <通信販売で購入した人形ケースが異臭> 通信販売で購入した人形ケース(材質:桐、容量:230L)が、先ほど届いたので、早速開封したところ強い異臭がした。この異臭の成分と消臭方法を、通信販売元、及び箱に記載の会社に問い合わせたところ、「異臭は、桐と接着剤によると思われる。接着剤の種類は公開できない。天日干して、また市販の消臭剤を使えば、異臭は収まる」との事であった。我が家には乳幼児がいるので、早く異臭をなくしたい。どのような消臭剤を使えばよいか等、消臭についてのアドバイスが頂きたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(若い女性)〈消費者〉

⇒木工家具等は、製造後、梱包して保管する間に、木材や接着剤の成分が揮発し、開封当初に異臭がする事があります。メーカーの言う通り、風通しの良いところで、しばらく天日干すれば、臭いを低減させることができるものと思われます。また、使用する消臭剤は、活性炭などの、臭気を物理的作用等で除去するタイプが、有効かと考えられます。製造販売元に、具体的な脱臭剤を例示して、問い合わせてみてはいかがでしょうか。

4) その他生活用品-7件

1. <線香で気分が悪くなる> 「今朝、仏壇の線香を新しいものに変えたら気分が悪くなり、すぐに消したが今でも気分がすぐれない。この線香には何か体に悪い成分が含まれているのかを検査してくれないか」との相談を受けているが、そちらでは検査できるか。〈消費生活C〉

⇒当センターでは、製品や成分の調査、分析等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイト、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されていますが、一般的に、検査対象成分が特定できない場合は、検査機関でも受け付けてもらえません。また、分析が可能な場合も、分析費用は依頼者の自己負担となります。まずは、メーカーに相談されてはいかがでしょうか。

2. <使い捨てマスク着用によると思われる唇の痺れ> 「先日、新しくドラッグストアで購入した△△社の使い捨てマスクを着用したところ、唇が痺れたようになった。皮膚科では「マスクが原因の可能性もあり得る」との診断だったが、診断書は書いてもらえなかった。当該マスクには『99%除菌』と書かれている。マスクからしみだした何らかの成分が、痺れの原因となったのだと考えている。今後の参考のため、この成分が何かわかるか」との問合せを、60歳代の男性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉
- ⇒マスクによる体調不良の相談は、当センターにも過去13年に3件寄せられています。しかし、いずれも因果関係が特定できていません。本件も、お話からだけでは痺れの原因成分の推定は難しいと思われます。一方、原因究明のためのマスクの成分分析は、対象物質が特定できないため、極めて困難です。購入されたドラッグストアや△△社に、症状をお話しされて問合せされてはいかがでしょうか。
3. <フローリング用ウェットシートによると思われる口等のしびれ> 「自宅のフローリングの掃除をするために、100円ショップでフローリング用ウェットシート〇〇を購入し、早速使用した。しかし、使用后しばらくして口のあたりや舌がしびれ、また口の中に苦味が残るような感じがした。シートの使用をやめたところ症状は回復してきたので、医者に行ってはいない。また、家族には異常はない。今後の参考のためにこの事例を報告しておく」との連絡を、60歳代の女性から受けている。化学製品PL相談センターでは、過去にこのような事例はあるか。なお、この製品の成分表示には『エタノール、PG、塩化ベンザルコニウム、パラベン、天然ヒノキチオール』と書かれている。〈消費生活C〉
- ⇒当センターの2000年以降の相談内容を調査しましたが、〇〇に関する事例は見当たりません。異なるメーカーの製品で、「ウェットタイプの掃除シートで顔が赤く腫れた」との事例が、2007年に報告されていました。しかし、掃除シートと顔の腫れの因果関係は証明されていません。当センターでも頂いた情報は整理して、月報や年報に挙げて情報の共有を図ります。
4. <ガリレオ温度計破損の後始末> 「頂き物のガリレオ温度計(△△社で販売、製造元不明)を、棚から落とし破損させた。内容物が飛び散ったものの、服には付着せず、また手についた液体は洗い流した。しかし、内容物の液体の一部は床とジュウタンにこぼれ、染みついている。どうすればよいか」との相談を受けている。飛散した液体の処置方法について、△△社を通してメーカーに問い合わせようとしているが、何かコメントはないか。〈消費生活C〉
- ⇒国民生活センターの2007年12月の記者説明会資料によれば、『多くの銘柄からは石油系ドライクリーニング溶剤や灯油にも含まれている成分が検出された』との事です。化学やけどを起こす可能性がありますので、内容物が付着したと思われる皮膚や服はよく洗い、また床やジュウタンは、一般に油等をこぼした際に準じて処置する必要があるかと思われます。しかし、内容

物の詳しい事はメーカーでないとわかりませんので、やはり早急にメーカーに確認されるようお願いいたします。

5. <エアゾール式簡易消火具が破裂して被害> 「1週間ほど前、自宅1階の台所に置いた△△社のスプレー式簡易消火具〇〇が、突然破裂した。当時自宅には自分だけが2階にいたので、ケガ等はなかったが、台所が当該破裂により甚大な被害を受けた。△△社に電話連絡して、自分は〇〇のリコール情報を初めて知った。防災のための備えで被害にあうのは納得できず、△△社に被害の補償を求めたい」との相談を受けている。化学製品PL相談センターでは同様の相談事例はないか、今後の進め方の参考に教えて頂きたい。なお、本件は消費者庁や防災製品PLセンターにも相談している。〈消費生活C〉

⇒当センターでは、同様の相談が過去10年間に2件寄せられています。いずれも△△社の製品の破裂トラブルで、すでに自主回収が進められているため、当センターでも防災製品PLセンターを紹介しています。なお、消防庁のWebサイト (<http://www.fdma.go.jp/html/life/accident/trouble/>)にも、本製品のトラブル事例が多数掲載されています。

6. <エアゾール式簡易消火具が破裂> 「1ヵ月ほど前に、自宅1階の台所に置いた△△社のエアゾール式簡易消火具〇〇が、突然破裂した。台所が当該破裂により甚大な被害を受けた。△△社に電話連絡して、自分は〇〇のリコール情報を初めて知った。防災のための備えで被害にあうのは納得できず、△△社に被害の補償を求めたい」との相談を受けている。化学製品PL相談センターでは同様の相談事例はないか、今後の進め方の参考に教えて頂きたい。〈消費生活C〉

⇒当センターでは、同様の相談が過去10年間に3件寄せられています。いずれも△△社の製品の破裂トラブルで、すでに自主回収が進められています。製造後10年以上経過しているのでPL法の対象外のため、補償要求をするのであれば、弁護士を通じて訴えることになるでしょう。なお、消防庁のWebサイト (<http://www.fdma.go.jp/html/life/accident/trouble/>)にも、本製品のトラブル事例が多数掲載されています。

7. <最高最低温度計が割れて強い臭気の液がこぼれた> 昨日、家にあったU字型磁石式の最高最低温度計を誤って割ってしまった。液が僅かにこぼれたので雑巾で拭き取り、雑巾は廃棄した。しかし、雑巾や手には「正露丸」のような臭いが強く、手は洗っても臭いが取れなかった。今日になって手の臭いが少なくなってきた。同温度計のメーカー名が分からなかったため、或るメーカーに問い合わせると、「クレオソート液を使用している」と聞いた。特に症状は出ていないが、どうしたらよいただろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の

女性)〈消費者〉

⇒クレオソート油はコールドタールから得られる高沸点留分で、木材保存剤などに用いられます。U字型磁石式の最高最低温度計の感温液として使用されていると言われています。こぼれた液は拭き取って廃棄されたので、臭いが残っているとしても問題はないでしょう。なお、当センターから同温度計の某メーカーに問い合わせたところ、「現在はクレオソート液を使用しておりません」とのことでした。

5) 柔軟剤-6件

ニオイの感じ方には個人差もあり、同じニオイをかいでも人によって快・不快の印象が異なったり、全く同じニオイでも感じる人と感じない人がいたりします。柔軟剤などのニオイにより、人によっては体調が悪くなることがありますので、周囲の人への影響にも配慮しましょう。

1. <柔軟剤によると思われる皮膚トラブル> 1ヵ月ほど前に柔軟剤を同じメーカーの種類の違うものに変えた。そのころから、体中にひどい痒みが出た。原因が分からなかったが、10日ほど前に柔軟剤かと思い、元のものに変えたら痒みは治まった。しかし全身にシミが出てきた。なぜこのようになったか分かるか。消費生活センターに相談したら化学製品PL相談センターを紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉
⇒お話からだけでは痒みの原因が柔軟剤とは断定できません。まずは皮膚科の専門医の受診をお勧めします。その時に、原因と思われる柔軟剤を持参し、相談されてはいかがでしょうか。
2. <隣家の柔軟剤のニオイに不快感> 「従来より、隣家から洗濯物のニオイが自宅(一戸建て)に流れ込み、大変不快に感じている。隣家に、ニオイの元となるものを使用しないよう申し入れたところ、「皮膚が弱いので、柔軟剤を使用している」と、取り合おうとしない。隣家と交渉するために、ニオイ成分の定点測定ができないか」との相談を、若い男性から受けている。どのように対処すべきか、アドバイスが頂きたい。〈消費生活C〉
⇒ニオイ成分の測定については、本年9月19日付けの国民生活センター報道発表資料”柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供”で、室内の総揮発性有機物質(TVOC)を測定した例が報告されています。しかし、屋外では様々な揮発性有機物質の存在が予想され、この方法でも、測定結果と体感するニオイとの間に、十分相関性あるデータが得られない可能性があります。また、測定費用は相談者ご自身の負担となり、現実的にはかなり難しい方法でしょう。柔軟剤には、無香性のものや、ニオイの種類や強さが異なる多くの製品がありますので、隣家の住人とよく相談して、適切な柔軟剤を選択されるよう、ご指導されたいかがでしょうか。
3. <洗剤・柔軟剤のニオイで体調不良> 「自分はマンションに住んでおり、10年程前から喘息が

ちの体質である。最近、隣家がベランダに干す洗濯物の洗剤や柔軟剤のニオイが原因で、頭痛・めまい・下痢等が発症して悩まされている。自分のように過剰なニオイに苦しんでいる人が大勢いることを広く世間に訴えたい」との相談を、30歳代の男性から受けている。当センターではPIO-NETに登録するが、化学製品PL相談センターでも周知できないか。〈消費生活C〉

⇒当センターでも、同様のご相談が年に数件寄せられています。ニオイの感じ方は個人差もあり、製品の品質には問題がなくても、個人の体質等によって合わない場合もあるでしょう。当センターでは、寄せられた相談内容と対応結果を、月次報告「アクティビティーノート」や年度報告書等にまとめて公開することで、情報の共有を図っております。

4. <洗剤・柔軟剤のニオイ成分の安全性> 賃貸マンションの2階に住んでいる。以前から、階下の住人が使う洗剤・柔軟剤のニオイで気分が悪くなり、頭痛がすることもある。体に悪い成分が、使われているのではないか？化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターにも、柔軟剤のニオイに関する相談は、年に数件寄せられています。しかし当センターは、ニオイについて専門的な知識は持ち合わせていません。日本香料工業会のウェブページ「フレグランスの安全性」(<http://www.jffma-jp.org/fragrance/safety/index.html>)によれば、安全性の高いニオイを供給するために、国際化粧品香料協会(IFRA)のもとで、国際的に自主基準を作り、各国の香料工業会等を通じて自主規制が行われているとのこと。IFRAは、化粧品香料安全性研究所(RIFM)、およびRIFM専門家委員会を設置して、安全性の研究・調査を行い、また企業とは利害関係のない立場での評価を実施することで、ニオイ成分の安全性を確保しています。

5. <柔軟剤のニオイに規制要望> ニオイの強い柔軟剤を使用して洗濯をし、部屋干しされると酷い頭痛、吐き気が起き、2~3日治まらない。最近は消臭剤のニオイでも同様の症状が出るようになった。自分は化学物質に過敏であると思うが、世の中には自分と同じように、ニオイに過敏に反応する人が結構いることが分かり、強いニオイの製品を禁止するとか規制する等して欲しいと思い、消費生活センターや国民生活センターに連絡したら、化学製品PL相談センターを紹介された。(中年の男性)〈消費者〉

⇒当センターは民間の機関であり、法的な規制や政策等に直接関与できる立場にありません。本件は行政機関にご相談されてはいかがでしょうか。一方、当センターにも、同様のご相談が年に数件寄せられています。ニオイの感じ方は個人差もあり、製品の品質には問題がなくても、個人の体質等によって合わない場合もあるでしょう。当センターでは、寄せられた相談内容と対応結果を、月次報告「アクティビティーノート」や年度報告書等にまとめて公開することで、情報の共有を図っております。

6. <隣家の柔軟剤と思われるニオイで体調不良> 集合住宅に住んでいる。1年ほど前から、隣家のニオイが流れ込んできて、乗り物酔いのような症状になる。夏はどうしても窓を開けるので、耐えられない。隣家で洗濯物を干していないときは臭わないので、多分洗濯の時に使用する柔軟剤のニオイだと思う。隣とは付き合いがないので聞くことはできず、製品の特定はできないが、街中では同じニオイをよく感じるので、多くの人が使用しているものと思う。しかし、世間には私のようにニオイに合わない人もいるということを広く伝えたいと思い、消費生活センターに申し出たところ、化学製品PL相談センターを紹介された。同様の申し出は他にないか。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターでも、同様のご相談が年に数件寄せられています。ニオイの感じ方は個人差もあり、製品の品質には問題がなくても、個人の体質等によって合わない場合もあるでしょう。当センターでは、寄せられた相談内容と対応結果を、月次報告「アクティビティノート」や年度報告書等にまとめて公開することで、情報の共有を図っております。

6) 防虫剤-6件

1. <寝具用ダニよけ剤で皮膚湿疹発症> 「1週間程前に生協の“赤ちゃん用の寝具にも使える”という広告を見て、寝具用ダニよけ剤を購入した。3日間シーツに使用して寝ていたら、腕に湿疹が出た。皮膚科でアレルギーと診断されたが、因果関係は言われなかった。このようなことがあるのか。あるのであれば、きちんと注意表示して欲しい」との相談を受けたがどうか。〈消費生活C〉
- ⇒当センターには過去に寝具用ダニよけ剤によるアレルギーのご相談は有りませんでした。まずはメーカーにご相談され、皮膚科の医師によく相談し、アレルギー検査を受けるようアドバイスされてはいかがでしょうか。
2. <プレートタイプ防虫剤が原因と思われる体調不良> 一戸建の自宅の一階に住んでいる。最近向かいの住人が、玄関にプレート型の虫よけ剤をつるした。メーカーや製品名はわからない。それ以来、自分は息苦しくなり、また動悸やのどの痛みを感じている。家族や向かいの住人は体調に異常はないといっている。なお、自分は、向かいの玄関に相對した部屋で、寝起きしている。この症状は、向かいの玄関の虫よけ剤が原因と思うので、どのように対処するべきか、アドバイスが頂きたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の女性)〈消費者〉

⇒化学物質に対する感受性は個人差が大きく、息苦しいなどの症状が、向かいの虫よけ剤に起因するのか、お話だけでは判断が付きません。まずは、かかりつけの内科医を受診されるよう、お勧めします。その際、虫よけ剤の件も含めてご相談されては如何でしょうか。なお、プレー

トタイプの虫よけ剤には、ピレスロイド系と有機リン系の製品があり、このうち有機リン系の製品は、使用場所が限定されています。この点も踏まえて、向かいの住人と十分お話しされることも大切ではないでしょうか。

3. <防虫剤が原因と思われる膝の痛み> 3日前の夜、絨毯を納戸から取り出し広げた。この時、絨毯に挟み込んでいた防虫剤〇〇（主成分：パラジクロロベンゼン）が割れ、袋からこぼれ出ていることに気付かずに、膝をついて作業をした。翌日になって、膝に打ち身のような痛みを感じ、外科を受診したが、「防虫剤の影響ではありません」と言われた。しかし、インターネット等を見ると、『パラジクロロベンゼンは有害』と書かれており、不安であるが、どうか。なお、防虫剤に触れたと思われる皮膚は、赤くはなっていないように見える。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。（中年の女性）〈消費者〉

⇒公益財団法人 日本中毒情報センターによれば、パラジクロロベンゼンは、皮膚に触れた場合は『紅斑性皮膚炎』を起こすとしか書かれておらず、お話では、皮膚に触れたとしても少量と思われ、紅斑も出ていないことから、防虫剤の影響とは考えにくいと思われます。なお、製造元としての責任持った回答は、〇〇のメーカーにお尋ねください。

4. <クローゼット用防虫剤をセットした部屋で体調不良> 別宅（一戸建て）で一人暮らしをしている高齢の母親が、カーペットの防虫を思い立ち、1ヵ月程前にクローゼット用防虫剤〇〇の包装の一部を切って2階（6畳）に2個、1階（8畳）に1個放置した。その後1週間程前から、母親は視力の低下やめまい、吐き気を感じ始め、昨晩は自分の妹が付き添って救急医の診察を受けさせた。医師は「疲れからくる体調不良」と診断したが、自分は時期から見て防虫剤の成分による中毒ではないかと考えている。母親の健康を回復するにはどうすればよいか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒取り急ぎ、状況を話されて眼科と内科を受診されることをお勧めします。体調不良の原因を〇〇に特定せずに、いろいろな可能性を考えながら受診されるとよいでしょう。△△社（〇〇の製造元）に当センターより問い合わせたところ、〇〇の主成分はパラジクロロベンゼンとのことでした。特定の製品については、そのメーカーでなければ責任を持ったお答えができませんので、△△社に、使用状況や症状をもとにご相談されては如何でしょうか。なお、化学物質による中毒については、公益財団法人 日本中毒情報センターが一般相談を受け付けています。

5. <防虫剤（リキッドタイプ）が倒れて、家具の表面が汚損> 一昨日防虫剤（リキッドタイプ）を購入し、その日にベッドのヘッドボードの上に設置した。その晩寝る時に、防虫剤が倒れて中身が半分程こぼれているのに気付き、直ぐに拭いたが、ボードの天面が15cm×20cm位表面が剥がれたようになってしまった。注意書きは字が小さく読まなかったが、Webサイトを見ると、『倒

れないようにお使いください』『液がこぼれた場合は速やかに拭き取ってください』とは書いてあるものの、『家具の上には置かないように』とは書いてなかった。容器の形状も縦長で安定しているとはいえず、メーカーにヘッドボードの補償を求めたが、「表示に『倒れないようにお使いください』と書いてある、ご意見は今後の参考にさせて頂く」というだけで、補償はしてもらえないとのことだった。消費生活センターに申し出、消費生活センターからもメーカーに言ってもらったが、回答は同じで、同センターから化学製品PL相談センターを紹介された。尚、成分にはエタノールが多く含まれているとのことだったが、このようなことはあるのか。又、この宣伝表記には、『どこにでも置けるシンプルなデザイン』と表記して、机の上や下駄箱の上、テレビボードの上に置いてある絵があり、これを見るとボードの上に乗せても大丈夫とってしまう。表示に問題はないのだろうか。(中年の男性)〈消費者〉

⇒ボードの注意表示には『塗装面はシンナーやアルコールでは拭かないでください』となっていました。エタノールで影響を受けた可能性はありますが、成分濃度等が分からないと断言できません。容器の形体が倒れ易いとみるか、『どこにでも置ける・・・』の絵表記が、誤解を与える表記ととられる可能性があるかは、法律の専門家の判断にゆだねることになるでしょう。絵表記の件を消費生活センターに伝えていないのであれば、この点を消費生活センターに伝え、メーカーと再交渉できるかを相談されてはいかがでしょうか。

6. <虫よけスプレーで樹脂の床が黒くなった> 「数日前、7歳の子どもに、マンションの共用部の廊下で△△社の虫よけスプレー〇〇を使用した。その時に、樹脂の床に虫よけ剤のミストがかかり、その部分が時間とともに黒くなってしまった。△△社に連絡したところ、「内容成分には樹脂に影響を与える可能性のある成分が含まれています」と言われた。樹脂に影響を与えるような成分を子どもに使用しても大丈夫か」との相談を受けたがどうか。〈消費生活C〉

⇒お話からでは、マンションの廊下の樹脂素材の成分が分からないので、何がどのような成分に反応したのかは分かりかねます。この製品は医薬部外品として認可された製品です。ご心配であれば、製品の安全性についてはメーカーが責任を持ってお答えしますので、メーカーにお問い合わせください。

7) その他-5件

1. <ピアス用金属アレルギー防止コーティング液の効果が無い> 「10年程前から金属アレルギーに悩まされている(医師の診断は受けてはいない)。3ヵ月ほど前、金属アレルギー対策を謳ったコーティング剤〇〇を通信販売で知ったので、これを購入し、金製及びプラチナ製のピアスに使用した。しかし、いずれのピアスでも肌にかぶれが生じ、効果が感じられない。同様の被害が起きないためにも、この事例を紹介したい」との相談が、中年の女性から寄せられている。〇〇に

ついて同様な事例は化学製品PL相談センターには寄せられていないか。また、〇〇の成分がわかるか。〈消費生活C〉

⇒当センターのデータを過去12年にわたり確認しましたが、〇〇の効能に関する苦情や相談は寄せられていません。〇〇の販売元△△社のWebサイトには、〇〇の主成分が数種類の樹脂と溶剤であることが記載されています。

2. <自宅居室のホルムアルデヒド濃度が下がらない> 「自分の主人は、自営業を営んでいる。住居は鉄骨3階建て（築30年）の3階で、4年前にリフォームした。1階は作業場にあてている。昨年の8月に、乳幼児が原因不明の体調不良（くしゃみ、鼻水等）となった。そこで、リビングのVOCを専門機関で測定したところ、ホルムアルデヒドだけが、国の室内濃度指針値を超えていた。リフォームした業者と相談し、各居室に換気設備を取り付けて、24時間換気を実施した。しかし、今年の8月に再度VOCを測定したところ、まだホルムアルデヒドの濃度が高い部屋がある。室内の空気を正常に保つために、どうすればいいのだろうか」との相談を、若い女性から受けている。室内の建材や家具は、ホルムアルデヒドの放散の少ないF☆☆☆☆のみを採用しているとの事である。このような事があるのだろうか。今後の対応等、アドバイス頂きたい。〈消費生活C〉

⇒愛知県衛生研究所が公開している『シックハウス症候群』のページ

(<http://www.pref.aichi.jp/eiseiken/5f/sickhouse1.html>)には、マンション室内のホルムアルデヒドが、1年間に1/5に低下するデータが掲載されています。換気設備を稼働させても、室内の濃度が十分下がらないことから見て、お話を伺った限りでは、ホルムアルデヒドの発生源が室外にもある可能性が否定できないと思われます。室内のVOC対策は、換気が最も有効ですので、換気設備を設計・施行した業者と、発生源の推定も含めて、よく相談されるようお話しされてはいかがでしょうか。

3. <乳母車によると思われる乳幼児のジンマシン> 3ヵ月ほど前に、△△社の乳母車〇〇を新たに購入し、1歳半の乳幼児を乗せた。しかし、その2日後から乳幼児に酷いジンマシンが出て、皮膚科に通い完治するのに2か月以上かかった。医者は「乳母車とジンマシンの因果関係はわからない」と言っている。△△社に〇〇の材質などを問い合わせたが、明快な回答はなかった。この乳母車は今後使わないつもりではいるものの、参考までに同様なトラブル事例はないか、また乳母車に材質表示義務はないかを知りたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中年の女性）〈消費者〉

⇒当センターの過去13年に遡ってデータベースを調査しましたが、本件と同様の相談は寄せられていません。乳母車は「消費生活用製品安全法」に基づき、製品安全協会が認定するSGマーク（安全を保証するマーク）の対象品です。SGマークの認定を受けると、製造業者名等を表示しなければなりません。材質表示の義務はありません。△△社には製品に関する詳しい情報があるはず

ですので、再度〇〇の材質等をお尋ねになってみてください。なお、乳母車の問合せについては消費生活用製品PLセンターが、より詳しい情報を持っていると思われます。

4. <表紙に使用されていたポリウレタンの劣化> 出版会社に勤務している。5年程前に本の表紙に、業者が売り込んできた海外メーカーのものを初めて使用した。しかし、最近になって愛用者から「使用していたら表紙の表面がぼろぼろと剥がれてきた」との申し出があった。調べると、表紙はポリウレタンが使用されており、経時劣化したものと考えている。長く使う本なので、どの様に対応したらよいか困っている。このような事例はあるか。消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈事業者〉

⇒当センターで、過去のデータを調べましたが、表紙が劣化した場合の相談事例は有りませんでした。一般的にポリウレタンは加工や染色が簡単で軽いという特徴がありますが、経時劣化するという特徴も併せ持っていると言われています。長期に使用する本の表紙にポリウレタンを使用するのは、好ましいとはいえません。売り込んできた業者にも確認されてはいかがでしょうか。

5. <畑の生分解性マルチシートが飛散> 自分は行政委員である。今般、生分解性のマルチシートを使用している農家から、「シートが分解されずに飛散して、隣の農家から苦情を受けている」と相談されている。生分解性のシートはどの程度の期間で分解してなくなるものか。当該シートの商品名や製造元はわからない。(中高年の女性)〈行政〉

⇒生分解性のマルチシートは、一般には特殊な生分解性ポリマーを加工した薄いシートです。原料とするポリマーの種類や加工方法だけでなく、使用条件(温度、湿度、日照時間等)等により、分解するまでの時間は大きく異なります。更に、生分解性があるとはいえ、[ある一定の期間が過ぎると、突然消滅する]のではなく、その期間内に徐々に分解されていく性質のものです。その為、部分的に分解したシートが飛散する可能性があると考えられます。使用した製品の用法などを確認して、ご不審の点はメーカーにお問い合わせください。

8) オートケミカルー4件

1. <ウィンドガラス撥水剤によると思われる車塗装の損傷> 「半年前に購入した新車のウィンドガラスに、△△社の撥水剤〇〇を塗布した。先日、ウィンドガラス周辺のボディ塗装面にシミがあることに気づき、ディーラーに相談したところ、「ボディに付着した撥水剤の拭き残りが原因ではないか」との事であった。撥水剤がカーボディの塗装を痛めるようなことが起こり得るのだろうか」との相談を、若い女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒カーボディが何で塗装されているかわからないため、断定的な事は申せません。一般に、多くのウィンドガラスの撥水剤に含まれるある種の成分が、車の塗装面を痛める事があるとのこと

です。その為当該製品等には、『撥水剤がボディに付着した場合は直ちに布等でふき取るよう』
注意書きがされています。

2. <芳香剤で車のダッシュボードが損傷> 先日100円ショップで、△△社の屋内車内兼用の芳香剤○○（5cm角程度のシート型）を購入し、自家用車のダッシュボード下部にぶら下げた。3～4日後に芳香剤の裏を見たところ、芳香剤が接したダッシュボードの表面が、一部脱色し変形していた。芳香剤の成分表示は『香料、パーミキュライト（蛭石）』、使用方法は『ドアノブにぶら下げて使用』、また注意書きには、『高温、直射日光のあたるところに保管しないこと』と記載されている。当該製品により、自家用車のダッシュボードが損傷したことは明白であり、△△社に補償を求めたいので、アドバイス頂きたい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。

（若い女性）〈消費者〉

⇒自動車の芳香剤によるトラブルの相談は、当センターにも、過去に数件寄せられています。しかし使用者が、製品に表示された使用方法、注意事項を守らなかった場合には、そのことよって生じた被害については、使用者の責任が問われる可能性があります。自家用車のディーラーに、ダッシュボードが損傷する可能性を確認し、また消費生活センターに○○に関する事例をご確認されてはいかがでしょうか。

3. <ヘッドライトクリーナー液を被液> インターネットで購入したヘッドライトクリーナーが、昨日届いた。早速自家用車のヘッドライトで作業を開始したところ、プラスチック製容器の蓋が固く、力を入れたら急に蓋が取れて内容物が噴出した。10cc弱の液体が顔にかかり一部が目に入ったので、至急流水で洗眼した後、現品を持って眼科の診療を受けて点眼薬を処方された。インターネットの広告では、専用のボトルが表示されていたにもかかわらず、送られてきた製品は汎用のボトルに充填されていた。汎用のボトルで販売することは、製品として問題はないのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターより紹介された。（若い男性）〈消費者〉

⇒製造物責任（PL）法は、製造業者等が、自ら製造、加工、輸入又は一定の表示をし、引き渡した製造物の欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を賠償する責任があることを定めています。本件の場合、被液した事故が製品容器の欠陥に起因すると立証できれば、PL法の対象となる可能性があります。事故と欠陥の因果関係は被害者側に立証責任があります。一方、製品容器がインターネット上の表示と異なる点については、宣伝広告上の問題があるかも知れません。製品容器形状の違いについて、メーカーに問い合わせてみてはいかがでしょうか。

4. <コーティング剤（無色、エアゾールタイプ）の噴出洩れによる汚損被害> 2ヶ月程前、息子（高校生）がオートバイを塗装した後に保護用のコーティング剤（無色、エアゾールタイプ）を使用し

たところ、内液がほとんど噴き出してしまった。このため、髪の毛や服に付着してしまったほか、畳や部屋の中の家具などが汚れてしまった。なお、息子がこの製品を使ったのは初めてではなく、何回か経験していた。息子からコーティング剤メーカーの相談窓口につながったところ、「現物を調べるので送って欲しい」と言われたとのこと。自分は外出していたため、翌日、自分が相談窓口で状況を説明したところ、同じ依頼を受けたので、自分が現物を送った。その後、メーカーから「製品には何も欠陥はなかったため、責任を負えない。取扱いのミスではないか。別途、調査報告書を送ります」との連絡を受けた。後日、送られてきた調査報告書を見ると、「製品の機能・品質上の不具合は確認されず、(使用者の)作業の不備によることが原因と考えられるため、補償できない」旨の結論になっていた。息子はこの製品を使い慣れているので、使い方が問題にされるのは納得できない。また、自分としては、畳の更新など何らかの補償を求めたい。メーカーに苦情を申し出ると、「調査報告書の通りです」として相手にしてくれない。(消費者)

⇒製造物の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合に、製造業者等の損害賠償責任について定めた製造物責任(PL)法があります。この法律に基づいて損害賠償を受けるには、被害者が、製造物に欠陥が存在していたこと、損害が発生したこと、損害が製造物の欠陥により生じたことの実を明らかにすることが原則となります。また、当センターでは両当事者の了解のもとに、問題点を整理して当事者間の相対交渉を促進することに努めています。当センターで調査報告書の内容を確認すると、液シールのためのラバーに亀裂が生じていたこと、そのために液漏洩を起したことが記載されていました。ただし、使用者の操作が正常でなかったことが直接的な原因となっていました。そこで、相談者の了解を得た上で、当センターからメーカーに使用者の操作とラバーの亀裂が生じた原因との関係について説明を求めました。しかし、メーカーから提供された情報に合理性が認められませんでした。その後、当センターからの質問とメーカーからの回答を繰り返しました。その結果、ラバーに亀裂を生じた原因は特定できないことになりました。このため、メーカーは相談者にお見舞金を支払うことを提案しています。メーカーの相談窓口と再度話し合いをしてみてください。(後日、メーカーが相談者にお見舞金を支払うことなどで、話し合いが成立した)

9) ヘアケア品-4件

1. <通信販売で購入したシャンプーで顔の皮膚に異常> 2ヵ月ほど前に通信販売で△△社のシャンプー〇〇を購入した。製品に添付された試供品を少量額の生え際に付け、通常通り洗い流したところ、翌日になって顔全体に赤いブツブツができた。そこで、皮膚科に通ったところ1ヵ月ほどでこの症状は治まった。しかし、ブツブツができた個所に色素沈着が残り、皮膚科の医師には「保険外治療が必要」と言われた。△△社にこの状況を伝えたところ、「①商品の引き取りと

代金返却、②ブツブツの治療に係る医療費の支払いに応じる」ものの、「色素沈着を除去する保険外治療については負担できない」といわれた。購入した現品と医院の診断書、医療費の証明書などを△△社に送ったところ、①は支払われたものの②はまだ入金されていない。化学製品PL相談センターには、△△社の製品に係る事故事例はないか。また、②の支払いや保険外治療費の請求など、どのように進めればいいのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターには、これまで△△社の製品に係る事故の相談は寄せられていません。製品の品質に問題がなく、使用者の体質や体調によって生じた皮膚トラブル等に関しては、医療費の損害賠償等が認められない場合もあります。このことを踏まえて、消費生活センターの協力を仰ぎながら、②の医療費や保険外治療の支払いに関して△△社と交渉されてはいかがでしょうか。

2. <皮膚障害の原因と思われるシャンプーの検査> 3カ月前に△△社のシャンプー〇〇を初めて使用した頃に、頭皮に湿疹が出、また顔の肌荒れを生じた。当時は皮膚科に通い、ステロイド剤等での治療を受け、症状は改善されたが、原因は不明のままであった。自分は〇〇の使用を1ヵ月ほど前にやめたが、主人や2人のスタッフが数週間前に〇〇を使用して、同様の症状が発症した。そこで、発症の原因が〇〇にあると考え、メーカーに連絡したが、「そのような事例は無い」と、取り合おうとしない。〇〇に有害な物質が使われていないか、化学製品PL相談センターで調査できないか。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターは、製品の分析や調査は行っておりません。皮膚科の医院では、製品と湿疹の因果関係を、パッチテスト等で調査する事が可能かと思われます。更に、必要ならば医者がメーカーに連絡を取って、〇〇中の成分ごとのパッチテストも不可能ではないでしょう。本件は、〇〇を持参して皮膚科にご相談されてはいかがでしょうか。

3. <シャンプーで髪の毛が固く絡まった> 3週間ほど前に、来年大学卒業の娘が行きつけの美容院でシャンプーをした。その日は美容師から勧められ、何時ものシャンプーではなく、△△社から3か月前に発売の新製品〇〇を使用した。シャンプーをしてトリートメントをする前に髪の毛が絡まって固くなってしまい、ほどけなくなった。仕方なく、背中まであった髪を泣く泣く切らざるを得なかった。△△社には美容師から連絡し、髪を調べてもらっているが、今までにこのような相談は入っているか。また、今まで大切に伸ばしてきた髪を切らざるを得なくなり、精神的にショックを受けている娘に、製造物責任(PL)法による慰謝料の請求はできるものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターには今までのところ、〇〇による同様の相談はありません。また、被害者が製品の欠陥(設計/製造/指示・警告)とその欠陥との因果関係を立証した場合は、PL法では損害賠償を請求できるとされており、精神的慰謝料の請求は民法で規定されていま

す。

4. <美容院で購入したシャンプーが白濁> 美容院で石けんを主成分としたシャンプー〇〇を勧められ、10年来使用してきた。容器は当初購入したものを使い回し、詰め替え用の内溶液を都度補充して来た。3週間ほど前に、いつものように内溶液を補充して使用したところ、頭皮にかゆみを感じるようになったが、気にせずほぼ毎日洗髪していた。しかし、一昨日になって通常は透明な内溶液が、白濁しており、かすかにヨーグルト様の臭いがすることに気付いた。発売元に連絡し、内溶液を送り返して調査を依頼している。今後ともこのメーカーの製品を使い続けてよいものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)
<消費者>

⇒お話からだけでは、〇〇の使用継続の可否は当センターでは判断できません。頂いた情報だけから類推すると、白濁の原因として、異物(水など)の混入や、雑菌の繁殖など、いくつかの原因が想定できます。まずは、発売元の調査結果を待ち、納得いく回答を求められてはいかがでしょうか。その際、文書での回答を求められることをお勧めします。

10) ヘルスケア品-4件

1. <使い捨てマスクで発疹> 「先日、〇〇で購入した使い捨てマスクを使用したところ、2時間ほどで口の周りに赤いブツブツがでた。マスクを外して皮膚科を受診したところ、『発疹の原因はマスクの可能性がある』と言われた。今後、マスクを購入するときに参考としたいので、マスクのどのような成分が、発疹の原因になっているのか、検査することはできないか」との相談を、中年の男性から受けている。国民生活センターに問い合わせたところ、「対象物質を特定しない分析は、きわめて困難」とのことであった。化学製品PL相談センターから、本件について何かアドバイスはないか。(消費生活C)

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧がありますが、国民生活センターのご指摘の通り一般的に言って、検査対象成分が特定できない場合には、検査機関でも受け付けてもらえません。また、分析が可能な場合も、分析費用は依頼者の自己負担となります。なお、当センターでも、過去10年で2件の、使い捨てマスクに係る同様な相談が寄せられましたが、いずれも原因を特定するに至っておりません。

2. <試供品のボディケアテープで発疹> 「先日、試供品のテープ〇〇を首筋に貼ったところ、5時間程してかゆみを覚えた。テープを除去してみると、貼付箇所の皮膚が赤く腫れ中心部分は白く

脱色していた。皮膚科を受診して腫れは治まってきたが、「腫れや脱色の原因はわからない」と言われた。この状況をメーカーに申し出たところ、発疹に掛る皮膚科の治療費は負担したものの、今後の脱色等の治療費を負担しようとしなさい」との相談を、20代の女性から受けている。化学製品PL相談センターには、〇〇に関する相談事例はあるか。なお、〇〇には粘着剤としてアクリル糊が使われており、相談者は被害の原因がこの粘着剤にあると考えている様子である。

〈消費生活C〉

⇒当センターの相談受付データを、2000年まで遡って検索しましたが、〇〇に関する相談は寄せられていません。また、粘着テープ使用時に皮膚が発疹した相談事例が1件ありましたが、因果関係ははっきりしていません。アクリル系の粘着剤では皮膚への刺激の少ない製品が開発され、絆創膏にも多く用いられています。当該テープと湿疹/脱色の因果関係を実証するためには、皮膚科でのパッチテストが必要かと考えられます。なお、仮に因果関係が実証されたとしても、品質そのものに問題がなく、使用する人の体質や体調などによって生じた皮膚トラブル等に関しては、医療費等の損害賠償が認められるとは限りません。

3. <次亜塩素酸水の噴霧と喘息の関係> 子供が通っている保育園で、消毒のためと称して△△社の〇〇という次亜塩素酸水を室内に噴霧している。子供はもとから喘息の体質で、この噴霧が始まって以来、喘息がひどくなってきた。園長にその旨を申し出て、噴霧をやめるよう話しているが、取り合おうとしない。△△社に喘息との関係を問い合わせたが、明快な回答はなかった。この製品と喘息等の症状に関して、何か情報はないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(若い女性)〈消費者〉

⇒当センターに寄せられた過去13年間の相談事例を検索しましたが、〇〇及び次亜塩素酸水に関する相談事例は寄せられていません。なお、この製品の次亜塩素酸水は、次亜塩素酸ナトリウムと強酸を、適切な配合量で混合したもので、雑貨扱いの製品との事です。

4. <購入したランニングマシンで体調不良> 4日前に、購入した家庭用ランニングマシンが家に届き、設置してみた。自分は数年前に化学物質過敏症と診断されているが、設置と同時に手足がしびれ、声がかすれ、吐き気がするという、以前診断された時と同じ症状が出た。直ぐにその部屋から出て、マシンは体調に問題のない主人に、サンルームに移してもらった。購入店に連絡したが引き取ってはもらえないとのことで、消費生活センターにも相談したが、「個人の体質による問題なので難しい」と言われ、化学物質を早く薄める方法の問い合わせ先として、化学製品PL相談センターを紹介された。(高齢の女性)〈消費者〉

⇒お話からだけでは、何の化学物質で症状が出ているのかが分かりませんので、具体的なアドバイスは致しかねます。換気を良くして、揮発した化学物質を放散させるのが一般的ですが、他には活性炭や炭などで吸着させる方法や空気清浄器を使用する方法も考えられます。

11) 家電製品—4件

1. <食器洗浄機のナイロン部の劣化> 「食器洗浄機（外国製）の水の噴射口部や、ローラーの軸受け部等が劣化してヒビが入ったり白く粉を貰いたりしたようになってしまった。食器洗浄機の劣化部の材質はナイロン。水道の水質は硝酸態窒素が多い。酸素系漂白剤を使用しているが、成分は過炭酸ナトリウム100%と記載されている。これらのどちらかが劣化に影響していることは有るか」との問い合わせを受けているがどうか。〈消費生活C〉

⇒ナイロンの耐薬品性については、硝酸態窒素の一つである硝酸ナトリウムや硝酸アンモニウムには強いとされています。過炭酸ナトリウムは、炭酸ナトリウムと過酸化水素の付加物で、この水溶液は放置すると炭酸ナトリウムと過酸化水素に分離し、過酸化水素はその後酸素と水に分解します。ナイロンは過酸化水素には耐性が弱い面があるので、今回の劣化に無関係とは言いきれません。食器洗浄機のメーカー又は輸入代理店に確認されることをお勧めします。

2. 食器洗い乾燥機でプラスチックコップを洗った際の安全性> 先日、自宅の食器洗い乾燥機を使用した際に、うっかりしてプラスチック製の透明コップを混ぜて洗浄した。洗浄終了後取り出してみたら、当該コップが一部変形していた。食器洗い乾燥機の中に、プラスチックから有害な成分が溶け出してはいないだろうか。コップには『アクリル樹脂製』と記載されている。（中年の男性）〈消費者〉

⇒一般に食器洗い乾燥機は、洗浄効果を高めるために温水を食器に吹き付けて汚れを落とし、温風で乾燥させます。このため、熱に弱い食器は洗えません。日本プラスチック工業連盟がまとめている”プラスチックの特性と用途” (<http://www.jpif.gr.jp/00plastics/plastics.htm>)によれば、アクリル樹脂の常用耐熱温度は70～90℃ですので、食器洗い乾燥機の温水や温風で変形する可能性もあります。食器に使用されるアクリル樹脂は、食品衛生法に沿った溶出テスト等で、その安全性が確認されています。食器洗い乾燥機の使用で変形しても、一般的には有害な物質が溶け出す事はないと思われまます。

3. <携帯用LEDライトの取っ手のベタベタした成分の有害性> 「5年程前に量販店で買った携帯用LEDライト（製品名〇〇）を室内に置いておいたところ、取っ手の部分がベタベタしていることに最近気が付いた。手に付いたベタベタした汚れは洗うことで除去できた。これはもう使いたくはないけれども、このベタベタした成分は人体に有害なものかどうかを知りたい。なお、メーカー名や取っ手の材質は分からない。買った際、パッケージは廃棄したが、輸入品だった」との相談を60歳代の男性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができません。当センターで製品名〇〇をインターネットで調べてみましたが、画像は出たものの、メーカ

一名などは分かりませんでした。量販店でその製品のパッケージを見て、相談窓口が記載されていれば、相談されるようお願いいたします。

4. <リモコンの電池が液漏れ> しばらく使っていなかった家電製品のリモコンを今見たら、電池から液漏れしていることに気付いた。どのように処置したらいいか、教えてほしい。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。(中高年の女性)〈消費者〉
⇒お問い合わせの件は、家電製品PLセンターが専門的にご回答できますので、お問い合わせください。

12) 建材-4件

新築・改築後の住宅などにおいて、化学物質を放散する建材・内装等の使用による室内空気汚染をお疑いの場合、保健所等に依頼して、室内の化学物質濃度を測定してみることをお勧めします。測定方法や誤差によって若干の数値の変動も考えられますが、厚生労働省が定めている指針値(現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値)と比較して濃度が高いとき(人によっては、微量の物質に過敏に反応してしまうこともあります)は、どのような建材を使用し、どのような工事を行ったのか、施工業者に問い合わせるなどして汚染原因を特定し、できる限り除去しましょう。原因が特定できない場合や、発生源そのものを除去することが不可能な場合は、とにかく換気を励行してください。また、体調に不調を感じたときは、他の病因なども視野に入れて、まずは不調を感じる部位の専門医にご相談ください。

なお、住宅リフォーム等を業者に依頼する際、“シックハウス”対策などといっても、化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差があるため、人によって解釈が異なる可能性もあります。それが何を意味し、何を保証するのかについて、施工業者との契約の際に具体的に確認しておく必要があります。口頭でも契約は成立しますが、後になって「言った」「言わない」というトラブルになることを避けるために、特に重要と思われる事項は契約書面に記しておくのがよいでしょう。施工直後は放散が特に多いため、入居するまでの期間を十分に取り、入居後も引き続きこまめに換気をするよう心がけるとよいでしょう。

1. <リフォーム中の台所で体調不良> 家のリフォームをしている。台所の壁紙を貼ったところで家を閉めて出かけ、数時間して帰宅後台所に入ったら、最初目がチカチカし、鼻の奥から頭にかけて重たい感じになり気分が悪くなった。他の部屋は現在合板を貼りその上に壁紙を貼る予定だが、壁紙と合板から化学物質が放散されて、家を閉めきって寝ることができなくなるのではないかと心配だ。現在は手を付けていない和室に居るので体調は悪くなく、家族の者は特に体調に変

化はない。放散する化学物質を早く薄くする方法はないか。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒放散する化学物質を早く薄める一番の方法は常に換気を良くしておくことです。しかし、夜寝るときは閉めきるのでなかなか難しい場合には、家の中の扉を開けて内部の換気を良くしておき、換気扇をつけておくことである程度換気ができます。

2. <天井を部分改修後に体調不良> 自分は、昭和初期に建てられた木造2階建てに、生来住んでいる。1週間程前に、一階6畳間の杉でできた天井板を補修しようと、長方形の穴を20カ所開けたところ、目・鼻・喉が痛くなり、頭痛と筋肉痛を発症した。自分は元来、殺虫剤や防虫剤の刺激に弱い体質であるため、この症状が天井板の切り込みから発散する何らかの化学物質であると考えている。この発散を止める方法はないだろうか。工務店等に相談すると、ニカワやロウで固める、あるいはアルミホイルやアルミテープで覆う等のアイデアが提示されたが、確実に止める事ができるだろうか。(中年の女性)〈消費者〉

⇒杉の天井板を切り込んだために出来た新たな木の肌から、何らかの化学物質が発散する事が、頭痛等の症状の原因であるとすれば、この切断面を覆う事は症状軽減に有効と言えましょう。症状の原因となっている物質が不明のため、断定的なことは申せませんが、一般にニカワやロウといった有機物は、化学物質を完全に遮断できない可能性があります。一方、アルミホイルなどの金属シートは、殆どの化学物質を遮断します。こういったことを前提に、工務店等とご相談されてはいかがでしょうか。その際、体調不良が天井補修に起因しない可能性も検討されると良いでしょう。

3. <新築の家屋に入居後体調不良> 1年4ヶ月前に、自宅を新築して入居した。しかし、その10ヶ月後に発疹が全身に出、嘔吐し高熱を発して、救急病院に搬送された。その後アレルギー科に通い症状は治まってきているが、今も手や肩の痛み、口内の苦味感等が続いている。主人も、「口の中が苦く感じる」と言っている。しかし、アレルギー科の医師には「原因はわからない」と言われた。新築にあたって工務店は、化学物質の影響がない材料の使用を謳っていたにもかかわらず、TVOCを測定したところ基準値の倍の濃度であった。木材や漆喰などの建材から、防腐剤や防虫剤といったような、何らかの有害物質が発散されていると思っている。どのような成分が発散しているのか、検査・分析できないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されています。なお、検査費用はご自身の負担となります。また、分析対象成分が特定できない場合には、受け付けてもらえない可能性があります。

4. <漆喰が原因と思われる異臭の脱臭方法> 10数年前に一戸建てを建てた。その時から、自分は化学物質過敏症のような症状を発症した。同居する主人と息子には異常はない。当時、2階洋間で異臭が強く感じられたので、壁紙の上から、脱臭効果を謳った漆喰を、建設直後に塗布した。しかし、今もこの部屋を中心に異臭が感じられ、この家に住めないでいる。漆喰から出る異臭を完全に消し去る方法はないだろうか。化学製品PL相談センターは以前に別件で相談したことがある。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒漆喰は壁面保護を目的とした建材で、消石灰(水酸化カルシウム)が主成分です。用途に応じて、これに凝固剤等の添加物を加えて用います。消石灰は無臭の固体で、10数年前の建物で今だに異臭がする場合、異臭には多くのものが関与している可能性があります。異臭の原因を漆喰だけに絞らない対策が必要でしょう。部屋の異臭対策は、換気が基本と考えられます。信頼のおける建築業者に、建物全体の常時換気をご相談されては如何でしょうか。

13) 殺虫剤-4件

1. <隣家で使用したと思われる殺虫剤で体調不良> 自分はもともと化学物質に敏感な体質で、専門医に化学物質過敏症と診断されている。5月初旬に、自宅(3階建てアパートに2年前より居住)で突然首筋や腕が赤く腫れた。数日たっても症状は改善されないため、実家に避難したところ、腫れの症状は治まってきた。そこで、先日自宅に戻って保管していた衣服等に触れると、やはりひりひりとした痛みを感じた。5月初旬には隣家でくん煙型殺虫剤を使用した形跡があり、体調不良の原因はこの殺虫剤の使用にあると考えている。自宅に残る殺虫剤の影響を除去する方法はないか。化学製品PL相談センターは書物で知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒お話だけでは、ご自身の体調不良の原因が特定できないため、対処方法も分りかねます。一般的には、くん煙型の殺虫剤が家具や衣類に付着した場合、よく水洗いしまた天日干しすることが推奨されています。この事から、対象となる衣類等をよく洗濯して、風通しの良いところで充分乾燥させる事は、有効かと考えられます。

2. <隣家の犬用蚊取り線香によると思われる体調不良> 一戸建ての住宅に25年来住んでいる。1ヵ月ほど前に、夕方急に顔のヒリヒリ感を覚え、咳が出て首に湿疹ができた。医者では、「原因がわからない」と、かゆみ止めを処方された。ちょうどこの頃、隣家で犬用の蚊取り線香を焚いていたので、話をして使用をやめてもらったところ、症状は治まってきた。蚊取り線香の煙でも、体調を崩す人もいることを知ってもらいたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の女性)〈消費者〉

⇒蚊取り線香によると思われる体調不良のご相談は、当センターでも過去に1件、寄せられています。頂いたご相談は、当センターの月次報告『アクティビティノート』、および年度報告

書等にまとめて公開することで、情報の共有を図ってまいります。

3. <殺虫剤を飲み込んだ乳幼児の血液検査> 大学病院の小児科の医師である。救急の患者で、乳幼児が粉末の殺虫剤〇〇を飲み込み、意識混濁状態にある。血液検査をしたいので、適切な検査機関があれば教えてほしい。〇〇のメーカーでは回答をもらえなかった。(若い男性)〈その他〉
⇒当センターも、医療関係の検査機関について情報を持っておりません。本件は、公益財団法人日本中毒情報センターにお問合せされてはいかがでしょうか。
4. <コバエ駆除製品の効果がない> マンションに住んでいる。夏になると、部屋の台所近くのコバエが目につくようになるので、コバエ駆除を謳った数社の製品を、順に試してみたが、効果がない。このような事があるのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(60歳代の男性)〈消費者〉
⇒コバエとは小型のハエの通称で、その駆除には、ハエの好むニオイを発して容器内におびき寄せ捕獲する等、いくつかの種類の製品が市販されています。形状や成分など、メーカーごとに特徴がありますので、試された製品の相談窓口に連絡して、適切な製品の選択やその使用方法等について、アドバイスを求められてはいかがでしょうか。

14) カビ取り剤-3件

1. <下駄箱用防カビ剤が逆効果> 一戸建ての自宅に住んでいる。1ヵ月ほど前に思い立ち、下駄箱を丁寧に掃除したのち、通信販売で購入しておいた下駄箱用の消臭防カビ剤を置いた。ところが、最近、下駄箱の中のブーツをはじめとする大半の靴に、青かびや白かびの様なものが広がっている事に気付いた。以前はこのようなことはなかった。同様の事例がないか、これから通信販売の会社に問い合わせるに先立ち、知っておきたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(若い女性)〈消費者〉
⇒ご使用された製品は、その成分表示によると、ある種の細菌(納豆菌の仲間)を主成分としたものと思われます。過去13年のデータベースを確認しましたが、当センターには本製品に関するお問い合わせは寄せられていません。同種の細菌を基本とした防カビ剤で、「効果が強すぎる」といった内容のご相談が昨年1件寄せられています。メーカーや販売元に、本製品の使用方法や効果について、納得の得られる説明を求められるとよいでしょう。
2. <カビ取り剤で浴室の天井と壁の継ぎ目のコーキングがピンク色に> 数日前に浴室(8年経過)の天井と壁の継ぎ目のあたりが、少しピンク色のような気がして、カビと思い、新しく購入の△△社のカビ取り剤〇〇を使用したら、継ぎ目のシリコンコーキング部分だけがピンク色になってしまった。メーカーに連絡したが「還元漂白剤で落とすことができる」と言われ、やって

みたが落ちなかった。原因を知りたいと思い、消費生活センターに連絡したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターには、『水差しのシリコーンの蓋の内側がピンク色になった』という過去の事例(原因は真菌という雑菌の繁殖)がありますが、カビ取り剤でシリコーンコーキングがピンク色になったという事例は無く、知見もありません。一般的に、浴室でのカビ取り剤による変色というと、水道水中の鉄分が何らかの原因で浴室内に残り、カビ取り剤により酸化して変色することがあると言われております。

3. <浴室用防カビ剤の効果がない> 「TVの宣伝を見て思い立ち、3日前に△△社の浴室用防カビ剤〇〇を購入し、使用方法通りに自宅の浴室に使用した。しかし、数日で風呂の壁等にカビが再び目立ち始め、宣伝で謳われている程の長期に亘る防カビ効果が感じられない。△△社のお客様相談窓口へ苦情を申し入れたが、使い方の問題として取り合おうとはしない。自分は正しい使い方をしているので、これは明らかに製品の欠陥、或いは誇大広告である。しかるべく、行政指導を働きかけてほしい」との相談が、中年の男性から寄せられている。PIO-NETに登録はするが、それ以外にやるべきことがあるか〈消費生活C〉

⇒お話だけでは、メーカーが言う「使い方の問題」や製品の注意表示等が不明のため、製品や広告に問題があるか否かわかりかねます。お話が正しいとすれば、本件は「不当景品類及び不当表示防止法(景表法)」に係る事例であり、消費者庁の管轄となります。消費者庁は必要に応じ、景表法に基づく措置命令を発する事ができます。また、NPO法人カビ相談センターでは、家庭内のカビ対策について助言等を行っていますが、製品個々の情報は持っていないとのことです。やはり、行政への働きかけという観点からすれば、PIO-NETに情報を整理するのが効果的ではないでしょうか。

15) 化粧品—3件

化粧品等の肌に触れるものは、品質には問題がなくても、使用する人の体質や体調などによって皮膚トラブルが生じることがあります。使用中にかゆみや腫れ、刺激などの異常を感じた場合はすぐに使用を中止して、早めに医師にご相談ください。

1. <化粧品の被害に関する相談窓口> 家内と義姉が、△△社の化粧品〇〇を使い、皮膚に損傷を受けた。△△社は最近になって〇〇の欠陥を認め、自主回収を始めたので、自分は地元の支社に連絡しているが、支社の対応に誠意が感じられない。化粧品の製造物責任(PL)に関する相談窓口を紹介してほしい(中高年の男性)〈消費者〉

⇒消費者庁の提供する”製品分野別裁判外紛争処理機関”

(<http://www.consumer.go.jp/recall/organization/index.html>)のリストに、『日本化粧品工業連合会PL相談室』が記載されています。ご連絡されてはいかがでしょうか。

2. <化粧水をかえたら顔の皮膚に異変> 半年以上前に、普段使用しているものとは異なる化粧水〇〇を、風呂上りに顔に使った。翌朝顔の皮膚が白くなり、又夜中に顔の皮膚が粉をふいたようになり、今もこの状態が続いている。皮膚科には2ヵ月ほど前に受診したが、医師は「顔の皮膚に異常はない、大丈夫です」というばかりで、親身になって診察してくれない。当該化粧水は破棄してしまい、現在は手元にない。今後、化粧水を選ぶときの参考にしたいので、自分の症状の原因を調べる方法はないだろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターより紹介された。(高齢の女性)〈消費者〉

⇒お話だけでは、現在の状況に至る原因は分かりかねます。製品については、そのメーカーが最もよく把握していますので、まず〇〇のメーカーにご相談されてはいかがでしょうか。メーカーから〇〇の成分を入手できれば、その情報をもって皮膚科の医師に再度ご相談されることで、なにがしかの情報を得られる可能性もあるでしょう。なお当センターには、過去同様の問い合わせは寄せられてはおりません。

3. <使用期限切れの歯磨き粉によると思われる体調不良> 「専門店で△△社の歯磨き粉〇〇(輸入品)を3ヵ月ほど前に購入し、最近使用したところ、変な味がし、翌日頭痛・吐き気を感じた。〇〇を確認したところ、『使用期限 2012.11』と記載されていた。使用期限切れによる製品の劣化が、頭痛・吐き気の原因と考え、メーカーに調査させた。しかし、「使用期限が切れてはいるが、成分等に異常はない」との回答で、現品の交換以上の対応をしない。納得がいかないので、中立の機関に分析を依頼したい」との相談を、若い女性から受けている。適切な分析機関はないか。また、歯磨き粉の表示を規定する法律はなにか、教えていただきたい。〈消費生活C〉

⇒歯磨き粉を専門的に分析できる機関は、当センターでも思い当たりません。口に入れるものである事からすれば、食品関係の分析機関にご相談されるのも、一つの方法かと思います。ただし、分析費用は依頼者個人のご負担となります。また、歯磨き粉は、薬事法の化粧品、あるいは医薬部外品に該当し、同法により表示等に関する規定が定められています。

16) 抗菌剤-3件

1. <下駄箱の防カビ剤によると思われる体調不良> 1ヵ月ほど前、△△社の防カビ剤〇〇を購入し、開封して下駄箱に置いたところ、目や口に違和感を覚えた。その後更に、右腕に発疹が生じたので、〇〇を取り除き廃棄した。この発疹は5日くらいで治まったが、今でも、皮膚のヒリヒリ感

がなくなる。室内は十分換気しており、また衣服は洗濯しているが、効果がない。2週間ほどして皮膚科に相談したところ、アレルギー対策の飲み薬を処方された。△△社によれば、この製品の成分は合成アロマオイル〈A〉と溶剤〈B〉とのことである。これらの成分が、室内にとどまっているものだろうか、また洗濯しても取れないものだろうか。同居している夫と娘には、症状は出ていない。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒お話しいただいた成分〈B〉は、ほとんど気化しませんので、皮膚のヒリヒリ感とは関係がないと思われます。成分〈A〉が防カビ効果の主成分で、徐々に空気中に気化する設計です。しかし、繊維に付着して長期間滞留するとは考えにくい性質の物質です。仮に付着しても、洗濯により簡単に除去できると考えられます。症状が長引いている原因が、他にないかということも考えながら、皮膚科や内科の医師とご相談されてはいかがでしょうか。

2. <エアコンから抗菌剤が流出後に体調不良> 「1年近く前に、自分が経営する店に新設したエアコンから微粉が流出した。その2日後から、まぶたの周りの腫れと痛み、目のケイレンを感じた。その後、皮膚の腫れや筋肉のケイレンは全身に広がり、眼科や内科等に通院したがいまだに回復しない。メーカーは、「エアコン内部の抗菌剤の取り付け不良により、エアコン稼働時に抗菌剤が流出した」ことを認めたものの、「抗菌剤に使用している薬剤は安全性の高いものであり、長期にわたる体調不良の原因になるとは考えにくい」と言われた。一方、通院した医院では、「ケイレン等の症状と抗菌剤の因果関係はわからない」と言われた。メーカーに誠意ある回答を求めするためには、どうしたらよいただろうか」との相談を、50歳代の男性から受けている。抗菌剤と体調不良の因果関係を証明する診断書がポイントとなると思われるが、どのような医者に相談すべきか等、アドバイスいただきたい。なお、相談者は金属アレルギーの体質ではないと聞いている。
- <消費生活C>

⇒ご指摘の通り、メーカーに何らかの補償を求めるに当たっては、抗菌剤流出と体調不良の因果関係を証明する医師の診断書が必要と思われます。しかし、当センターでは皮膚刺激性に関する専門医等の情報は持ち合わせておりません。抗菌剤に含まれている成分には、金属アレルギーのパッチテストの対象になっているものもありますので、アレルギーテストの可能な皮膚科にご相談されてはいかがでしょうか。

3. <二酸化塩素の防カビ剤によるものと思われる洗面所の鏡の錆> 「2ヵ月ほど前に洗面所に防カビ用として△△社の除菌剤〇〇を購入して置いた。最近になり洗面所の鏡が急に錆び始めたことに気付いた。原因はこの除菌剤から出る二酸化塩素によるものと思い、△△社に連絡したところ、「二酸化塩素は空気より重いので鏡にかかることは無い」と言われたが本当か」との相談を受けたがどうか。〈消費生活C〉

⇒二酸化塩素は空気より重いというのは本当です。しかし、除菌剤の置かれている環境によって

は、空気の流れなどにより、鏡に二酸化塩素が触れる可能性を必ずしも否定することはできないと思われます。なお、一般的に鏡の錆は、鏡の裏や縁をコーティングしている塗膜が劣化すると、そこから水などの腐食物質が入り腐食すると言われていました。

17) 住宅設備-3件

1. <アコーディオンカーテンのニオイで体調不良> 「部屋にアコーディオンカーテンを取り付けたところ、臭いがきつく、1週間程すると喘息が酷くなり、医師からは「ニオイとの関連が疑われる」との診断を受けた。ニオイとの因果関係を調べたいがどこか紹介して欲しい」との相談を受けている。NITEや国民生活センターのウェブサイトに掲載されているところは分かるが、PLセンターでどこに問い合わせたらよいか分かるか。〈消費生活C〉
⇒当センターでは調査・検査は行っておりません。他に建材関連のPLセンターとしては、“建材PL相談室”と“住宅部品PL相談室(住宅紛争処理支援センター)”があります。
2. <半年程前に設置した床暖房設備の異臭で体調不良> 5カ月前、自宅(マンション)のリビング(8畳)に△△社の温水床暖房システムをとりつけた。1カ月程使用した頃に、部屋が寒いので施工業者と相談し、温水の給湯温度を50℃から70℃に上げた。更に2カ月程使用した頃、このリビングで電源コードを燃やしたような異臭を感じ、目がチカチカして頭痛を覚えるようになった。家内も同様に目の違和感を訴えた。施工業者に話して現場を確認させているが、常に強い異臭があるのではないため、なかなか原因がつかめない。化学製品PL相談センターで異臭の原因がわかるか。また、近々△△社と打ち合わせることになっているので、打ち合わせに向けアドバイスはないか。〈消費者〉
⇒お話だけでは、異臭の原因はわかりかねます。当センターより△△社に問い合わせましたところ、当該床暖房システムは50℃給湯をベースに設計・製造されているとのこと。△△社と打ち合わせるに当たっては、70℃給湯で使用したことについて、△△社の見解を求められてはいかがでしょうか。
3. <フローリングに敷いた塩ビ製ラグで斑点> 築15年の自宅のダイニング(フローリング仕様)に、昨年8月に〇〇で購入した塩化ビニル樹脂製のラグを敷いた。今年1月になって、掃除しようとラグを剥いだところ、ラグの裏面とフローリングの表面がマダラになっていた。このマダラは、家庭用の洗剤で拭いても落ちない。この様なことがあるのだろうか。また、フローリングの修復はどうしたらよいだろうか。なお、〇〇に申し入れたところ、ラグは新しいものと交換された。化学製品PL相談センターは他のPLセンターから紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉
⇒お話を伺った限りでは、斑点が生じた原因は断定できません。関連の業界に確認しましたとこ

ろ、軟質塩化ビニルのシートは、可塑剤などの添加剤が滲み出すことで、触れ合った他の材質との間で色移りを起こす可能性もあるとのこと。また、ラグとフローリングの間に結露してカビが発生し、フローリングが色落ちした可能性も否定できません。フローリング表面の補修については、信頼おける工務店等にご相談されてはいかがでしょうか。

18) 接着剤・粘着剤-3件

1. <住宅の改修工事によるものと思われる体調不良> 4年以上住んできた賃貸住宅で、1ヵ月程前から改修工事が始まった。2週間程前から塗装や接着といった薬品を使った工事が始まり、その数日後から頭痛、吐き気、全身の倦怠感、手足・舌のしびれ、音感の狂い等を感じ始めた。しばらく実家で暮らしていたら症状は軽減されてきたので、身の回り品を取りに自宅に数時間戻ったところ、再び症状が悪化した。自分は元来、化学薬品に過敏な体質であると思う（専門医の診断は受けていない）。工事業者はホルムアルデヒド対策としてF☆☆☆☆の建材を使用したといっているが、自分にこのような症状が出ているので、なんらかの被害の補償を求めたい。どのようにすればいいだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターより紹介された。（若い女性）〈消費者〉

⇒ご相談いただいた内容は、改修工事に係る役務（サービス）上の問題で、製造物責任（PL）法の対象ではないため、当センターでは被害補償交渉の進め方などはわかりかねます。住宅のリフォーム等に係るご相談は、専門の機関として公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターがありますので、必要に応じてご相談されるとよいでしょう。また、体調不良が続くようでしたら、専門医の診断をお受けになられることをお勧めします。

2. <瞬間接着剤で車のフロントガラスが破損> 「3年前に購入した外車のフロントガラスに、カーナビゲーションシステムのアンテナを、瞬間接着剤〇〇で張り付けた。しかし、その後しばらくして接着箇所ガラスが破損した。ガラス破損の原因は接着剤にあるにもかかわらず、接着剤のメーカー△△社は損害賠償に応じようとしな」との相談を、中年の男性から受けている。化学製品PL相談センターには、同様の事例があるか。〈消費生活C〉

⇒当センターに寄せられた、過去20年近くの相談データを検索しましたが、同様の事例は見当たりません。なお、△△社に損害賠償を求めするためには、接着剤の欠陥によりガラスが破損したことを、使用者が立証する必要があります。損害賠償の可否については、ディーラーの意見も踏まえて法律の専門家にご相談されるよう、お話しされてはいかがでしょうか。

3. <靴の接着剤の安全性> 先日靴を購入し、家で開けたら接着剤のような臭いがした。靴に使用する接着剤は臭いがしていても大丈夫か。化学製品PL相談センターには、以前問い合わせた

ことがある。(中年の女性)〈消費者〉

⇒お話だけではニオイの原因が接着剤とは特定できません。製品の安全性はメーカーが責任を持ってお答えできますので、メーカーにお問合せ願います。

19) 繊維製品-3件

1. <レギンスを履いたら皮膚炎を起こした> 「年末にレギンスを購入し、31日に履いたところ、夜になり、太腿が赤く腫れ酷い痒みが出た。購入店に連絡したところ、「医者へ行って治療し、診断書を貰っておいて欲しい」と言われた。大晦日の夜なので救急医院に連絡したが、「治療はできるが診断書は出せない」と言われ、自宅の塗り薬を塗っておき、医者へは行かなかった。2週間経過した今は殆ど治癒している。購入店は、2週間ほど前に来訪し、「製品を調べる」と言って持って帰った。そして昨日、「製品には問題が見つからなかった」と代金返却だけで帰った。この場合は、精神的慰謝料等の補償は要求できないのか」との相談を若い女性から受けた。「因果関係を証明できるものが無いので難しい」と回答してあるが、他にアドバイスすることはあるか。〈消費生活C〉

⇒回答をもらう場合には、文書でもらうようにアドバイスされるとよいでしょう。また、今回のような場合、たとえ因果関係が定かになっても、個人の体質による等の、個体差によるもの場合は、補償されないことが多いと言われています。今後同様のことを起こさぬよう、皮膚科専門医に原因と思われるものを持参し、原因の特定を相談するという方法もあるでしょう。

2. <掛け布団が原因と思われる皮膚障害> 半年ほど前に掛け布団(羊毛50、ポリエステル50)を購入し、息子(成人)に使わせた。それから2週間ほどして息子の全身に酷い湿疹が出、救急で入院した。原因を調べるためにアレルギーテストを行ったが、分からなかった。時期的に原因として考えられるものが掛け布団ではないかと思い、メーカーに申し出たところ、「この製品の出荷時の検査はこのような検査を行っている」と口頭での回答だけで、書面ではもらえなかった。なお、メーカーに相談した時の担当者が、「ホルマリン検査はしていなかったかもしれない」と言っていたので、その検査を他に頼もうと思うが、そちらではできないか。消費生活センターに問い合わせたところ、そちらでできるかもしれないと言われた。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターでは、検査は行っておりません。ホルムアルデヒド(ホルマリン)の検査ですと、お近くの保健所で行っている場合があります。また、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイト(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に掲載されていますので、お近くの機関にお問い合わせください。なお、検査費用は自己負担となり

ます。一方、ホルムアルデヒドは揮発しやすいので、半年経過していると、保存状態によって検査結果は変わってくると思われます。

3. <遮光カーテンの遮光性基準> 「『遮光性あり』と表示された色はブラウン系の布地カーテンを購入した。しかし、夜部屋の明かりをつけていると、部屋の人影が外からよく分かってしまうので、店に返品を申し出たところ、「遮光基準は満たしているので返品は受け付けられない」と断られた。遮光性に基準はあるのか」との相談を、若い女性から受けたがどうか。〈消費生活C〉⇒カーテンの遮光性についての国で定めた基準はありません。一般社団法人 日本インテリアフアブリックス協会(<http://nif.or.jp/>)で、業界の自主基準(http://nif.or.jp/mark/images/performance_01_2013.pdf)を定めています。それによると、JISの決めた遮光性能試験方法で測定し、遮光1級から遮光3級までとなっています。詳しくは協会にご相談ください。

20) 塗料—3件

塗料の臭いや成分を吸い込むことにより、人によっては体調が悪くなることがありますが、内容成分は製品ごとに異なりますので、詳しくはメーカーにお問い合わせください。なお、体調不良については、他の病因なども視野に入れて、まずは不調を感じる部位の専門医にご相談ください。

1. <隣家の外壁塗装で体調不良> 住宅街にある一戸建てに、家族3人で住んでいる。3日前、隣家が業者に依頼し、△△社の塗料〇〇を用いて、家の外壁塗装を行った。その直後から自宅で異臭を感じ、家族全員が頭痛、吐き気、目のチカチカ感、動悸などの体調不良を感じ始めた。自宅を離れると、体調は回復するため、医師の診断は受けていない。この塗料の臭気は、いつまで持続するものだろうか。(高齢の女性)〈消費者〉
⇒当センターより(相談者の了解のもと)、△△社の相談窓口にお問い合わせしたところ、「〇〇は溶剤系の塗料です。その臭気は、塗装場所の環境の影響や、また臭いの感じ方は個人差もあり、断言できませんが、一般的には1~2週間で消えます。」との事です。隣家の塗装に使われた塗料は、1種類のみとは限りませんので、相談者から直接、メーカーの相談窓口へお問合せされることを、お勧めします。
2. <自宅の外壁・屋根の再塗装で体調不良> 築20年程の自宅(一戸建て)で、業者に外装の再塗装を依頼した。2週間前から一昨日まで外壁の塗装を行い、その後屋根の塗装を開始して本日で終了する。しかし、外壁の塗装を開始した頃から自分、及び同居している娘は目の痛みを感じ、目ヤニが出て喉の渇きを感じるようになった。この症状は家を離れると改善するので、現在はホテルにいる。なお、塗装に当たって業者は窓等を養生したが、室内では臭気を感じた。使用した

塗料は〇〇社と△△社の2種類のものに聞いている。業者は「塗装終了後一日たってから、室内を換気してください」と言っているが、それで家に戻って症状が再発しないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターより紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒お話にあった塗料は水性エマルジョンタイプで、メーカーのカタログによれば、キシレンやトルエン等の有機溶媒は配合されていないとされ、乾燥時間は4～6時間程度と記載されています。しかし、化学物質に対する感受性は個人差もあるため、室内換気は十分に行ってください。〇〇社、△△社の相談窓口にお話などをお話しされて、今後の換気などに関するアドバイスを求められてはいかがでしょうか。また、体調がすぐれない状態が長引くようであれば、専門の医師の診察を受けることをお勧めします。

3. <隣家改装の塗料のニオイで体調不良> 隣が改装中で、その塗料による臭いで気分が悪くなった。苦情を言いたいのだがどこに相談したらよいか。(中年の女性)〈消費者〉

⇒住宅リフォーム紛争処理支援センターを紹介。

21) 乾燥剤・除湿剤-2件

除湿剤(タンクタイプ)にたまった液体には塩化カルシウムが溶けているため、こぼれるなどして周囲のものに付着してしまうと、シミになったり、皮革製品や絹製品の場合には縮んで硬くなったりすることがあります。また床や棚などの木製品に染み込んでしまうと、表面を拭いてもなかなか乾きません。容器が割れたり倒れたりして液が漏れたりこぼれたりすることのないよう、除湿剤を落としたりぶついたりしないように注意して、設置する際は安定した平らなところを選びましょう

1. <2週間前に飲み込んだシリカゲルによるものと思われる発疹> 「2週間前に、お菓子を電子レンジで10秒温めて食べた際、同梱の乾燥剤(シリカゲル)の袋が破れ、少量をお菓子と一緒に食べてしまった。最近になって首筋が軽く腫れ、かゆみを感じるようになった。今になって、シリカゲルを食べた事の影響ではないかと心配になっている」との相談を、50歳代の女性から受けている。発疹はシリカゲルが原因だろうか。〈消費生活C〉

⇒日本中毒情報センターの「市民のための中毒の知識」

(<http://www.j-poison-ic.or.jp/public.nsf/7bf3955830f37ccf49256502001b614f/c1edf49c964bbf9e492575d70023a3c0?OpenDocument>)によれば、シリカゲルは「消化管から吸収されないものでほとんど毒性はありません。家庭用の小さな包装単位の量ぐらいなら食べても中毒の心配はありません」との事です。今回の症状は、シリカゲルとは切り離して考えるべきかと思われます。

2. <タンク型除湿剤からこぼれた内容液の除去方法> 2ヵ月ほど前に、押入れに設置していたタンク型除湿剤の内容物（液体）がこぼれていることに気が付いた。メーカーに相談して湿った布でふき取っているが、いまだに完全にはふき取れず、コーナーの部分（木製）等は変色し湿っている。完全に除去する方法はないのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中年の女性）〈消費者〉

⇒多くのタンク式除湿剤は、塩化カルシウムの吸湿性を利用しています。こぼれた液体は塩化カルシウム水溶液と思われます。この液体が押入れの木製の部分に染み込むと、空気中の水分を吸ってなかなか乾きません。当該箇所に濡らした布で水を浸し、乾いた布でふき取る作業を繰り返し、塩化カルシウム成分を根気よく除去する方法が最も効果的です。なお、塩化カルシウム水溶液は弱アルカリ性ですので、作業に当たっては炊事用手袋等の着用をお勧めします。

22) 農薬-2件

1. <除草剤散布によるものと思われる体調不良> 賃貸住宅に住んでいるが、先日大家が業者に頼んで除草剤を隣の畑に散布した。住人には散布の知らせが無かったため、在宅しており、散布後に咳と咽喉の痛みが起きた。以前にも住民への通知なく散布され、その時に大家には事前に通知するよう約束を取ったにもかかわらず、今回のことなので、きちんと分かってもらうために情報収集している。除草剤散布の際の規制や、この除草剤の有害性が分かれば教えて欲しい。（30代位の男性）〈消費者〉

⇒住宅地周辺での農薬使用については、適正に使用するよう、使用者が遵守すべき基準を定める省令が平成15年農林水産省・環境省から出ています。更に平成25年4月26日付で農林水産省消費・安全局長と環境省水・大気環境局長の連名で各都道府県知事宛に、『農薬ラベルに表示された使用方法の遵守、周辺の住民への周知、飛散低減対策の実施』等の適正な使用について遵守の指導をするよう通達がされています。大家には、この通達の内容を示し、理解を求めているかどうか。使用された除草剤の安全性については、そのメーカーが責任を持って回答しますので、ご確認ください。

2. <隣の庭に撒いた除草剤によるものと思われる体調不良> 4日前に隣家で庭にポリタンクに入った除草剤を撒いていた。その日から急に頭痛、吐き気、胸の痛みが始まり、3日経っても症状が治まらない。この原因は除草剤だと思い、インターネットで調べ、△△社に当該除草剤の残留期間を問い合わせたところ「3~4時間位で分解して、影響は無くなる。そのような症状が続くということは聞いたことが無い」と言われたが本当か。消費生活センターに問い合わせ、化学製品PL相談センターを紹介された。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒お話からでは除草剤との因果関係は不明です。除草剤の種類にもよりますが、液体の除草剤は、

地中に入り根から吸収されてその植物を枯らすというものが一般的です。この原理からすると、成分がいつまでも揮発するという事は考えにくいので、長くは続かないと思えます。

23) 漂白剤-2件

1. <漂白剤が漏れて戸棚の床に穴が開いた> 半年程前に台所用漂白剤を購入し、未使用のまま流しの下の戸棚に入れておいた。先日取り出したところ、中身が漏れており、置いていた床のところがボコボコになっていて、押したらその部分だけ穴が開いてしまった。戸棚の床はベニヤ板に塗装したもののようだ。中身をすべて捨てて水を入れてみると、ポリ容器の継ぎ目のあたりから水が漏れ、その部分が縦に割れ目があった。これは、中の液で容器が影響を受けたのではないかと思い、消費生活センターに相談したら化学製品PL相談センターを紹介された。(中高年の女性)
<消費者>

⇒企業が製品の容器を決める場合、中身によって影響を受けにくいものを選びます。一般的にはポリエチレンが使用されますが、日本プラスチック工業連盟のWebサイトのプラスチック入門 (<http://www.jpif.gr.jp/00plastics/plastics.htm>)によると、『ポリエチレンの特長として耐薬品性に優れている』となっています。購入後に容器をぶついたり、重い物の間に挟んだりした記憶がなければ、まずはメーカーに申し出てみてはいかがでしょうか。

2. <台所用漂白剤投入後に洗濯機が故障> 「自宅として購入したマンションを、数年前から他人に賃貸している。部屋では、ビルトインのドラム型洗濯機(外国製、1年半前に設置)を賃借人に使用させていた。先日、この洗濯機が故障したので、メーカーに修理を依頼したところ、『台所用塩素系漂白剤を、過剰に投入したことが故障の原因。電子基板2枚の交換が必要』との報告書と高額な修理見積もりが提出された。確かに取扱説明書には、『本洗濯機には塩素系漂白剤は使用しないでください』と書かれてはいるものの、1年半程度でこのようなことが起きるものだろうか」との相談を、中高年の男性から受けている。使用した漂白剤は△△社の〇〇で、衣服用漂白剤の場合と同量投入したとのことである。取扱説明書にない使い方をしたとはいえ、漂白剤の使用が、故障の原因になるものだろうか。<消費生活C>

⇒お話を伺っただけでは、塩素系漂白剤の使用と、ドラム式洗濯機の故障の因果関係はわかりかねます。一般的には、ドラム式洗濯機では、漂白ムラを起こさないよう、酸素系漂白剤が推奨されています。また、台所用漂白剤を使用した点については、△△社の塩素系漂白剤は、台所用と衣料用で漂白成分の種類や濃度は同一とのこと。これらのことを踏まえて、洗濯機メーカーに故障の原因に関する説明を、再度求めてみてはいかがでしょうか。

24) 防水材・はっ水剤-2件

1. <防水スプレーを使用して緊急入院> 「一週間前、靴を防水処理しようと、靴屋で△△社の防水スプレー〇〇を購入し、玄関先で6足の靴にたっぷり噴霧した。しかし、作業終了後に頭痛、動悸、息切れ、吐き気を覚え、夜になっても悪化するので、救急病院に行った所、緊急入院となった。今は、血液検査を行い、点滴を受けて症状は改善してきた。医者は、防水スプレーの霧を吸い込んだ事がこの症状の原因であるといい、診断書を書いている。入院の原因が防水スプレーにあるので、メーカーなり販売店なりに損害賠償を請求したい。」との相談を、40歳代の男性から受けているが、どうか。なお、〇〇の注意書きには、「屋外で使用する事、5秒以上連続で使用しないこと」等が記載されている。〈消費生活C〉

⇒防水スプレーの使用状況が正確には把握できないため断定的なことは申せません。撥水剤を配合したスプレー剤については、15年以上前に国民生活センターが、その使用上の注意を喚起するとともに、製品設計や表示等についてメーカーへ改善を要望しています(http://www.kokusen.go.jp/news/data/a_W_NEWS_015.html)。これらの要望を受け、メーカーサイドでも製品の改良や表示の充実などを図っています。これらの事からすると、お問合せの件は、製品の欠陥を指摘することは困難ではないかと思われまます。製品をお使いの際は、使用上の注意をよく読んで正しく取り扱うようアドバイスして頂くようお願いします。

2. <靴用防水スプレー使用後に体調不良> 「2週間ほど前、自宅の玄関で△△社の靴用防水スプレー〇〇をしゃがみこんで使用した。その時、玄関の戸や窓は解放していた。しかし、噴霧を終えた直後から、呼吸が苦しく、咳込み、熱が出たので、救急病院に行き治療を受けた。その後、総合病院の呼吸器内科に通っているが、いまだに症状が完治しない。自分は、防水スプレーが危険なものだとは知らなかった。メーカーに、治療費を請求したい」との相談を、30歳代の女性から受けているが、請求は可能だろうか。なお、製品の”使用上の注意”には、『屋外で使用下さい』と明記されている。〈消費生活C〉

⇒一般的に、明記された注意表示から逸脱した使用による被害については、治療費等の損害賠償の請求は難しいものと思われまます。しかし、個別の事情もありうることから、必要に応じて、弁護士等法律の専門家にご相談ください。なお、メーカーと治療費等の補償交渉を行うには、少なくとも当該製品の使用と体調不良の因果関係を、医師の診断書等の客観的な証明により、被害者が立証する必要があると思われまます。また、化学製品を使用する際は、事前に注意表示をよく読み、取扱い方法にそってお使いいただくよう、ご指導をお願いします。

25) おもちゃ-1件

1. <クリスマスツリーの異臭の有害性> 先日、樹脂製のクリスマスツリーを購入した。全高が1m程度ある大きなもので、自宅に持ち帰り組み立てたところ、何がしか異臭がする。この異臭は樹

脂臭のように感じるが、人体に有害ではないだろうか。製品には、材料等に関する表示は見当たらない。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中高年の男性）
〈消費者〉

⇒製品の材質等がわからないため、断定的なことは申せません。一般的には、購入当初に樹脂臭等を感じるがあっても、しばらく風通しの良いところに放置すれば異臭は低減され、またこの異臭が人体に有害である可能性も低いと思われます。しかし、製品の安全性については、そのメーカーが責任もってお答えしますので、販売店にご相談されることをお勧めします。

26) ゴム製品-1件

1. <銀・シリコンゴム製のネックレス着用後に発疹> 「3年程前にスポーツ用品店で、△△社製のスポーツ用ネックレス〇〇を購入し、妻が着用した。しばらくして、首から肩にかけて発疹が出たので、皮膚科を受診したところ、「皮膚の炎症」と診断された。ネックレスは着用したまま、処方されたパウダー等で治療したが、完治するには至らなかった。最近になって、ネックレスのつなぎ部分から薄茶色の液体が滲み出していることに気付き、メーカーに問い合わせたところ、「当該ネックレスは、シリコンゴムチューブを銀の留め具でつないだ構造で、『チューブの中に湿気がたまることから、定期的な水抜きが必要』であることを、取扱説明書に記載している」との説明であった。妻は皮膚障害を被っているので、治療費等の損害賠償を請求したい」との相談を、中年の男性から受けている。どの様に対処したらよいか、アドバイスいただきたい。なお、メーカーは、当該製品の販売を終了することにしたとのことである。〈消費生活C〉

⇒メーカーに損害賠償を求めるに当たっては、被害者が、少なくとも、被害と製品の欠陥の因果関係を、医師の診断書等により客観的に証明する必要があります。しかし、皮膚トラブルについては、使用する人の体質や体調等により生ずることもあり、一概に損害賠償が認められるとは限りません。更に、本件の場合取扱説明書に記載された、『チューブ内の定期的な水抜き』を実施していないことも、留意する必要があります。まずは、当時受診した皮膚科の医師に相談されてはいかがでしょうか。

27) シーリング材-1件

1. <カビ取り剤で浴室の床タイルが剥がれた> 10年ほど使用している浴室を毎日スポンジで掃除していた。床タイルの目地が少し黒ずんでいたため、初めてカビ取り剤を使用したところ、10分ほどして目地から泡が出てきた。あわてて直ぐに水で洗い流した。すると、カビ取り剤をかけたところのタイルが浮き上がってしまい、目地も痩せたようになっていた。施工業者に連絡すると、見に来て、「劣化によるもので、タイルは全面張り替えになる」と言われた。数百円のカビ取り剤をかけただけでタイルを張り替えなければならないのは納得がいかない。カビ取り剤

で目地が痩せたりタイルが剥がれたりする事例はあるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターでは、今までにカビ取り剤で浴室のタイルが剥がれたという相談はありません。カビ取り剤で目地が痩せたという相談もありませんでした。なお、一般的に、浴室の目地が痩せる原因として、ブラシなどで擦ることによる削れがあると言われています。

28) プラスチック製品ー1件

1. <納入した製品の品質クレーム対応> 商社で輸入業務を担当している。今般、国内の事業者から、特殊なサイズの厚手のポリ袋を大量受注し、海外のメーカーに製造させて納入した。ところが、納入品の一部が、発注者の希望する寸法よりわずかに大きい事を理由に、発注者は全量の返品を通告してきた。全量返品は大きな損失になる。どのように対処すべきか、アドバイスが欲しい。(若い女性)〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業や製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、貴社と製造元、納品先3社間の契約の問題かと思われます。法律の専門家やコンサルタント機関等にお問い合わせください。

29) ワックスー1件

1. <フローリングのワックスがけによると思われる発疹> 「1年程前に中古で購入した自宅の、フローリングのワックスがけを、3ヵ月ほど前に業者に依頼した。使用したワックスは△△社の〇〇であった。その後、2ヵ月ほどして、娘(30歳代)の全身に発疹が出た。皮膚科に通って原因を調べているが、はっきりしない。パッチテストをしようと思うが、メーカーに成分を聞いても満足な回答が得られない。どうしたらいいだろうか」という相談を、60歳代の男性から受けている。ワックスについては、メーカーは成分を公開する義務はないのか。なお、他の家族に体調の異常はない。〈消費生活C〉

⇒家庭用ワックスは、家庭用品品質表示法で品名や成分等の表示が義務付けられています。しかし、成分については『その含有率が1%以上の主要成分(水を含む)について、一般的な名称によりその成分の名称を表示する』と規定されており、具体的な化合物名まで公表する義務はありません。業界でも、品質表示に関する自主基準は、特に設けてはいないとのこと。メーカーが、成分の公表を渋るのであれば、業者から安全データシート(SDS)を入手するか、皮膚科の医師からメーカーに、問い合わせをいただければ、正しい情報が得られるものと思われます。

30) 医薬品—1件

1. <塩素系消毒薬が漏れ、床が損傷> 「8ヶ月前に、ノロウイルス対策で、△△社の消毒薬〇〇（第2類医薬品）を購入し、未開封のまま、クローゼットに保管していた。先日、〇〇を見たところ、キャップが割れて、内容物がこぼれ、クローゼットの床が変色していた。△△社に連絡し、本日担当者が来訪することになっている。△△社にはクローゼット床の損害賠償を要求したい。なお、この製品には、『使用期限 2013.06』と書かれている。」との相談を、40歳代の女性から受けている。〇〇を検査するために、メーカーに渡してよいものだろうか。〈消費生活C〉
⇒容器破損の原因を特定するためには、現品を調査する必要があるため、メーカーは、現品の引き渡しを求めると思われます。被害状況と、現品の写真を撮り、検討結果の書面による報告を求め、また、現品についても、現状をとどめた形で返品することを、要求されてはいかがでしょうか。

31) 紙製品—1件

1. <家庭用ティッシュペーパーから異臭> 近くのドラッグストアで、△△社の家庭用ティッシュペーパー〇〇を購入した。包装を開けて取り出すと、堆肥の臭いのような異臭がした。過去も同様なことがあったので、異臭がする旨△△社に申し出ると、「検査するので、現品を送ってほしい。折返し代替品を発送する」と、上から目線のぞんざいな対応だった。化学製品PL相談センターから、△△社の品質管理と顧客対応を指導してほしい。このことは、国民生活センターにも伝えている。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中年の女性）〈消費者〉
⇒当センターは民間の機関ですので、個別の事業者への指導ができる立場にはありません。国の行政機関にお申し出くださるよう、お願いします。

32) 清浄剤—1件

1. <レンジフード清掃後の体調不良> 自宅のレンジフードの清掃を業者に依頼し、4日前に実施した。業者は「蒸気で掃除する」と言っていたにもかかわらず、取り外したフードに苛性ソーダをかけていた。その時からせき込み、喉と目の痛みを覚えた。眼科に受診したところ、角膜炎との診断を受け、今も治療を続けている。医者には「レンジフード清掃との因果関係はわからない」と言われた。喉の痛みも続いているが、通院していない。業者は「因果関係のわかる診断書がないと、補償できない」と言って、少額の見舞金を出すのみである。治療費の全額を補償させるためには、どうしたらよいか。化学製品PL相談センターは本で知った。（中高年の女性）〈消費者〉
⇒本件は役務に係るご相談かと思われます。当センターは、役務に関して専門的な知識を持ち合わせておりません。地元の消費生活センターに、ご相談くださるようお願いいたします。なお一般的に

は、因果関係を記載した医師の診断書が発行されない場合、業者等に損害賠償を請求することは難しい事が多いと思われます。喉の痛みについても、医師の診断を受けることをお勧めします。

33) 不明-1件

1. <家の中の空気の有害成分の検査依頼> 15年程前に建てた一軒家に住んでいる。数カ月前からノドの痛みを覚え、息苦しくなるようになった。1週間程前に旅行先の中国から帰ってきたが、中国に居る時には何ともなく、帰ってきて家に入ったらまた症状が出てきた。主人に聞いても同様とのこと。家の中の空気の検査はできないか。リフォーム等はしていない。(中年の女性)
<消費者>

⇒当センターでは検査は行っておりません。お住まいの地域の保健所が、多くの場合住居内環境に関する相談や検査を受け付けています。住居内環境の検査機関については、国民生活センターが提供する「商品テストの実施機関」のリストに、公益財団法人 日本分析センター (http://www.kokusen.go.jp/test_list/data/200800724.html) 等が紹介されています。分析費用は依頼者の自己負担となりますので、必要に応じてご相談されてはいかがでしょうか。

(2) 「一般相談等」

1) 住宅全般

住宅の新築・改築にあたっては、事前に、使用する建材・施工材・内装材の安全性と効果、作業手順、入居後に要する注意などについて、業者から十分に説明を受け、家族の体調や化学物質に対する感受性などを考慮した上で、それぞれにふさわしい材料、方法を選択するようにしましょう。

“シックハウス”対策などといっても、化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差があるため、人によって解釈が異なる可能性もあります。それが何を意味し、何を保証するのかについて、契約の際に具体的に確認しておく必要があります。口頭でも契約は成立しますが、後になって「言った」「言わない」というトラブルになることを避けるために、特に重要と思われる事項は契約書面に記しておくのがよいでしょう。

施工直後は特に化学物質が放散しやすいと考えられることから、入居するまでの換気期間をなるべく長く取り、ご心配なら保健所等に依頼して室内の化学物質濃度を測定することをお勧めします。室内空気汚染の原因となる揮発性有機化合物としては、厚生労働省において、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、ダイアジノン、アセトアルデヒド、およびフェノブカルブの13物質(最新設定日:平成14年1月22日)について、室内濃度指針値(現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値)が示されています(ただしこれは、「現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値」であり、化学物質に対する感受性には個人差があるため、指針値を満たしている室内空気質であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります(「厚生労働省シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会 中間報告書—第6回及び第7回のまとめ」より)。また、入居後も引き続きこまめに換気をするよう心がけるとよいでしょう。

- ◆<4年間程住んでいた新築アパートでの体への影響> 4年前まで4年間程新築のアパートに住んでいた。上の子どもは2歳から、下の子どもは住んで2年目に生まれた。住んでいる時は家族全員何ともなかったが、アレルギー性鼻炎の妹が遊びに来ると、咳と鼻水が出ていた。その頃は“シックハウス”という言葉すら知らなかった。しかし、最近になりそれを知ってから、4年間の間にシックハウスの原因物質を吸っていたとして、今後に影響が出るのかが心配になった。大丈夫だろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(消費者)

⇒4年前まで住んでいた新築のアパートで、妹さんにアレルギー性鼻炎の症状が出るからといって、

必ずしもシックハウスの原因物質を放散しているとは限りません。また、今後に影響が出るかどうかということも、個人差もあるため、はっきりとお答えすることはできません。

- ◆<アスベストの危険性> 40年前に建てた一戸建ての木造家屋を、立て替えようと考えている。業者から「建材にアスベストが使われている」と聞いた。これはどのような危険性があり、何に注意すればいいのか。化学製品PL相談センターは以前に相談したことがある。(70歳代の女性)

<消費者>

⇒厚生労働省のウェブサイト、「アスベスト（石綿）情報」

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/index.html)に、『石綿にさらされる作業に従事していた方については、将来、肺がん（原発性）や中皮腫等の健康被害が生じるおそれがあります』、『解体作業には石綿含有建材からのばく露の危険性を伴います』と記載されています。アスベストは固体ですので、解体作業中に粉塵を舞い上げさせない対策が重要です。この点について環境省は「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を定め、作業中のアスベスト飛散防止を義務付けています。解体業者と打ち合わせて、アスベストを飛散させないこと、十分安全な程度に除去すること等を、確認されてはいかがでしょうか。

- ◆<自宅のシックハウス対策に関する相談窓口> 自宅の新築、或いはリフォームを検討している。関連の図書調べてみると、シックハウス対策も重要であることが書かれてあった。そこで、住宅のシックハウス対策について、相談窓口や検査機関などを教えてほしい。化学製品PL相談センターは関連書物で知った。(中高年の男性)<消費者>

⇒お住まいの地域の保健所が、多くの場合シックハウスに関する相談や検査を受け付けています。

また、住宅を新築・リフォームする際の相談対応機関として公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(<http://www.chord.or.jp/index.php>)があり、電話相談窓口も開設していますので、これらの機関にご相談されるとよいでしょう。一方、シックハウス原因物質に関する環境検査機関については、国民生活センターが提供する「商品テストの実施機関」のリストに、公益財団法人 日本分析センター(http://www.kokusen.go.jp/test_list/data/200800724.html)等が紹介されています。分析費用は依頼者の自己負担となりますので、必要に応じてご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆<壁の下地に含まれる防カビ剤の安全性> 自宅をリフォームしている。3歳の子供が喘息気味であるため、化学物質を避けた施工を依頼していたが、壁の下地に防カビ剤（IPBC）の配合された下地塗料が使われていることに気づき、工事を中断させている。IPBCとはどのようなものか、子供の健康に影響ないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)

<消費者>

⇒お尋ねのIPBCは、3-ヨード-2-プロペニルブチルカーバメート(CAS No. 55406-53-6)の略称で、従来より防カビ剤として広く用いられています。常温では固体の、揮発性の低い化合物で、化粧品に使用できる成分としても登録されています。一般的には、下地に練りこんだIPBCが居住者の健康に、悪影響を及ぼすとは考えにくいといえましょう。しかし、お子様の健康への影響については、個々人の体質の違いもあり、断定的なことは申せません。施工会社と相談されて、最適な施工方法をご検討ください。

2) 殺虫剤、防虫剤、防蟻剤、農薬、除草剤等

◆<防蟻剤の安全性> 1戸建ての自宅が、築10年を過ぎた。先日当時の施工業者と改修の相談する中で、あわせて防蟻対策の再処理を勧められた。10年前に入居した当時、主人がアレルギー気味となったことを思い出し、その旨業者に話したところ、業者は比較的人体に影響の少ない〇〇の塗布を提案してきた。〇〇による防蟻処理は人体に安全だろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒メーカーが提供する安全データシート(SDS)によれば、〇〇はクロロニコチル系殺虫剤を主成分とした、有害性の低い防蟻剤であるとされています。しかし、△△社の技術資料には施行に当たって(公社)日本しろあり対策協会の定めた『標準仕様書』に従う様、明記されています。防蟻処理は、使用する薬剤の選定に加え、正しい施工方法を採用することが極めて重要です。お近くの同協会相談窓口、薬剤の選定や施工方法についてご相談されるよう、お勧めします。

◆<ディート(ジエチルトルアミド)を含有する虫よけ剤の安全性> 「保育園でプールを子供たちに使わせたい。子供たちが塗った虫よけ剤のディートがプールの水に溶け込んで、子供たちの健康に悪影響を与えるようなことはないだろうか」との相談を、地元の保育園から受けている。ディートについては、数年前に厚生労働省から使用上の注意喚起がなされたと記憶する。化学製品PL相談センターには、本件についての情報はないか〈消費生活C〉

⇒当センターでも、虫よけのディートとプールとの関係について有益な情報は持ち合わせておりません。ディートを含有する虫よけ剤については、2005年の国民生活センターによる問題提起をきっかけに、厚生労働省で安全対策が検討され、同年8月に、製品の表示等に関する通知が安全対策課長名で指示されました。また、その後の調査検討を踏まえて、2010年には同通知の一部(定期報告の項)を廃止しています。本件については、厚生労働省安全対策課、あるいは虫よけ剤のメーカーに確認されてはいかがでしょうか。

◆<きゅうりに散布し園芸用薬剤の安全性> 「家庭菜園できゅうりを作っている。うどんこ病になったので、ガーデンセンターで△△社のハンドスプレー式の園芸用薬剤〇〇(農水省登録番号あり)

を初めて買って使用した。使用方法として、「使用回数が5回以内であれば、収穫前日まで使用してよい」ことが記載されている。一方、使用上の注意として、農業用マスクや手袋を着用すること、皮膚に付着しないように注意することなどが表示されていた。食べる野菜に対して注意事項が矛盾しているように感じたので、メーカーに電話して聞いたところ、明確な回答がなかった。不安だったので、作ったきゅうりは捨てた」との相談を70歳代の女性から受けているが、どうか。

〈消費生活C〉

⇒当センターは特定の製品に関する情報は把握していません。特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができません。相談者に代わって、貴センターからメーカーの相談窓口へ薬剤を散布した後の野菜の安全性について問い合わせしてみてください。

◆〈自宅の隣で建設中の住宅で使用するシロアリ防除剤の安全性〉 「自宅の隣に、ハウスメーカーが複数の分譲住宅を建設している。最近、ハウスメーカーから『建設中の住宅の基礎の部分にシロアリ防除剤〇〇を散布したい』と連絡してきた。そこで、この防除剤〇〇が安全な薬剤かどうかを知りたい」との相談を今受けている。化学製品PL相談センターの方へ回してもよいか。〈消費生活C〉

⇒当センターでは、シロアリ防除剤〇〇の安全性情報を持ち合わせていませんので、お答えできません。ハウスメーカーを通じて、シロアリ防除事業者から安全性に関する情報の提供を申し入れるようお願いいたします。

◆〈防蟻剤クロルデンの残留有害性〉 28年前に、当時の自宅を業者にクロルデンという薬剤で防蟻処理させた。その後、18年経って転居した。防蟻剤処理当時、生後間もなかった娘が、今28歳となり出産を間近に控えている。当時の事が気になりネットなどで調べたところ、クロルデンは残留性有機汚染物質の対象となり、現在では製造・使用が禁止されていることを知った。既に相当の時間が過ぎているとはいえ、新しく生まれてくる孫にクロルデンの影響はないだろうか。なお、この間家族に特筆すべき健康上の異常は記憶にない。化学製品PL相談センターは他の機関から紹介された。

(中高年の女性) 〈消費者〉

⇒クロルデンは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)に於いて、『難分解性・高蓄積性・人又は高次捕食動物への長期毒性』の観点から第一種特定化学物質に指定され、製造・使用が禁止されています。文献では、哺乳類の体内で、クロルデンは長く見積もっても3~4ヵ月で半減するとの報告もありますので、クロルデン処理した家屋を離れて既に10年を経過し、その間ご家族の健康にも異常が見られないことから、過度に心配される必要はないかと考えます。

◆〈シロアリ駆除剤の安全性〉 9ヵ月前に、賃貸マンションの1階に入居した。先日、寝室の柱でシ

ロアリを発見し、管理会社に相談して、業者にシロアリ駆除を依頼することとなった。自分の子どもがアレルギー体質であることを告げたところ、比較的安全とされる△△社のベイト剤〇〇を用いと言われた。しかし、薬剤の設置場所が寝室であるため、不安を感じている。この駆除方法は安全だろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。(中年の女性)〈消費者〉

⇒〇〇は、フルムロン系の薬剤を配合した固形製剤で、メーカーの安全データシートによれば、化学物質としてのヒト健康有害性は低いものと思われます。製品の安全性については、そのメーカーが責任もってお答えできますので、△△社の相談窓口にお問い合わせください。また、ベイト工法とは、公益社団法人日本しろあり対策協会によれば『シロアリの駆除剤を混入した餌(ベイト剤)をシロアリに摂食させて、シロアリの集団を死滅させるシステム』との事です。設置方法について、お近くのしろあり対策協会にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆〈衣装ダンス用防虫剤を指定量以上使用した際の安全性〉 8年前から4年間住んでいたマンションで、寝室に置いた衣装ダンスの引出し等に有臭タイプの防虫剤を入れていた。その際、多く入れたほうが、防虫効果が高いと思い込み、製品に表示された標準使用量の倍量を入れた。寝室にはいくつかの衣装ダンスを置いていたので、数えてみると数十個の防虫剤が、寝室の部屋の中にあつた勘定になる。当時、乳幼児とともにこの寝室を使用していたので、今になって防虫剤が子どもにも悪影響を及ぼしていないか不安になっている。当時、子どもがとりわけ体調不良を訴えたことは記憶にない。将来にわたり、子どもに防虫剤の影響が残っているようなことはないだろうか。(中年の女性)〈消費者〉

⇒お話だけでは、お子さんに防虫剤の影響が残っているかどうか判断できません。やはり、製品の安全性についてはそのメーカーしか責任もってお答えできませんので、ご不安でしたらご使用の防虫剤の製造元にお確かめください。なお、有臭タイプの防臭剤は主成分にパラジクロロベンゼン、あるいはナフタレンが配合されている物が一般的です。環境省が発行している「化学物質ファクトシート2012年版」によれば、パラジクロロベンゼンやナフタレンは、体内に取り込まれても3~5日で大半が体外に排泄されたとのデータがあるとのこと。

3) 洗剤・洗浄剤、柔軟剤、カビ取り剤、漂白剤等

- ◆〈お風呂用カビ防止剤の安全性〉 10ヵ月ほど前に、風呂場のカビ防止に△△社の〇〇を購入し、使用方法通りに取り付けた。その後2ヵ月の間、風呂場と隣の洗面所では全くカビが目立たなくなった。あまりに効果がありすぎて人体にも有害でないかと怖くなり、〇〇は取り外して廃棄した。その後6ヵ月以上がたち、自分も家族も体調に取り立てて不安はない。防カビの効果は持続しているように感じる。〇〇が人体に悪影響を及ぼすようなことはないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターのデータベースでは、過去〇〇のトラブルに関連した相談を受けた事例はありません。また、公開された情報によれば、〇〇の主成分も防カビや洗浄の分野でよく使われているものようです。しかし、特定の製品の安全性については、やはりそのメーカーでなければ責任もってお答えできません。△△社の”お客様窓口”に、ご不安な点をご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆<キッズ用シャンプーの安全性> 輸入品のシャンプー〇〇の香りが良いので、7歳の子供に使わせていた。しかし、最近になって注意書きに、『ホルムアルデヒドに敏感な方および乳幼児のご使用はお避け下さい』と書かれていることに気が付き、不安になった。子供に悪い影響が出ているのではないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)
<消費者>

⇒シャンプーは薬事法の化粧品に該当します。厚生労働省では同法に基づき『化粧品基準』を設けて、化粧品に配合できる成分を規制しています。〇〇には防腐剤として『DMDMヒダントイン』が配合されており、同基準で配合量の上限が定められるとともに、使用にあたっての注意書きを記載するよう通知されています。〇〇の輸入業者はこの基準に則って、成分表示と注意書きを記載したものとされます。『乳幼児』に明快な定義はありませんが、おおむね7歳未満と考えられます。〇〇におけるホルムアルデヒドの発生量は、〇〇中のほかの成分や使用方法によっても異なるものと思われるので、〇〇の安全性については輸入元にお問い合わせくださるようお願いいたします。

- ◆<微生物系排水管洗浄剤の安全性> 「先日、△△社の排水管洗浄剤〇〇を購入した。この製品は、××菌による洗浄効果を謳っている。××菌は人体に安全なものか」との質問を消費者から受けているが、どうか。<消費生活C>

⇒××菌は納豆菌の仲間で、△△社が独自に土壌の中から選別した微生物との事です。油脂などを分解する効果があり、人体には安全とされています。しかし、製品の安全性については、そのメーカーが責任もってお答えできますので、本件は△△社の相談窓口等に問い合わせるよう、お話しください。

- ◆<トイレ用洗剤の安全性> 先日、衣服やタオルを洗濯機で洗う際、間違えて△△社のトイレ用洗剤〇〇を投入した。洗濯⇒すすぎ⇒脱水と、一連の工程を終えた時点で洗剤の誤使用に気づき、直ちに洗濯用洗剤で再度洗濯した。この衣服やタオルは、これまで通り使用して安全上問題ないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)<消費者>

⇒〇〇は、水に溶ける成分で構成されています。このため、〇〇の成分が衣服やタオルに付着して残留するとは思われません。〇〇で洗濯した後、直ちに洗濯用洗剤で再度洗濯されていることから、普通に使用されて問題ないでしょう。

- ◆<薬用せっけんの安全性> 「先日新聞広告を見て、息子の入浴に適していると考え、△△社の薬用石けん〇〇を購入した。しかし、送られてきた商品を使用する段になって、皮膚へのダメージが心配になった。〇〇について、トラブルの事例はないか」との相談を、70歳代の女性から受けている。PI0-NETで調べた限りでは、当該製品に関する使用上のトラブル報告は見当たらない。化学製品PL相談センターでは、〇〇に関する問合せはないか。なお、相談者のご家族に、化学物質に過敏である等の傾向はないとのことである。〈消費生活C〉

⇒当センターの相談事例を、過去10年以上にさかのぼって調査しましたが、〇〇に関する苦情などの問合せはありません。しかし、製品の品質に問題がなくとも、使用する人の体質や体調によって、何らかの不具合が生じることも皆無とは申せません。ご心配でしたら二の腕等に少量使用して、様子を見る方法もあるのではないのでしょうか。

- ◆<合成洗剤の基準は> 一般の消費者から「△△社の〇〇という万能洗剤を勧められているが、その製品についての苦情などは入っているか」との相談を受けている。「固有の製品についての良し悪しはお答えしていない」とは回答しているが、もう少し詳しく回答しようと、この製品について調べている。この製品は合成洗剤のようであるが、合成洗剤について、詳しく教えてもらえるところがあれば紹介してほしい。〈消費生活C〉

⇒洗剤については、日本石鹼洗剤工業会が詳しくご説明できます。

- ◆<洗顔石鹼の成分表示と安全性> 「△△社の洗顔石鹼〇〇を使用している。先日、この製品の成分表示に記載された『コカミドDEA』に、発ガン性があるとの情報をインターネットで知り、不安を覚えた。使用をやめるべきだろうか」との相談を、中年の女性から受けている。どう対応すべきか、アドバイスいただきたい。〈消費生活C〉

⇒『コカミドDEA』は化粧品で泡を安定させる成分として使用されています。一方、世界保健機構(WHO)の外部組織である国際ガン研究機関(IARC)は2011年に、本成分をGroup2Bに分類すると発表しました。これは、『ヒトに対する発癌性が疑われる』とされるカテゴリで、ここには他にコーヒー等が登録されています。発表によれば、本成分でヒトがガンを発症した例は報告されていません。本成分の有無を以って、当該製品の使用の是非を判断することはできないと思われます。△△社の話も聞くなどして、総合的に判断されるよう、お話しされてはいかがでしょうか。

- ◆<手作り洗濯石けんを製造販売する際の法規制> 「障害者施設の活動の一環として、手作りの洗濯用石けんを製造・販売したいと考えている。この場合、製品が製造物責任(PL)法の対象となることは了解しており、PL保険の相談を進めている。ほかに、製造・販売に当たって対象となる法規制は何かあるか」との問い合わせが寄せられているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒手作り石鹼については、劇物(水酸化ナトリウム)を使用することや、原料によっては製品品質

がばらつく可能性があることなど、製造に当たって難しい問題があります。製品の法規制に関しても、洗濯石鹼であれば薬事法の規制は受けませんが、「家庭用品品質表示法」の表示義務があります。詳しくは、法律の専門家や消費者庁等関連する行政に問い合わせるようお願いしてください。なお、手作り石鹼については、石鹼洗剤工業会の「石けんメモシート」(http://jsda.org/w/06_clage/4clean_203-4.html)に詳しい記載があります。

- ◆<合成洗剤の環境規制> 「家庭用合成洗剤が、排水として河川に流出した際の、環境への影響に興味がある。環境保護の観点から、合成洗剤にはどのような規制があるか」との質問を、中年の男性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒石鹼洗剤工業会が提供している『石鹼洗剤の基礎知識』

(http://www.jsda.org/w/03_shiki/senzaimemo_08.html)によれば、洗剤に関連する法律の数は20程度あるとの事です。例えば『家庭用品品質表示法』では、その成分や使用方法に関する表示を義務付けています。また食品衛生法では、野菜・果実や飲食器の洗い方に関する基準が示されています。ご質問の、家庭排水中の合成洗剤に関しては、直接的な法規制はありません。

- ◆<衣服に付着した排水口洗浄剤(固形品)の除去方法> 「知人から排水口洗浄剤(固形品)をもらった。これの包装を外して、洗面台の下においておいたところ、ふやけてきて、洗面台下の床面と側にあった衣服に付着していた。衣服はそのまま洗濯しても構わないだろうか。なお、包装は捨ててしまったので、メーカー名などは分からない」という相談を60歳代の女性から受けている。当センターから某メーカーに問い合わせると、「塩素系の製品であれば、付着した箇所を水洗いしてから洗濯すればよい。非塩素系の製品は取り扱っていないので分からない」との回答だった。化学製品PL相談センターで分かるか。〈消費生活C〉

⇒当センターは特定の製品に関する情報は把握していないため、分かりかねます。相談者の知人に、同じ製品についてメーカー名などを問い合わせるようお願いしてみてください。その上で、メーカーに相談されるようお願いいたします。

- ◆<柔軟剤等のニオイによる体調不良> 2~3年前から、洗剤や柔軟剤等のニオイで 鼻の奥の違和感・頭痛・吐き気等を感じるようになった。最近は何を付けた製品が増加しているように思われ、病院やタクシーでも吐き気を覚えるなど生活に支障が出ている。居住しているマンションでもベランダの洗濯物のニオイが管理組合で問題となったが、適切な対処はされていない。過剰なニオイに苦しんでいる人も大勢いることを、世間に広く知ってもらいたい。本件は、洗剤のメーカーや消費生活センターに伝えている。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターでも、同様のご相談は24年度に数件寄せられています。ニオイの感じ方には個人差も

あり、製品の品質には問題なくても、個人の体質などによって合わない場合もあるでしょう。当センターでは、寄せられた相談内容と対応結果を、月次報告「アクティビティーノート」や年度報告書等で公開していきます。

- ◆<塩素系漂白剤とエタノールの混合危険性> 自宅のフローリングを掃除している。まず、台所用塩素系漂白剤〇〇を200倍に薄めた水溶液で、フローリングを拭き掃除した。その後水拭きし、更に消毒用エタノールで除菌した。後になって、塩素系漂白剤とエタノールが混合して、人体に有害な成分が発生していないか心配になったが、危険性はないか。なお、その後体調に異常は感じられない。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の男性)〈消費者〉

⇒〇〇は次亜塩素酸ナトリウムを主成分とした漂白剤です。200倍希釈した場合、水溶液の次亜塩素酸ナトリウム濃度は300ppm程度になります。次亜塩素酸ナトリウムは酸性の水溶液(ある種のトイレの洗剤や、食酢、クエン酸など)と混ぜると毒性の強い塩素ガスを発生し、危険です。しかし、希釈した塩素系漂白剤と消毒用エタノールであれば、有害物質が発生する可能性はありません。なお、漂白剤やエタノールを取り扱う際は、製品の注意書きにそって、ゴム手袋やゴーグル等の保護具を適切にご使用ください。

- ◆<トイレクリーナーの安全性> 3年程前から△△社の〇〇というトイレクリーナーを使用している。使用方法は、これを塗ってそのまま、次の人が使用するまで水を流していなかった、表示には‘2~3分後に擦らず水で流すだけ’と書いてあるが、長い時間そのままに置いて子どもに影響がないか。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒製品の安全性については、そのメーカーでなければ責任をもってお答えできませんので、△△社の相談窓口にて、使用状況等を説明してご相談ください。

- ◆<未開封の古い洗剤の安全性> 今朝がた洗面台の奥で未開封の古い洗剤を見つけ、もったいないと思って洗濯に使用した。洗剤は△△社の〇〇で、5年くらい前のものと思う。成分表示には、数種類の界面活性剤とオレンジオイルが記載されており、ゲル状の液体洗剤である。洗剤が古くなって、人体に悪影響を及ぼすことはないだろうか。当該製品のメーカーは、「未開封であれば、5年くらいでは変質しない」と言っている。なお、自分は金属や化学物質に敏感な体質であると感じている。また近隣で除草剤が散布されると声がかすれることがある。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒一般の洗濯用洗剤では、使用期限は会社ごとに定めているのが大半です。メーカーが「5年くらいは問題が無い」と言っているとはいえ、購入した洗剤は早めに使い切るのが良いでしょう。

- ◆<リンを含む洗剤の法規制> 自分は趣味で野球を楽しんでいる。最近、ユニフォームを洗うのに、

大変洗浄力の強い△△社の〇〇という洗剤を友人から紹介された。確かに、この洗剤を使うと洗浄力は高いが、〇〇には「リン配合製品のため、琵琶湖・霞ヶ浦での使用は禁止されています」との記載がある。このような製品の製造・販売に関して規制はないのか。化学製品PL相談センターは国民生活センターより紹介された。(中年の男性)〈消費者〉

⇒リンを含む洗剤を製造し販売することは、国の法律では規制されていません。地方行政では、「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」(1980年施行)や「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」(1981年施行)で、琵琶湖や霞ヶ浦流域での使用が禁止されました。また、石けん洗剤の業界では、リン化合物が湖等の富栄養化の一因と目されたことから、自主的に1985年には洗剤の無リン化を完了しています。

◆<ベランダに付着した洗濯槽クリーナーの除去方法> 賃貸マンションに一人で暮らしている。1年半ほど前にベランダ(コンクリート)に洗濯槽クリーナーをこぼした。簡単にふき取ってそのまま放置していたところ、最近になって当該箇所の表面が傷んできた。これは、1年半前のクリーナーの影響と思うので、この影響をなくする方法を教えてください。(高齢の女性)〈消費者〉

⇒お話からだけでは、コンクリートの状況がわからないため、処理方法について断定的なことは申せません。1年半前の洗濯槽クリーナーが今も残存しているとは考えにくいのですが、ご心配でしたらバケツ数杯の水とデッキブラシで洗い流せば、クリーナーの成分は問題ないレベルまで除去できるものと思われます。作業に当たっては、普段に屋外の掃除をされるときと同じように、手袋やマスク等で保護することをお勧めします。

◆<薬用石けんの効用> 自宅に、トリクロロカルバニドを配合した、医薬部外品の薬用石けんがあり、『殺菌・消毒』の効用があると書かれている。これは、ノロウイルス等にも、効果があるのだろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒トリクロロカルバニドはトリクロロカルバンともいわれ、主にグラム陽性菌などの細菌に対し、優れた殺菌作用を示すと考えられています。ノロウイルス等のウイルスに対する消毒作用は、あまり謳われていないのが一般的です。

◆<仕事先で使用の洗浄剤の安全性> パート先で、油で揚げ物をし、その容器(フライヤー)を△△社の〇〇という洗浄剤で洗って計量カップの水で軽く流し、布で拭いたらまた油を入れて使用している。この洗浄剤がものすごく強力で、泡が飛んで腕などに付き、忙しいのでそのままにしておくとも膨れになっている。このようなものでフライヤーを洗い、簡単に水で流しただけでまた油を入れて揚げ物をしても、その揚げ物は体に有害ではないのか心配だ。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒個々の製品の安全性については、メーカーが責任を持ってお答えしますので、直接お尋ねください

い。ご参考までに、ご使用の洗浄剤は業務用のアルカリ洗浄剤ですので、ご使用の際には、手袋はもちろんのこと、保護メガネ、マスクをして使用することが肝要です。もし肌に付いてしまったらすぐに洗い流すこと、万一目に入ったら直ぐに流水で15分位洗い流した後、眼科に受診することです。使用方法は正しく守り安全にご使用ください。

- ◆<柔軟剤のニオイクレームへの回答内容> 市の広報を担当している。今般、市の”ご意見箱”に柔軟剤のニオイに関する苦情が投書された。「隣家から洗濯物の柔軟剤のニオイが流れ、窓が開けられない」、「電車や病院等で、柔軟剤のニオイで目や咽喉の痛みを感じる」等を訴え、「洗剤メーカーの香料使用の中止や、公共の場所での香料自粛を、働きかけてほしい」という内容である。化学製品PL相談センターにもこのような相談があるのか、またその場合どう回答しているのか。(若い男性)〈行政〉

⇒当センターにも、同様の問合せが年に数件寄せられています。国民生活センターでは、昨年9月に”柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供”(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130919_1.html)を公表しています。これを受けて、日本石鹼洗剤工業会では、そのウェブサイトに『柔軟仕上げ剤を使うときのポイント』として、『香りを心地よく楽しむために、周りの方に配慮した適正な使用をお願いいたします』と啓発しています。柔軟剤の各メーカーも、製品のコマーシャル等で『使いすぎに注意』する旨、注意喚起しています。一方、ニオイ成分については、国際的な機関で安全性が確認された香料が用いられています。これらの状況を踏まえ、当センターではお問い合わせに対し、ニオイ成分の安全性をご説明するとともに、「ニオイの感じ方や化学物質の感受性には個人差もあり、製品の品質には問題なくても個人の体質などによって合わない場合もある」こと等をご説明しています。また、寄せられた相談内容と対応結果を、年度報告書等にまとめて公開している事をお伝えしています。

- ◆<台所の流しにつけたぬめり取り剤から塩素臭> 「△△社の台所用ぬめり取り剤〇〇を、先日通信販売で購入した。直ちに使用し始めたところ、台所で塩素臭を感じるようになった。品質表示には塩素系の成分が書かれているが、取扱説明などには塩素臭がするなどの記載はなかった。これは品質表示の手落ちと思う。自分からメーカーに表示の改善を申し入れたので、消費生活センターからも改めて改善を申し入れてほしい」との依頼を、中年の女性から受けている。当方からメーカーに連絡しようと思っているが、本製品は製造物責任(PL)法上の欠陥といえるか。なお、本製品には「混ぜるな危険」の表示は正しく記載されている。〈行政〉

⇒当センターでは、当該製品の表記状況等を確認できないため、品質表示に問題があるかどうか判断できません。一般的に言って、本品が日用品であって、家庭用品品質表示法に沿って表示がされていれば、製品から塩素臭がするからと言って、製品に欠陥があるとは断言できないと思われます。消費者の声をメーカーへの要望という形で伝えられてはいかがでしょうか。

4) プラスチック製食品用器具・容器包装

プラスチック製の食品用器具・容器包装は、食品衛生法に基づく規格基準によって、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。しかし、耐熱温度を超えて使用した場合には、プラスチックが融けて中の成分が溶け出す可能性があります。電子レンジで使用する際には、各製品の取扱以上の注意を事前に確認してください(プラスチック製の「台所用容器等」および「皿等」は、家庭用品品質表示法によって、電子レンジでの使用の可否等の表示が義務づけられています)。

ただし、電子レンジで使用可能なものであっても、電子レンジの機種等によって庫内の温度が耐熱温度を超えてしまう可能性もあるため、加熱の時間・温度の設定にも注意してください。また、油を多く含む食品の場合は加熱されるとさらに高温になるため、電子レンジで油性の食品を温めたり、温めた油性の食品、揚げ物や焼きたての油物を載せたりするのに、プラスチック製食品用器具・容器包装を使用することは控えましょう。

なお、プラスチックを誤って食べてしまった場合、プラスチックそのものは腸内で吸収されることなく、そのまま排泄されます。しかし、大きさや形状によっては、消化器官の一部を傷つけたり喉に詰まって窒息したりする恐れもありますので、特に小さなお子様にはご注意ください。

- ◆〈灯油用ポリタンクの脱臭方法〉 「これまで灯油を入れて使っていた20Lの赤いポリタンクを、飲料水の貯蔵用に転用したい。灯油臭を除去する方法はあるか？」との相談を、80歳代の女性から受けているが、どうか。(消費生活C)

⇒ポリエチレン製の容器に灯油を入れて使用していると、灯油がポリエチレンにしみこんで、簡単には除去できません。一般家庭でこの臭いを除去する事は、ほとんど不可能といえるでしょう。

- ◆〈メラミンスポンジの食品への使用の是非〉 「先日、家庭用のメラミンスポンジ(メーカー等不明)で、ナスの皮を洗ったところ、色が落ちて洗い水が紫に濁った。ナスの種類によっては、濁らない場合もある。このような事があるのだろうか」との相談を、60歳代の女性から受けている。メラミンスポンジは、野菜洗いに使用してよいか。(消費生活C)

⇒インターネットで、各社のメラミンスポンジ製品の注意書きを調べたところ、大半の製品には『人体や食品には使用しないでください』と明記してあります。やはり、食品洗いには、メラミンスポンジは不向きであるものと思われます。メラミンが固めの樹脂であるので、メラミンスポンジは表面を軽く研磨する能力があります。このため、柔らかい野菜等の表面が薄く削られ、洗い水が着色したものと思われます。各種製品をお使いに当たっては、その取扱説明や注意書きをよく読んで、正しく使用されるよう、ご指導をお願いします。

- ◆〈自家製の洗剤入れに使ったPETボトルのキャップ等が1年で劣化〉 「1年前に自宅を掃除する際、

洗濯石鹼〇〇にクエン酸と重曹を混ぜて自家製の住宅用洗剤を作り、使用済みのPETボトルに入れて使用した。掃除が終わり、PETボトルの中をすすいでポリ袋に入れ、台所のシンクの下に保管しておいた。最近になって、再び自宅の掃除を思い立ち、保管しておいたボトルを取り出したところ、ボトルキャップとポリ袋がぼろぼろに劣化していた。PETボトルには異常は見られなかった。このようなことが起こるのだろうか」との相談が中高年の男性から寄せられているが、どうか。〈消費生活C〉
⇒一般的に樹脂によっては、紫外線やある種の薬品に長時間さらされると、劣化する種類のものもありますが、原因は分かりかねます。

◆〈食べてしまったラップフィルムの安全性〉 「1ヵ月程前、スーパーで購入した味噌漬けの豚肉を、ラップフィルムをはがさずにアルミホイルにくるみ、オーブンで焼いて食べた。しかし、今になって、ラップフィルムも一緒に食べてしまったことに気づき、健康上問題ないか不安になっている。今のところ、体調に異常は感じていない。」との相談を、中高年の女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒プラスチック製のラップフィルムは、食べてしまっても腸内で吸収されることなく、そのまま排泄されます。わずかなフィルムであれば、消化器官の一部を傷つける可能性も極めて小さいと思われる。なお、プラスチック製品を使用する際には取扱説明書や表示をを良くご確認いただくようお願いください。

◆〈スーパーの食品トレイの安全性〉 スーパーで購入し一旦冷凍した肉等を、家庭で調理する際に、購入した時のトレイに載せたまま電子レンジで解凍している。最近になって、トレイから人体に有害な物質が溶け出しているのではないかと心配になった。そのようなことはないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)〈消費者〉

⇒スーパーの肉等のトレイには、一般に発泡ポリスチレンが使われています。一般社団法人日本プラスチック食品容器工業会のWebサイトにある”プラトレネット”によれば、当該トレイに食品を載せて電子レンジで加熱しても、『プラスチックから何か食品に溶け込むことはありません。』との事です。しかし、『プラスチックは熱をくわえると、収縮することがあります』ので、表示に従って正しく使用するようお願いします。

◆〈グリーンプラで分解途中状態物質の安全性〉 5年ほど前に携帯電話のバッテリーを交換し、古いバッテリーは新しいバッテリーの入っていた透明なビニール袋に入れて携帯電話の取扱説明書と一緒に箱に入れ、押し入れにしまって忘れていた。3日前に取り出してみると、袋が粉々になっていて飛散した。これを子どもが吸い込んでしまったら危険と思い、取り扱い方法や材質などを電話会社に問い合わせたが、「古い電池は保存しておくものではないし、5年前のものの袋の材質等は分からない。当社では対応できない」と言われた。携帯の箱にはプラマークの下に‘グリーンプラ’とな

っていたが、プラスチックの分解過程でこのように細かい破片となり飛散するのは危険ではないのか。私は危険だと思うので、公衆衛生的観点から注意していただける公的機関を紹介してほしい。

化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒飛散したプラスチックを吸い込んだら危険かどうかは、袋の素材が分からないと正確な答えはできません。しかし、一般的に、プラスチックが粉々になって飛散し、それを吸い込んでも、殆どが鼻や気管の繊毛で阻まれ、異物として排出されますので、よほど小さな粉塵状の物を、大量に吸い込まなければ、心配されることは無いと思われます。また、このようなことを調査したり注意したりする公的機関としては、保健所や厚生労働省になると思われます。

◆〈高温で溶けたラップフィルムの安全性〉 昨日、近所のスーパーでラップフィルムを購入し、本日食事にラップをしてレンジで温めたところ、時間が長過ぎてラップが溶けてしまった。溶けたラップは有害ではないか。製品にはポリプロピレン・ポリエチレンと表記されている。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。(若い男性)〈消費者〉

⇒ラップフィルムは、もし食べてしまっても腸内で吸収されることなく、そのまま排泄されます。わずかなフィルムであれば消化器官の一部を傷つける可能性はほとんどないでしょう。このほか、フィルム中に含まれている添加剤が溶け出すことがあっても、極わずかな量なので通常は人体に影響を及ぼすとは考えにくいでしょう。製品をご使用の際は、取り扱い方法や注意事項をよく読んで、正しくご使用ください。

◆〈塩ビ板のクラック調査方法〉 厚さ1cmの塩ビの板にクラックがあり、原因究明をしたいが、その調査方法を教えてくれるところはないか。〈事業者〉

⇒塩ビの板ということで、日本プラスチック板協会に確認し、日本プラスチック板協会のウェブサイトからお問い合わせいただくよう紹介した。

5) その他の化学製品、化学物質等

◆〈冷蔵庫内で揮発したと思われるアルコールの安全性〉 趣味で手作りコサージュの教室に通っている。作品を仕上げるために水やアルコールで溶いた染料を使い、使用残をチャック付きポリ袋に各々入れて、冷蔵庫に保管していた。しかし、先日冷蔵庫を掃除しようと取り出してみたところ、アルコールで溶かした染料が乾燥していることに気付いた。用いたアルコールは燃料用のもので、成分はエタノール63%、メタノール37%となっている。ポリ袋に入れていたアルコールの量は20～30ml程度だと思う。人体に悪影響があるだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒アルコール成分中メタノールは、比較的毒性の強い化合物で、蒸気を吸入した場合や飲み込んだ場合にめまいや脱力感を覚え、視力障害を引き起こす恐れがあるとされています。一方、エタノールは“酒類”の主成分です。経口や吸引等での健康に対する有害性は『区分外』であり、また肝臓に対する毒性は広く知られているところです。化学物質の影響は個人差もあり、断定的なことは申せませんが、お話しいただいた程度の量であれば、人体への影響は極めて低いものと思われます。今取り立てて体調に異常もないのであれば、様子を見られればいかがでしょうか。

◆<クレゾール石けん液の植物への有害性> 日本薬局方の外皮用殺菌消毒剤・防疫用殺菌消毒剤に「クレゾール石けん液」がある。その成分のうちクレゾールは、かつて農薬として登録されて使用されていたと記憶するが、確認できるか。また、数年にわたり土壤に散布し続けた場合、樹木にどのような影響が出るだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)
<消費者>

⇒農薬工業会に問い合わせましたところ、クレゾールと他の化合物を混合した製品を、60年前に農薬登録し、その後30年前に失効している例があるとのこと。一方、クレゾールの植物への影響については、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が取りまとめたクレゾールの「有害性評価書」に、双子葉植物への毒性試験結果のデータがあります。樹木でのデータではないため直接的ではありませんが、ご参照ください。

◆<タンクタイプ除湿剤中に溜まった液の安全性> 「タンクタイプの除湿剤に溜まった液が漏れて、衣服についた。この液は人体に害はないか。また、この液が服についた場合、どのように処置すればいいか」との相談を受けているが、どうか。<消費生活C>

⇒タンクタイプの除湿剤を使用して中にたまった液は、塩化カルシウムが空気中の湿気を吸収した水溶液です。塩化カルシウムは海水中にも含まれる化合物で、人体への有害性は大きくありません。しかし、この液体は弱アルカリ性で、目や粘膜を刺激し、皮膚につけたまま長時間放置すると化学やけどを引き起こす可能性があります。取り扱うに当たっては、炊事用手袋やマスク等、適切な保護具をご使用ください。また、衣服に付着した場合は、直ちに洗濯をされるのが良いでしょう。

◆<畳にこぼしたビーズ型消臭剤の安全性> 先日実家を訪れた際、△△社のビーズ型室内用消臭剤〇〇を誤って倒し、容器内のビーズを畳の上にこぼした。直ちにビーズは全量回収し、畳を拭いた。手を洗い服も洗濯したが、人体に悪影響のある成分が残留していないかと心配している。自分の子供がこの畳を這い回るなどしても、健康に影響はないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)<消費者>

⇒ビーズ型消臭剤の消臭成分には、植物精油や陰イオン系界面活性剤等が用いられているのが一般

的です。これらの成分が畳や服、皮膚等に付着したとしても、健康に害をなすほどの量になるとは極めて考えにくいでしょう。皮膚は石けんでよく洗い、衣服は洗濯する等、通常の油污れと同様の対処でよいものと思われます。しかし、製品の安全性についてはそのメーカーが責任もってお答えできますので、本製品の安全性や取り扱い方法等について、△△社の相談窓口にて問合せてはいかがでしょうか。

- ◆<シートタイプの除湿剤がわずかに発熱> 「梅雨に備えてタンスの除湿のために、シートタイプ（10cm角程度の大きさ）の除湿剤を購入した。先ほどタンスにセットしようと製品の封を切ったところ、除湿剤がほんのりと暖かくなった。これは正常な状態なのか、このままこの製品を使って大丈夫か。成分表示は『B型シリカゲル』と書かれている。」との問い合わせが、30歳代の女性から寄せられているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒シリカゲルの粒子には微細な孔が多数開いており、その表面に水分を吸着することで周りの空気を除湿します。水分が吸着するとシリカゲル表面で吸着熱を発生しますので、開封した当初に多少暖かくなることはあり得ますが、問題となるほど高温になる事はないでしょう。製品としては、シリカゲルを適切な袋で覆い、吸湿速度を制御する等の設計がされているものと思われます。開封直後に「ほんのりと暖かく」なる状態が設計通りの状態であるかどうかは、そのメーカーでなければお答えできません。ご不安でしたらメーカーの相談窓口にお問い合わせいただくようお願いしさせていただきます。

- ◆<除湿剤（タンクタイプ）成分の安全性> 「従来から、タンクタイプの除湿剤を利用している。最近友人から、「除湿剤には塩化カルシウムが入っているが、この薬剤は人体に有害ではないか」との話を聞いた。本当に人体に有害なのだろうか」との相談を、70歳代の女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒タンクタイプの除湿剤は、多くの場合塩化カルシウムの潮解性（水分を吸収して液体になる性質）を利用して除湿します。塩化カルシウムは海水中にも少量含まれ、また豆腐の凝固剤や道路の凍結防止剤に使われる等、身近な薬剤です。タンクタイプの除湿剤を使用法通りに正しく使用する限り、一般には塩化カルシウムは人体に有害ではないといつてよいでしょう。ただし、塩化カルシウムの粉末や潮解した液体が、直接皮膚に触れると、化学やけどのような症状を引き起こすこともありますので、内容物には直接触れないようにお話しください。

- ◆<リンゴに貼ってあるシールの安全性> 「先日店で買ったリンゴの果実には、産地を表示したシールが貼ってあった。このシールには糊等が使われていると思うが、これらの材料に規制があるのか」との問合せを、60歳代の男性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒独立行政法人 農林水産消費安全技術センターに確認しましたところ、「農林物資の規格化及び品

質表示の適正化に関する法律”（JAS法）では、表示内容は規定しているものの、表示に使う部材に関する規定はないとの事です。一方、厚生労働省食品安全部企画情報課によれば、本件は食品衛生法第16条の『器具及び容器包装』の対象となると思われるものの、現時点で積極的な指導等は行っていないとの事です。

- ◆<日焼け止めクリーム使用後に衣服が変色> 「△△社の日焼け止めを使用したところ、Tシャツやブラウスの襟が茶色に変色した。当該製品によるものかどうか、原因が知りたい」との相談を受けている。化学製品PL相談センターにはこのような事例はあるか〈消費生活C〉

⇒当センターは日焼け止め等の化粧品に関する情報は持ち合わせておりません。化粧品に関しては、”日本化粧品工業連合会PL相談室”にお問い合わせください。

- ◆<消臭剤等の人体への影響と除菌効果に関する問合せ> 「自宅の住み心地を向上させるために、トイレの芳香剤や住居の消臭スプレー、除菌剤等を使用したいと考えている。一般的に言ってこういった製品の人体へ悪影響を及ぼす、或いはアレルギーを引き起こすという可能性はないのか。また、それらの除菌効果はどの程度なのか」という相談が、高齢の夫婦から寄せられているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒芳香剤や消臭剤は、製品によってその成分や効力、持続性等が異なるものと考えられます。ご質問の内容はあまりに漠然としており、一般論ではお答えいたしかねます。やはり、製品と用途を特定して、想定する被害等をそのメーカーに具体的にお問い合わせいただくよう、お話しください。

- ◆<化学繊維を飲み込んだ場合の安全性> 「アクリルやポリエステル等で作られたマフラーやストールを愛用している。そのため、知らず知らずのうちに、これら化学繊維の繊維屑等を飲み込む、或いは吸い込む事で体内に取り込んでしまっている可能性がある。人体に悪い影響はないだろうか」との問合せが若い女性から寄せられているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒化学繊維それ自体は、人体で吸収されるものではないため、人体に影響することなく排出されます。また、日本化学繊維協会が発行している「化学せんい」e-BOOK(<http://www.jcfa.gr.jp/fiber/ebook/book808.html>)によれば、「せんい製品など家庭用品については、人体に対して有害な物質を含まないよう法律で規制されている」との事です。一般的なご使用の範囲内であれば、ご懸念には及ばないものと思われます。しかし、製品毎の安全性は、その製品の製造元でなければ責任もってお答えすることができません。ご不安でしたら、その製品の製造元にお問い合わせいただくようお話しください。

- ◆<調理器具の補修に用いた接着剤の安全性> 「先日、木製の蒸し器の蓋を、××で購入した汎用接着剤〇〇で接着した。いざ使用する段になって、接着剤は人体に無害か不安となった。接着剤の成分表示には『酢酸ビニル樹脂(40%)、水(60%)』と記載されている。」との相談をうけているが、

どうか。〈消費生活C〉

⇒家庭用接着剤は、家庭用品品質表示法で使用法や成分を表示することが義務付けられています。ここで、成分表示は主要なもののみでよいこととなっています。日本接着工業会に問い合わせましたところ、「食品包装用途に用いる接着剤は、業界の自主基準としてNL規制を設けて、使用してはいけない添加物等を規定している。」との事です。本件の場合、NL規制に対応した製品であるかも不明ですので、製品の安全性については、販売店を通じてメーカーにお問い合わせください。

- ◆〈クレゾール石けん液の脱臭方法〉 「昨日台所でクレゾール石けん液を床のコンクリート部分にこぼしてしまった。この臭いを取る方法は無いか」との相談を受けているが、臭いを中和する等で消す方法はないか。〈消費生活C〉

⇒クレゾールの中和剤は無いと思われます。石けん液の除去方法としては、水を含ませた布でこぼした部分を浸し、拭き取り、薬剤を拭いた布に移し取る方法も考えられますが、完全には除去できないので、ハウスクリーニングの専門業者に相談されることをお勧めします。

- ◆〈シリカゲルのドライクリーニングでの安全性〉 「粒状のシリカゲルが洋服のポケットに入ったままドライクリーニングに出した場合に、クリーニングの溶剤によってシリカゲルから有害物質が出ることはないか」との問い合わせを中高年の女性から受けているがどうか。〈消費生活C〉

⇒シリカゲルはJIS Z 0701で『98%以上の二酸化珪素(無水)』と規定されており、一般的には化学的に安定した無機物です。一方ドライクリーニングで一般的に使用されている代表的なものは、パークロエチレンや石油系溶剤で、これらも化学的に安定した物質です。以上のことから、一般的には、シリカゲルがドライクリーニングの溶剤により、有害物質が発生することはほぼないと思われます。しかし、正確なところは、シリカゲルのメーカーが分かれば、そちらにご確認ください。

- ◆〈購入した綿のシャツが石油系の臭いがする〉 「1週間ほど前に、綿100%のシャツ(輸入品)を購入してきた。家で開封すると、石油系の臭いがしたので、着るのを止めて洗濯した。しかし、洗濯した後も、なお臭いが強くなったように感じた。輸入代理店に問い合わせたところ、「染料のせいではないか」と言われた。このようなことがあるのだろうか」との問い合わせを受けているが、一般的にどのようなものが考えられるか。〈消費生活C〉

⇒水洗いしてもなお臭うということは、周りからの臭い移りはあまり考えられませんので、繊維にしみ込んだ臭いと考えられます。そこで考えられるのは、染料ということになります。あと考えられることは、製造工程上での機械油などの付着ですが、機械油であればドライクリーニングで落ちると考えられます。

- ◆<エタノールを含有した便座クリーナーの安全性> 最近、トイレの便座クリーナーを使い始めた。いろいろなタイプがある中で、友人から「エタノールを主成分とした便座クリーナーは、樹脂製の便座を傷めるから、使わないほうがいい」という話を聞いた。本当だろうか。自宅は15年程前に購入したマンションで、便座は入居時に温水洗浄タイプに付け替えて今も使用している。(中年の男性)〈消費者〉

⇒お使いの便座の取扱説明書を確認し、必要に応じてそのメーカーにお問合せください。また、ご使用中の便座クリーナーの取扱説明書、注意書き等も参照して、正しくお使いくださるようお願いいたします。なお、日本プラスチック工業連盟の資料「主なプラスチックの特性と用途」(<http://www.jpif.gr.jp/00plastics/plastics.htm>)によれば、樹脂によっては、エタノールの影響を受けるものもあるとのことです。

- ◆<水銀体温計が割れて飛散した水銀の安全性> 5日ほど前に、息子の嫁が生後8か月になる乳幼児をつれて帰省した際、乳幼児が遊んでいる和室で、従弟が誤って水銀体温計を割ってしまった。直ちに、目に見える範囲で飛散した水銀を回収し、また乳幼児の服を着替えさせて洗濯した。その後、乳幼児の体調に変化はない。飛散した水銀による乳幼児の健康への影響はないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒公益財団法人「日本中毒情報センター」の水銀体温計に関する情報

(<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>)によれば、水銀蒸気にばく露すると、数時間で発熱、悪寒、呼吸困難、頭痛を発症する可能性があるものの、「通気性の良い室内であれば、吸入による中毒が起こることはほとんどない」とのことです。また、当センターから水銀体温計メーカーの相談窓口にお問い合わせしたところ、「目に見える水銀を除去したら、しばらく経過観察し、体調がすぐれないようでしたら、内科医にご相談ください。医院では、血中の水銀濃度の検査もできます」との回答でした。

- ◆<食べてしまったガムテープの安全性> 1歳になる乳幼児が、1時間ほど前に紙製のガムテープを食べてしまったらしい。ガムテープのメーカーはわからない。子供の健康に影響はないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒紙製のガムテープ(クラフトテープ)には、一般的に天然ゴム系の粘着剤が使われています。関係する業界団体に確認しましたところ、天然ゴムに軟化剤等の添加物を混ぜ、クラフト紙を樹脂でコーティングしたりボンに塗布して製品化するため、毒性の強い物質は一般的には使用していないとの事です。しかし、本テープは体内で消化されないため、消化器官の内壁を傷つける、或いは消化器官を閉塞させる等の恐れが否定できません。お子様の様子を注意深く観察され、必要に応じてかかりつけの小児科医にご相談ください。

- ◆＜加工食品に同梱された脱酸素剤の安全性＞ 昨日、△△社のハムを炒める際に、不注意で同梱されていた〇〇（脱酸素剤）も一緒に調理してしまった。料理を食べ始めて、〇〇が入っていることに気付く、食べるのをやめた。〇〇から有害な物質が出たのではないかと心配しているが、どうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒〇〇は、食品包装中の酸素を吸収することで、食品の鮮度を保つ事を謳った製品です。〇〇のメーカーのウェブサイトによれば、その成分は鉄、或いは非鉄系の化合物で、公的機関が急性毒性試験で安全性を確認しているとの事です。お話では、食品と一緒に〇〇を炒めはしたものの、摂取はしていないとお話ですので、健康に影響がでる可能性は低いものと思われます。具体的な安全性等は、〇〇のメーカーに直接お尋ねくださるようお願いいたします。

- ◆＜上水道に使うシールテープの安全性＞ 自宅の水道管を延長するために、シールテープをホームセンターで購入した。この水道水は飲料水として使うが、シールテープから有害な物質が溶け出すことはないだろうか。（中高年の男性）〈消費者〉

⇒一般に入手できるシールテープは、フッ素樹脂を基材としているものが大半です。これは耐熱性や耐薬品性に優れた樹脂で、水道水中に人体に有害な成分が溶け出すことはありません。しかし、製品によってはフッ素樹脂以外の材料が使われることがないとは断言できず、また何らかの添加物が使われている可能性もあります。やはり、その安全性は、その製品のメーカーにお問い合わせください。

- ◆＜煙草用消臭剤の効果＞ 自分は煙草の煙で直ぐに咳が出たり頭痛がして、気分が悪くなる。集合住宅に住んでいるが、隣家のベランダで煙草を吸われると、窓を閉めても隙間から煙が入ってくるので、体調が悪くなる。隣家に、「体調が悪くなるのでベランダでたばこを吸うのは止めて、レンジフードの下で吸ってもらえないか」と言ったら、翌日からは煙草を吸うときに煙草用の消臭剤を撒くようで、消臭剤の臭いがするようになった。隣家で使われている消臭剤の銘柄は分からないが、煙草用消臭剤を販売している△△社に問い合わせたところ、「消臭剤では煙草の有害成分は消えない」と言われた。一般のインターネットの問合せ欄などを見ると、「煙草の有害成分も消える」というような書き込みが見られ、「ニオイを消す」＝「有害成分も消す」という間違った認識を与えていると思われる。「煙草用の消臭剤では、煙草の臭いは消すが有害成分までは消えない」ということを広く世の中に知ってもらいたいので電話した。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。（中年の女性）〈消費者〉

⇒情報提供、ありがとうございます。今後も、煙草のニオイ等につき、情報を収集し整理して、年次活動報告書等で公開していきたいと考えます。

- ◆＜雨どい塗料の選定＞ 先日、自宅（築15年、一戸建て）の一部を業者に修繕させた。業者は修理

を終えた後に、別途自宅の外壁と雨どいの補修を提案してきた。そこで、外壁についてはいくつかの業者に見積もりを依頼する一方、雨どいについてはどうすべきか迷っている。雨どいの塗装について、実施時期や塗料の選択等に関するアドバイスが頂きたい。〈消費者〉

⇒当センターは、塗料に関する専門的な知識は持ち合わせておりません。また、雨どいの材質によっても塗料の選定は異なってくるものと思われます。まずは、施工業者に雨どいの材質を確認され、適切な補修方法を専門の業者に相談されてはいかがでしょうか。

◆〈マイナスイオンを放出する電気あんかの安全性〉 先日、販売店で『マイナスイオン電気あんか』を見かけた。販売店の説明によれば、「特殊な鉱物の作用で、通電しなくてもマイナスイオンを発生している」との事である。自発的にマイナスイオンを発生するのであれば、放射性同位体が使われているのではないかと思う。このような製品は安全だろうか。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒お話だけでは、当該製品が安全か否か判断できません。独立行政法人 工業所有権情報・研修館が公開した資料”マイナスイオン発生機”によれば、マイナスイオンの発生技術にはコロナ放電を利用する方法の他に、自由電子を大量に含む鉱石を空気に触れさせる方法もあるとの事です。個別の製品の安全性は、そのメーカーが責任をもって回答できますので、直接お尋ねくださるようお願いいたします。

◆〈猫除け剤によるものと思われる体調不良〉 半月程前に別宅(アパート4階に居住)で、建屋の周りに猫除け剤をアパートの家主がまいた。それ以降自分は、頭痛・気分が悪い・味覚障害・喉の腫れ・皮膚がただれる・関節痛といった症状に苦しんでいる。自分は以前から化学物質に過敏な体質だが、専門医の診断は受けていない。その後、アパートには「猫除け剤をまいた」こと、および「その薬品は人体に影響がない」ことを書いたチラシが配布された。しかし、自分のように体調を崩している人がいるのだから、「人体に影響がない」ということは許されないのではないか。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒お聞きしたお話からだけでは、「人体に影響がない」という表現が妥当か否か、当センターでは判断できません。チラシの発行者に記載内容の根拠を確認されてはいかがでしょうか。

◆〈悪臭の適切な消臭方法〉 自宅で、認知症の高齢者を介護している。部屋にしみついた排泄物等の悪臭を軽減しようと、△△社の消臭剤を使ってみたが、あまり効果が感じられない。工務店に相談したところ、部屋の床や壁を張り替える事を提案された。また、電気店で消臭効果の高い空気清浄機を探したが、適切な製品が見当たらない。この悪臭を軽減する方法はないか。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒芳香剤、消臭剤、脱臭剤等の製造や販売に携わる事業者で構成した”芳香消臭脱臭剤協議会”の

ウェブサイトには、『臭いを消すあるいは緩和する4つの方法』が記載されています。また、国民生活センターのウェブサイトにある”商品テスト結果”

(http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20010606_1.pdf)には、”スプレータイプの消臭剤の商品テスト結果”が公表されています。これらの情報を参考にしながら、お近くのドラッグストアともご相談されて、実情に合った製品を選ばれてはいかがでしょうか。

- ◆<床に塗ったワックスの臭いが壁紙に付いたが落ちるか> 1ヵ月半ほど前に床にワックスを塗った。その後換気をしなかったら壁紙からもワックス臭がするようになり、あわてて換気をするようにしたが、1ヵ月近く経つのにまだ臭う。臭いを取る方法はあるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の男性)〈消費者〉

⇒お話からだけではワックスや壁紙の種類が分かりませんが、一般的には、ワックスのニオイは換気をしていれば、時間とともに薄くなっていくものです。壁紙にしみ込んだニオイも、換気をしていれば時間とともに薄くなると思われます。少しでも早く臭いを薄くする方法としては、空気清浄器や活性炭や炭などを利用する方法もあります。

- ◆<コンビニ弁当に使用の化学物質の安全性> 自分が1ヵ月ほど入院している間に、5歳と8歳の子どもは、給食以外は主人と一緒にコンビニ弁当を食べていた。コンビニ弁当やおにぎりには、たくさんの化学物質が使われていると聞いて、子供の将来が心配になったが、影響はあるだろうか。(中年の女性)〈消費者〉

⇒食品に使用できる添加物については、それぞれ食品衛生法で細かく規制されています。お子さまが1ヵ月間コンビニ弁当を食べていたからと、ご心配になる必要はないと思われます。

- ◆<ヘアマニキュアの安全性> 美容院の勧めで、20年来ヘアカラーとヘアマニキュア〇〇を使用してきた。最近になって抜け毛が気になり始めたのでインターネットで調べたところ、ヘアカラーやヘアマニキュアが「薄毛の原因となる」、「強いアレルギー性がある」等の記載があり怖くなった。本当に有害なのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒ヘアマニキュア〇〇は化粧品として販売されています。当センターは、化粧品について専門的な知識は持ちあわせておりません。皮膚の感受性等は個人差もありますので、ご心配な点は美容院やメーカーの相談窓口にお問い合わせください。また、化粧品に関しての専門的な相談窓口として、化粧品PL相談室が開設されています。

- ◆<エアコンが出すマイナスイオンの安全性> 中古のマンションの2階部分を購入し、半年後に引っ越す予定でいる。このマンションのリビングに△△社のエアコンを設置したところ、説明書に『マ

イナスイオン』を発生すると記載されていた。自分はたばこの煙や新しい家具で目が痛い、息が苦しくなるなどの症状が出る。マイナスイオンはこの様なことはないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の女性)〈消費者〉

⇒一般的には、マイナスイオンは大気の中にも存在する安全な物質とされています。しかし、「マイナスイオン」の定義は明確ではなく、その発生方法等によって様々な状態のものがこう呼ばれている可能性があります。やはり、製品の安全性はそのメーカーが責任もってお答えしますので、△△社の相談窓口はその安全性や使用方法等をお問い合わせください。

◆〈灯油臭の安全性〉 自宅で、暖房機に灯油を給油する際、灯油臭が衣服や体についてなかなか消えない。自宅には幼児がいるので心配している。衣服や体についた灯油臭が幼児に有害ではないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒灯油は、中央労働災害防止協会が提供する安全データシートによれば、ヒトが吸入してめまいや気道刺激の例はあるものの、急性毒性は低いとされています。灯油を給油する際に衣服等に吸着した灯油の蒸気が、幼児の健康に影響するほどの量にはならないと思われます。なお、給油に当たって、多少は手に付着することもあり得ますので、作業に当たってはプラスチック素材の手袋等を使うとよいでしょう。

◆〈保冷剤の効果持続時間〉 自分は幼稚園に勤めている。園児は弁当を持ってきており、暑い季節なので保冷剤を入れている場合もある。保冷剤は5cm×7cmくらいの小さなものである。弁当は朝持ってきて、4時間くらい部屋壁際の日光のあたらない場所に置かせている。保冷剤は4時間の間弁当を冷たく保つ効果があるのだろうか。保冷剤を園児が舐めてしまう等、トラブルが絶えないので、効果が期待できないものなら、弁当に入れないようお願いしようかと考えている。(事業者)

⇒一般に見かける保冷剤は、水に少量の吸湿性ポリマーを混ぜて、ゲル状にした液体を封じ込めています。保冷剤を冷凍庫で凍らせて使用した場合の保冷効果の持続時間は、条件によって大きく異なり、一概には申せません。一般的に言って、小さな保冷剤が弁当全体を保冷する効果はきわめて限定的で、数時間にわたり冷たく保つ事は難しいものと思われます。

◆〈携帯型空間除菌剤の安全性〉 学童保育の指導員をしている。これからインフルエンザの流行に備えて、仲間内で携帯型空間除菌剤を携行する話が持ち上がった。しかし、この関係の製品で昨年化学やけどを負った事例を思い出し、その安全性と効果に疑問を感じている。児童が大勢いる環境の中で、使用してよいものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈事業者〉

⇒携帯型空間除菌剤の一部製品では、2013年2月に化学やけどを引き起こし、自主回収しました。これは、成分に次亜塩素酸ナトリウムを用いたタイプで、消費者庁より、薬剤が皮膚に触れて薬

傷を起こしたことが原因と、発表されています。現在では、成分としてより安全性が高いとされている二酸化塩素を用いているとの事です。しかし、皮膚やニオイの感受性は、個人差もあります。”首から下げるタイプの除菌用品の安全性”に関する国民生活センターの調査結果 (http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20130430_1.pdf) 等を参考にして、その適切な使い方等を話し合われるようお願いします。

- ◆<入浴剤の安全性についての照会> 「1~2年位前に、新聞で入浴剤に有害成分が入っていたというのを見た記憶があるが、今度入浴剤を購入しようと思っているが、大丈夫か。」との問い合わせを中年の女性から受けた。当センターで過去情報を確認したが、そのような情報は見つからず、化学製品PL相談センターにそのような情報はあったか。〈消費生活C〉

⇒当センターでも過去のデータを確認しましたが、入浴剤に有害物質が入っていたという情報はありませんでした。ここ1~2年ですと、新聞に載るような入浴剤による問題は見つかりません。特定の製品に対する安全性については、その製品のメーカーが責任を持ってお答えしますので、メーカーにお尋ねになるようお話し下さい。

- ◆<ヨウ素溶液の安全性> 高校の理科実験で、ヨウ素デンプン反応を行いたい。調べてみると、ヨウ素は揮発性があるって有毒と書かれている。実験に際し、局所換気装置を使う等の注意が必要か。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性)〈消費者〉

⇒ヨウ素デンプン反応に用いるヨウ素溶液は、極めて低濃度(例えば医療用ヨードチンキの数十分の一)のため、実験環境に特別な配慮は不要と考えられます。なお、高純度のヨウ素(劇物に指定)や、ヨウ素溶液等の試薬を取り扱う際には、安全データシート等の注意事項を入手し、取扱い方法や保護具等について十分理解したうえで、安全にお使いください。

- ◆<息子のアレルギーと化学物質の安全性> 先日皮膚科で、10歳の息子にイネやハウスダストのアレルギーがあると診断された。インターネットを見ると『アレルギーの発症は身の回りの化学物質も一因である』と書かれており、不安になった。息子の健康な生活のために、日々どのような配慮が必要だろうか。化学製品PL相談センターは以前、別件で相談したことがある。(中年の女性)〈消費者〉

⇒確かに、化学物質の中には、アレルギーの原因となるものもあります。しかし、その発症については個人差も大きく、断定的なことは申せません。お子様の場合はアレルゲンも特定されていますので、皮膚科の医者とよく相談しながら、アレルゲンを避けた生活を組み立てられればよろしいかと思います。

- ◆<シックハウス対象物質の発ガン性> 厚生労働省が室内濃度指針値を定めている13化学物質につ

いて、発ガン性の有無を教えてください。(中年の女性)〈消費者〉

⇒国際ガン研究機関(IARC、世界保健機構の外部組織)が、『発ガン性リスク一覧』を公表しています。それによると、ホルムアルデヒドは『Group1 ヒトに対する発ガン性が認められる』、アセトアルデヒド、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンは『Group2B 人に対する発ガン性が疑われる』、トルエン、キシレン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルは『Group3 人に対する発ガン性が分類できない』とされています。また、テトラデカン、クロロピリホス、ダイアジノン、フェノブカルブはこの一覧には登録されておらず、分類されていないものと思われます。なお、ご参考までに、厚生労働省が13物質について、『現時点で入手可能な毒性に係る化学的知見から、ヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値を算出したもの』として、室内濃度指針値を策定しています。

◆〈化学物質全般の安全性〉 インターネットや書物を見ると、化粧品や食品添加物、芳香剤、車の排気ガス等、身の回りの化学物質が、ガンや肺炎、喘息等の病気の原因になると書かれている。それでも身の回りには、「危険な」化学物質を含んだ製品が沢山出回っている。この様な製品は、使わない方がいいのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(若い女性)〈消費者〉

⇒お問合せ内容が極めて漠然としており、お答えできません。化粧品については、厚生労働省が配合を禁止した成分や、配合量を規制した成分を公表することにより、その安全性を確保しています。食品添加物についても同じく厚生労働省が、必要に応じて成分規格や使用・保存・製造基準を策定し、その安全性を確保しています。インターネット等には、質の異なるいろいろな情報が飛び交っています。書かれたことを鵜呑みにするのではなく、情報源を確認する等、情報の確かさを考えながら、各々の製品等の使用の是非を、ご自分で判断してみてください。

◆〈合成繊維製ブランケットに含まれるホルマリンの安全性〉 3ヵ月程前に子どもの合成繊維製ブランケットを購入し、使用していた。洗濯時に注意書きを読むと、「ホルマリンを含んでいるので乳幼児や肌の弱い人は使わないように」と書かれていた。小学生の子どもは気に入って使用している。しかし、安心して使用したいために、表示の輸入元に安全性を問い合わせたが、漠然とした回答しか返ってこなかった。そこで、詳しいことを聞きたいと消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒ホルマリンはホルムアルデヒド水溶液のことです。ホルムアルデヒドの有害性は、接触性皮膚炎を起こす可能性があるほか、厚生労働省が、室内空気汚染の原因となる恐れのある物質の1つとして、室内濃度指針値を定めています。繊維製品に関しては、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」で、肌に長く触れている肌着や手袋等は75ppm以下、生後24ヵ月以下の乳幼

児用繊維製品のうち、おしめ類や寝具類、衣類、肌着、帽子等は16ppm以下と規制されています。
なお、殆どの繊維の場合は、洗濯すればホルムアルデヒドは水に溶けて除去されると言われています。

- ◆＜使い捨てカイロの残留放射能の可能性＞ 使い捨てカイロを使用していて、放射能の存在が気になった。メーカーに確認したところ、その成分に「バーミキュライト」という鉱物が使われていると言う。この鉱物が、放射能を保有しているのではないかと心配になった。メーカーは、「問題ない」と言っていたが、本当だろうか。（高齢の男性）〈消費者〉

⇒バーミキュライトは、ケイ酸を主成分とした蛭石という鉱物を焼成した粉体です。その成分構成から、バーミキュライト自体が放射能を持つとは考えにくいと思われま

- ◆＜エアコン冷媒の安全性＞ 自分はかつて、エアコンの修理をした際体調を崩したことがあり、また5年程前に化学物質過敏症と診断されている。1週間程前、自宅（公営住宅2階）リビングのエアコン撤去を、知り合いの業者に依頼した。業者は朝から作業を開始し、1時間ほどで作業は終了した。しかし、業者から「作業中にエアコン内の冷媒を大気の放出した」と聞いて、過去のこともあり不安になった。冷媒が室内に流入して滞留し、また部屋干ししていた衣服に付着して、人体へ悪影響を及ぼさないだろうか。エアコンは△△社の製品で、10年程前に購入した。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介を受けた。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒お話からだけでは、冷媒の人体への影響等具体的な事はわかりかねます。公開された情報では、△△社の当時のエアコンは、冷媒としてフロンR410Aを用いているとの事です。R410Aは空気より重い気体ですので、部屋干しした衣服に付着した可能性は、きわめて低いと思われま

- ◆＜クレゾール石けん液と庭木枯れとの因果関係の実証＞ 自分は、土壌に関する調査やコンサルタントを営む企業に勤務している。今般、顧客より「庭木が枯れた原因が、隣家が散布したクレゾール石けん液であることを、実験で立証したい」との相談を受けている。心当たりの大学等に相談したが、引き受けてもらえない。この実証実験を請け負うところはないだろうか。化学製品PL相談センターはアクティビティーノートで知った。（若い女性）〈事業者〉

⇒ご相談の実証実験は、有意差ある結果を得るためには、検体の入手を始めとして、極めて難易度の高い作業となると思われま

くつかの団体に確認してみましたが、心当たりがありません。

- ◆<発煙硝酸の保存方法> 学校の教材で発煙硝酸を使っている。これまで、ポリ容器に入れて保存しており、まれに容器からしみだすことがあった。ポリ容器は発煙硝酸の容器として不適切なのだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈事業者〉

⇒一般的に、ポリエチレンやポリプロピレンといった汎用の樹脂は、発煙硝酸に対する耐薬品性は低いといわれています。発煙硝酸の保存容器として、適切な材料とは言えないでしょう。理化学薬品を扱っている業者に、保存方法について問い合わせ、安全な保存方法をご検討ください。なお、発煙硝酸は毒劇法(毒物および劇物取締法)や消防法等の対象物質です。保管、ご使用にあたっては、関係省庁にご確認ください。

- ◆<赤リンから白リンへの変化の可能性> 自分が所属するある団体で、固体の赤リンを用いた化学製品を、新たに使用したいと考えている。検討するなかで、赤リンは通常の生活環境の中でも、急冷すれば白リンに変化するという指摘を受けた。白リンは毒物にも指定され、常温でも発火する不安定な物質なので、指摘が事実であれば、看過できない。このようなことが起きうるのだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の男性)〈事業者〉

⇒赤リンも白リンも、リンの元素だけで構成され、結晶構造が異なるために、反応性や毒性が異なります。ご指摘の通り、白リンは毒性が高く、不安定な物質です。一方、赤リンは比較的安定な物質であり、常温常圧の空气中で、赤リンを白リンの結晶構造に変化させることは、一般的には困難と思われます。

6) 化学製品等の表示

化学製品は、含まれる化学物質・用途・容器の種類などによって、「薬事法」(医薬品等)、「消防法」(危険物)、「高圧ガス保安法」(エアゾール製品)、「農薬取締法」、「毒物及び劇物取締法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(容器包装)など、それぞれ該当する法律に定められた事項を表示することが義務づけられています。また、日常生活で使用される繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具および雑貨工業品のうち、消費者にとって品質を見分けることが困難で、しかも見分ける必要性の高いものについて、表示事項・方法を定めている「家庭用品品質表示法」のなかで、プラスチック製品、石けん・洗剤・洗浄剤、ワックス、塗料、接着剤、漂白剤などの化学製品について、品目ごとに、成分、性能、用途、取扱い上の注意などの表示が義務づけられています。

PL対策を目的とする警告表示を具体的に義務づけている法律はありませんが、製品を安全かつ効果的に使用するために必要な情報は表示しておくことが望ましく、特に危険が予想される点に関しては警告表示が必要と考えられます。事故が起きた際、使用者に十分な情報が提供されて

いなかった場合は、指示・警告上の欠陥があるとして製造業者等が製造物責任を問われる可能性もあります。

- ◆<スプレー式消臭剤の使用期限> 「4ヵ月ほど前に、量販店で△△社のスプレー式消臭剤〇〇を購入し、先日使い切った。後になってスプレー缶の底を見ると、『2009. 12. 31』と『2011. 12. 31』の記載があることに気付いた。この記号の意味が解るか。これが使用期限を表しているとするれば、安全上問題あるのではないか」との相談を、20歳代の男性から受けているが、どうか。(消費者)
⇒缶の底に記載された記号が何を意味するのか、当センターではわかりかねます。一般社団法人日本エアゾール協会に確認したところ、使用期限に関する統一した記載方法は、定められていないとのことです。本件は、△△社にお問合せくださるよう、お願いします。
- ◆<有機溶剤中毒予防規則適用外洗剤の安全性> 何時購入したか分からないが、車の部品の洗剤(スプレー缶)が部屋に置いてあった。表示に『有機溶剤中毒予防規則適用外』と書かれている。この言葉の意味が知りたい。また、この製品を部屋に置いていて、万一漏れたりした場合の子どもへの影響が心配だ。その場合の安全性はどうか。(中年の女性)(消費者)
⇒有機溶剤中毒予防規則適用外というのは、労働安全衛生法を実施するために定められた規則である“有機溶剤中毒予防規則”で定義された有機溶剤を使用していないという意味です。しかし、特定の製品の安全性については、メーカーでなければ責任を持ってお答えできませんので、メーカーの窓口にお問い合わせください。
- ◆<ハンドタオルの材質表示の信憑性> 最近、廉価なハンドタオルを購入した。その材質表示には、『綿 100%』と記載されていた。しかし、使ってみると『綿100%』とは思えない風合いであり、繊維が半分以上使われている事は間違いないと考えている。このような誤った製品表示が野放しにされているのか。(中高年の男性)(消費者)
⇒ご指摘のハンドタオルは、“家庭用品品質表示法”の対象品目のうち、『繊維製品』の『タオル及び手ぬぐい』に該当すると思われます。同法では、『組成繊維であるすべての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する』と明示されています。国内で、違法表示の製品が出回っているとは考えられませんが、疑わしければ、消費生活センターにご報告されてはいかがでしょうか。また、しかるべき検査機関に組成分析を依頼することも可能ですが、この分析費用は依頼者の自己負担となります。
- ◆<消石灰製品の安全表示> 弊社は、肥料用の消石灰を一般向けに製造販売している。先ごろ流通業者から、当社製品に記載された注意表示について、最近の状況を踏まえて改定することを勧められた。そこで、どのような注意表示に改定すべきか、アドバイスが頂きたい。(中年の男性)

〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・商品に関するコンサルタントは行っておりません。本件に関しては、農林水産省が平成23年10月に消費・安全局農産安全管理課長名で”肥料用消石灰の警告表示による注意喚起について”を通知しています。この通知には、『注意表示の例』も添付されていますので、貴社から直接、農産安全管理課にお問い合わせ見てください。

- ◆〈製品の保護具使用表示に関する規制〉 製造業の安全管理を担当している。自社の業務用製品〇〇（液状の樹脂硬化剤）にはこれまで、保護具使用を注意喚起するために、メガネ、手袋、およびマスクを図案化したラベル（青の円に白抜きの絵表示）を表示してきた。しかし、この絵表示が必要なものか、また図案や配色が適切か、今になって疑問に感じている。化学製品PL相談センターには、保護具表示について知見がないか。なお、中央労働災害防止協会に問合せたところ、「明快な規定はないのではないか」との回答だった。〈事業者〉

⇒安全表示に関しては、日本工業規格の『安全標識』（JIS Z9104）にその規格が定められています。また、農林水産省が平成23年10月に出した通達”肥料用消石灰の警告表示による注意喚起について”には、保護具着用の図案が例示されています。お話しいただいた図案は、その内容から見てこれらを参考にされたものかと推察されます。しかし、〇〇に保護具表示が必要か否か、当センターでは判断しかねます。当センターは特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、しかるべきコンサルタント会社等にご相談ください。

- ◆〈生分解性ポリマー製品の成分表示〉 自分が勤める薬局では、生分解性ポリマーを主原料とした、歯ブラシ・コップ等の雑貨工業品の、輸入販売を計画している。家庭用品品質表示法に則った成分表示を、適正に行いたいのので、生分解性ポリマーの場合、製品にどのように表現するべきか、アドバイスが頂きたい。（中年の男性）〈事業者〉

⇒当センターでは、特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は、行っておりません。本件は消費者庁等、表示を所管する行政に、お問い合わせください。また、生分解性ポリマーについては、”日本バイオプラスチック協会”が、専門的に活動していますので、ご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆〈入れ歯洗浄剤の製品表示〉 自分は△△社で、入れ歯洗浄剤の新製品を企画している。製品に何を表示すべきか、適正な項目についてアドバイスが欲しい。なお、これは日用品に該当すると考えている。（若い男性）〈事業者〉

⇒当センターでは、特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は消費者庁等、表示を所管する行政に、問い合わせみてはいかがでしょうか。

7) 製造物責任(PL)法等

- ◆<製品の表示について> 「先日、100円ショップで消臭剤を購入し、表示を確認したところ、販売元しか表示されてなかった。販売元に製造元を問い合わせたが、教えてもらえなかった。製造元の表示が無くてもPL法上問題はないのか」との問い合わせを受けたがどうか。〈消費生活C〉

⇒PL法(製造物責任法)では、販売元の表示があれば、製造元の表示がなくても問題ありません。

製品に販売元のみ表示されている場合は、販売元がその製品に対して責任を持つと判断されます。

- ◆<業務用製品を小分け販売した場合の責任範囲> 業務用洗剤を販売しているが、小売り業者から、「小分けして販売して欲しい」との依頼を受けた。小分けした洗剤には、製造元の表示はせず、小売業者を『販売元』として表示して販売するが、万が一製品事故が起きた場合には、製造者責任はどこまでおよぶのか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。(中年の男性)〈事業者〉

⇒製造物責任(PL)法では製造業者を、『1. 当該製造物を業として製造・加工又は輸入した者(以下単に「製造業者」という。) 2. 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示(以下「指名等の表示」という。)をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者 3. 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等を表示した者』と定義しています。しかし、当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、本件は法律の専門家等にご相談ください。

- ◆<製造物責任(PL)法における製造業者等の定義> 化学品の販売業を営んでいる。化学物質〇〇を販売するに当たり、PL法における「製造業者等」に、販売業者は該当するか。事業上の常識として知っておきたい。(中高年の男性)〈事業者〉

⇒一般の販売業者は、PL法の対象とはされていません。ただし、輸入品については当該製品を輸入した者も、PL法では製造業者と同様の責任を負います。また、製造業者または輸入業者と明らかに誤認するような表示をした者も、製造業者と同様の責任が発生します。なお、販売業者は、販売行為に係る瑕疵担保責任、債務不履行責任等の民法上の責任を負うことはあり得ます。

- ◆<PL法による品質保証期限の規定> 穀物などを移送する際に吸引するゴムホースを製造している。取引先から「PL法で決まっているのだから10年品質保証できるものを納品するように」と言われている。ゴムホースなので6~7年で劣化してしまうが、本当にPL法では10年品質保証が決められているのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の男性)〈事業者〉

⇒PL法(製造物責任法)は、品質保証について定められた法律ではありません。なお、PL法の第5条<期間の制限>に『損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を

知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。』とありますが、これは製品の欠陥により損害を受けた場合の請求権の期限であり、品質を10年間保証しなければいけないということではありません。

- ◆<ポリエチレン袋による人的な被害事例> 損害保険会社で製造物責任(PL)保険を担当している。ポリエチレン袋を製造販売している事業者がPL保険に加入することを検討している中で、対物はともかく、対人まで対象とするべきかを考えているとのこと。そこで化学製品PL相談センターでポリエチレン袋による人的な被害事例があったかどうかを知りたい。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。(若い男性)〈事業者〉
⇒当センターに事業者から寄せられた相談の中に、「客先の従業員がポリエチレン袋に液体の化学物質を入れたところ、袋の融着箇所が破れて、内容液が足にかかり、化学やけどを負った」という案件がありました。ご参考に願います。
- ◆<接着剤を小分けし販売する際の製造物責任> 自分は商社で新製品の企画を担当している。今般、接着剤を国内のメーカーから仕入れ、チューブ状の容器に小分けして、事業者向けに販売する事業を企画した。この場合、小分けが製造物責任(PL)法上の製造行為に該当するだろうか。製品に何らかのトラブルが起きた場合、当社が製造物責任を問われるか否かが知りたい。(若い男性)〈事業者〉
⇒当センターは、特定の企業・商品に関するコンサルタントは行っておりません。本件は、法律の専門家やPL保険を扱う損害保険会社等にご相談ください。なおPL法上は、製品に記載された製造元が製造責任を負うことになります。
- ◆<原材料供給者の製造物責任> 化学品の輸入商社で、商品企画を担当している。当社が海外から輸入販売している〇〇について、新規顧客より小分けして納入する事を要求された。顧客は、〇〇を他の成分に添加・ブレンドして、最終製品とする。この場合、当社は製造物責任(PL)法上、製造責任はあるか。(中年の男性)〈事業者〉
⇒製造物責任(PL)法では、製造業者等(輸入業者を含む)は製造物の欠陥により生じた損害を賠償する責任があります。製造物欠陥が、その原材料に起因する場合、原材料の生産者も賠償責任の対象となります。しかし、当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、本件は法律の専門家等にご相談ください。

8) 照会

- ◆<熱融着テープの除去方法> 子どもの衣服を飾るために、ワッペンや名前をアイロンで熱融着す

ることがある。手芸屋には、そういった目的のさまざまな製品が売られている。一度貼り付けた飾りをきれいに取り除きたいと思った場合、何か良い方法はないだろうか。化学製品PL相談センターは友人より紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)の資料 「接着剤の種類」

(<http://www.safe.nite.go.jp/shiryo/product/bond/bond201.html>)によれば、接着剤に用いられる熱可塑性樹脂には、ポリエチレン、ポリ塩化ビニル、エチレン酢酸ビニルポリマー、ポリアミド等種々の材料が用いられているとのこと。これらの材料ごとに、一旦熱融着した部材を取り去る方法は、異なるものと思われます。お使いの製品のメーカーにご相談されるようお願いいたします。

◆〈火山灰らしい物質の検査〉 インターネットで『船底に塗る塗料に混ぜると塗料の効果が高まる』というものを売っていたが、内容は『火山灰化合物』としか書かれていない、販売元に聞いてみたが、きちんと教えてもらえなかった。ただの火山灰だと思うので、内容を調べたいがそちらで分かるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒当センターでは、検査は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイトに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのウェブサイトに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されていますので、お近くの機関にお問い合わせください。なお、検査費用は自己負担となります。

◆〈衣類に付いた洗剤臭と思われる異臭の除去方法〉 先日、木綿のブラウスを友人からもらいうけた。手に取ってみると、頭が痛くなるような異臭がした。この異臭は洗剤によるものと思う。そこで、これを洗いなおして天日干し、あるいは湯につける等試したが、異臭が消えない。異臭を消す良い方法はないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(若い女性)〈消費者〉

⇒「異臭の原因が洗剤だと思う」と申されても、友人が使われた洗剤の種類がわからないため断定的なことは申せません。一般的には、わずかに残る異臭を一瞬にして、完全に除去する事は極めて困難と思われる。ブラウスをお気に入りの洗剤で洗い、風通しの良い屋外に比較的長時間干す作業を繰り返して、徐々に無臭化させてゆく方法が、面倒なようでも効果的かと思います。

◆〈トイレの消臭スプレーの選択〉 一戸建ての自宅に、家族とともに居住している。トイレの臭いが気になるため、消臭剤を探してみると、いろいろなタイプがあることがわかった。家族に、呼吸器疾患を持つ高齢者がいるため、人に影響の少ないものを選びたいので、アドバイスが頂きたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターでも、使用条件ごとの適切な消臭剤に関する情報は、持ち合わせておりません。家庭用の消臭剤や脱臭剤等については、関連する事業者が”芳香消臭脱臭剤協議会”を運営しています。消臭剤等の効果や安全性に関する自主基準を定め、『適合マーク』を発行する等、『消費者の方からより信頼される製品づくり』に取り組んでいるとのこと。こういった情報を参考にされてははいかがでしょうか。

- ◆<隣家から流入するニオイの軽減方法> 一戸建てに夫と二人で住んでいる。4年ほど前から、隣の一戸建てのご主人が、ベランダで喫煙するタバコのニオイが、自宅に流入し、迷惑している。加えて、1年ほど前から、同家で使う柔軟剤と思われるニオイがきつく、耐えきれない。隣家から流入するニオイを、軽減する方法はないだろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒ニオイについては、感受性の個人差があり、またニオイの好き嫌いも人によって大きく異なります。大気中のニオイ成分は、微量の成分が広範囲に広がっているため、回収して消臭・脱臭することは、きわめて難しいと思われます。家の造りや地形・風向き等を考えながら、お隣の方と十分話し合われて、上手に生活されるよう、お願いします。

- ◆<化学品の供給責任> 自分は、海外で調達した化学品を輸入し、国内の製造業に供給する商社に勤務している。新規の化学品を輸入して納入する企画を進める中で、供給責任が話題となった。企業対企業の化学品売買にあつて、その供給責任に関する法律や業界の申し合わせなどがあるか、知りたい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業に対するコンサルタント業務は行っておりません。お問合せの件は、コンサルタント会社や法律の専門家等にご相談ください。

- ◆<衣料への蛍光増白剤の使用規制> 輸入販売の会社に勤めている。今般、衣料品の輸入販売を検討する中で、蛍光増白剤の生地への配合が課題となっている。わが国では、衣料への蛍光増白剤の添加に関する規制があるか。なお、取り扱う衣料は、直接肌に触れるものではない。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈事業者〉

⇒当センターでは、特定の企業・製品等に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、独立行政法人製品評価技術基盤機構が発行している“身の回りの製品に含まれる化学物質シリーズ 家庭用衣料品” (http://www.safe.nite.go.jp/shiryo/product/pdf/clothing_201209.pdf) や、独立行政法人中小企業基盤整備機構の成果報告書”平成21年度情報調査業務繊維製品中の有害物質に関する調査事業”

(http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/_material_/common/chushou/b_keiei/keieiseni/pdf/53201-1.pdf)に、関連する記述があります。これらの情報を参考にしながら、担当の行政機関

や専門のコンサルタント等にお問い合わせください。

- ◆<入れ歯に封印する紙片に使用可能なインク> 「入れ歯の紛失対策として、製造時に所有者の個人情報に記載した紙を作り、これを入れ歯の中に封印することを考えている。人体への安全性を考慮して、どのようなインクを使用すればよいか」との問い合わせが、地元の歯科医から寄せられているが、どうか。化学製品PL相談センターは消費者庁から紹介された。〈行政〉

⇒当センターでは、医療行為に関する安全性の情報は持ち合わせておりません。関連する情報としては、食品衛生法や玩具安全基準の規格等が考えられます。具体的には、使用を想定するインクのメーカーに、有害性についてお問い合わせいただくよう、お話しください。

- ◆<日常生活に供される化学製品に係る法規制> 自分は、海外のメディア△△社で番組を企画している。日常的に生活の中で使用される化学製品に対して、日本ではどのような法規制があるか教えて頂きたい。(若い女性)〈メディア〉

⇒ご質問が漠然としており、また広範囲にわたるため、当センターでは的確なお答えができません。法体系の全般に関しては、関係省庁にご確認くださるようお願いいたします。

9) その他

- ◆<アクティビティノート連載シリーズ希望> アクティビティノートの連載シリーズ⑨「暮らしに役立つ法律の話」を150冊希望しますが可能ですか。〈消費生活C〉

⇒発送いたします。

- ◆<アクティビティノートのバックナンバー希望> 手作り石けんに関する問い合わせを受けている。化学製品PL相談センターのアクティビティノートに、関連する記事が掲載されていることを、Webサイトで知った。ついては、同No.105号 及び No.152号を閲覧したい。〈消費生活C〉

⇒当該資料をPDF形式で、インターネットメールにてお送りします。(送付済)

- ◆<〇〇の調査> 調査会社に勤務している。現在、化合物〇〇の用途や〇〇を含有した製品を調査している。本件について、情報をいただきたい。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。(若い男性)〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業に対するコンサルタント業務は行っておりません。本件はしかるべき業界団体等にお問い合わせください。

- ◆<PL保険加入の是非> 雑貨製造業を営んでいる。今般、肌にやさしいリップクリームが完成したので、商品化したいと考えている。市販するに当たり、PL保険をかけておくべきか、アドバイスいただきたい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)〈事業者〉

⇒当センターは、個別の事業や商品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件はコンサルタント会社、損害保険会社等にご相談ください。

◆〈アクティビティーノート連載シリーズ冊子希望〉 高校の教師だが化学製品PL相談センターのホームページを見て知った。アクティビティーノートの連載シリーズを①～⑩までを各1冊送ってもらえますか。〈その他〉

⇒発送いたします。

3. 2 相談受付件数の推移等

(1) 相談者別受付件数の推移

	消費者・ 消費者団体	消費生活C・ 行政	事業者・ 事業者団体	メディア・ その他	合 計
平成7年度 (実働205日)	50	121	681	66	918
平成8年度 (実働244日)	116	160	748	56	1080
平成9年度 (実働239日)	307	222	504	47	1080
平成10年度 (実働245日)	270	211	476	45	1002
平成11年度 (実働242日)	276	204	332	45	857
平成12年度 (実働249日)	350	190	274	50	864
平成13年度 (実働243日)	333	110	210	41	694
平成14年度 (実働245日)	242	89	126	28	485
平成15年度 (実働246日)	275	69	132	32	508
平成16年度 (実働243日)	219	81	101	25	426
平成17年度 (実働243日)	224	94	113	20	451
平成18年度 (実働245日)	178	85	97	19	379
平成19年度 (実働244日)	164	114	79	9	366
平成20年度 (実働244日)	134	139	55	11	339
平成21年度 (実働243日)	108	95	67	14	284
平成22年度 (実働243日)	69	94	42	17	222
平成23年度 (実働240日)	85	68	26	6	185
平成24年度 (実働243日)	86	80	27	4	197
平成25年度 (実働241日)	119	77	22	3	221
合 計	3605	2303	4112	538	10558

(2) 相談内容別受付件数の推移

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計
平成 7 年度 (実働205日)	71	13	0	826	8	918
平成 8 年度 (実働244日)	98	8	1	938	35	1080
平成 9 年度 (実働239日)	98	21	1	920	40	1080
平成 10 年度 (実働245日)	135	13	4	819	31	1002
平成 11 年度 (実働242日)	156	23	9	654	15	857
平成 12 年度 (実働249日)	194	23	9	628	10	864
平成 13 年度 (実働243日)	142	13	10	523	6	694
平成 14 年度 (実働245日)	116	6	8	349	6	485
平成 15 年度 (実働246日)	149	11	5	339	4	508
平成 16 年度 (実働243日)	122	24	5	273	2	426
平成 17 年度 (実働243日)	101	35	0	311	4	451
平成 18 年度 (実働245日)	99	35	0	244	1	379
平成 19 年度 (実働244日)	125	46	0	193	2	366
平成 20 年度 (実働244日)	118	50	0	169	2	339
平成 21 年度 (実働243日)	90	31	3	160	0	284
平成 22 年度 (実働243日)	70	25	1	125	1	222
平成 23 年度 (実働240日)	71	22	0	92	0	185
平成 24 年度 (実働243日)	90	26	0	81	0	197
平成 25 年度 (実働241日)	96	16	0	109	0	221
合計	2141	441	56	7753	167	10558

(3) 平成25年度 月別相談受付件数 (相談者別)

	消費者・ 消費者団体	消費生活C・ 行政	事業者・ 事業者団体	メディア・ その他	合 計
4 月度 (実働20日)	6	2	1	0	9
5 月度 (実働21日)	10	7	0	0	17
6 月度 (実働21日)	9	11	0	0	20
7 月度 (実働20日)	9	6	4	1	20
8 月度 (実働17日)	11	6	2	0	19
9 月度 (実働20日)	10	7	2	0	19
10 月度 (実働21日)	13	10	2	0	25
11 月度 (実働20日)	15	8	2	0	25
12 月度 (実働21日)	12	4	1	2	19
1 月度 (実働20日)	6	4	3	0	13
2 月度 (実働20日)	7	5	2	0	14
3 月度 (実働20日)	11	7	3	0	21
合 計	119	77	22	3	221

(4) 平成25年度 月別相談受付件数 (相談内容別)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合 計
4 月度 (実働20日)	3	0	0	6	0	9
5 月度 (実働21日)	7	1	0	9	0	17
6 月度 (実働21日)	7	2	0	11	0	20
7 月度 (実働20日)	8	1	0	11	0	20
8 月度 (実働17日)	9	3	0	7	0	19
9 月度 (実働20日)	13	2	0	4	0	19
10 月度 (実働21日)	14	1	0	10	0	25
11 月度 (実働21日)	10	3	0	12	0	25
12 月度 (実働20日)	7	2	0	10	0	19
1 月度 (実働20日)	4	0	0	9	0	13
2 月度 (実働20日)	8	0	0	6	0	14
3 月度 (実働20日)	6	1	0	14	0	21
合 計	96	16	0	109	0	221

3. 3 平成25年度のおもな対外活動

(1) 活動報告会

- 7月 2日 日化協「PLネットワーク」対象（約40名参加）
- 4日 関西化学工業協会 会員対象（約30名参加）

(2) 関連機関との交流

- 6月 10日 家電産業懇話会参加
- 6月 17日 PLセンター交流会
- 11月 14日 PLセンター交流会
- 1月 7日 日本石鹼洗剤工業会・日本界面活性剤工業会合同新年懇親会参加
- 3月 6日 ガス石油製品工業会懇話会参加
- 3月 14日 日本プラスチック板協会訪問

(3) 関係省庁、消費生活センター、消費者行政担当部門等との交流

- 7月 5日 大阪府、大阪市両消費生活センター訪問
- 5日 (独)製品安全技術基盤機構(NITE) 訪問
- 24日 消費者庁(消費者安全課) 訪問
- 24日 経済産業省(製品事故対策室、消費者相談室、他) 訪問
- 25日 厚生労働省(化学物質安全対策室) 訪問
- 8月 2日 (独)国民生活センター(テスト部) 訪問
- 9日 東京都消費生活総合センター訪問

(4) 講師として参加した講演会等

- 6月 16日 全国消費生活相談員協会東京支部研修
- 12月 6日 大阪消費者懇話会
- 13日 東京消費者懇話会
- 3月 7日 大阪府茨木市消費生活センター主催セミナー
- 3月 14日 日本ビニル工業会研修会

(5) 情報収集のため参加・聴講した説明会・講演会・イベント等

- 7月 29日 (公社)全国消費生活相談員協会公開シンポジウム
- 9月 6日 (一社)日本化学物質安全・情報センター(JETOC)基礎講座
- 10月 18日 東京都主催「個人情報説明会」
- 11月 12日 (独)国民生活センター(テスト部) 見学会
- 22日 (独)製品評価技術基盤機構「製品安全業務報告会」
- 1月 28日 「家庭系有害廃棄物の現状把握と回収システムの構築」研究会報告

3. 4 名簿

(1) 運営協議会 (平成25年5月22日、10月31日開催)

当センターの運営について指導・助言を下される第三者機関です。

(順不同、敬称略、平成26年3月末現在)

中村 昌允	東京工業大学大学院 客員教授
有田 芳子	主婦連合会 副会長 環境部 部長
山本 唯子	(財)消費科学センター 調査研究部
増田 悦子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 常任理事
水野 靖彦	日本プラスチック工業連盟 専務理事
西出 徹雄	一般社団法人 日本化学工業協会 専務理事

以上 6名

(2) サポートイングスタッフ

日化協職員および日化協団体会員からなる14名の「サポートイングスタッフ」の助言のもとに相談対応にあたっています。

原則として毎月1回サポートイングスタッフ会議を開催し、受付相談事案の対応内容について具体的に検討しました。

(順不同、敬称略、平成26年3月末現在)

高橋 満	塩ビ工業・環境協会 環境・広報部 部長
上村 達也	化成品工業協会 技術部 部長
滝澤 政明	日本オートケミカル工業会 専務理事
堀川 裕司	(一社)日本食品添加物協会 常務理事
片桐 勤	日本石鹼洗剤工業会 総務部長
三重野 謙三	日本接着剤工業会 専務理事
渡辺 健児	(一社)日本塗料工業会 製品安全部 部長
服部 薫	日本ビニル工業会 専務理事
横山 利男	日本プラスチック工業連盟 総務・環境部主査
加藤 純	農薬工業会 安全広報部長
小玉 佳	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事
鎌田 裕司	同 広報 部長
植垣 隆浩	同 化学品管理部 部長
高水 禎昭	同 広報部 部長

以上 14名

(3) PLネットワーク

一般社団法人 日本化学工業協会(<http://www.nikkakyo.org/>)の会員事業者・事業者団体およびその構成事業者・事業者団体により構成しています。

(4) 事務局

保刈 敏夫	化学製品PL相談センター 部長
藍原 和夫	同 相談員(非常勤)

3. 5 「化学製品による事故を防ぐために」

◇ 『アクティビティーノート』第195号（平成25年5月発行）掲載

“製品表示—正しい取扱いのために”

私たちの身の回りには多種多様な化学製品が存在し、私たちの生活と密接な関わりをもっています。しかし、時としてその取り扱いを誤ると、思わぬ被害を引き起こすことがあり、「携帯カイロを背中に入れて運転していたら、低温火傷を負ってしまった」「窓を開けた室内において、冷却用スプレーで足を冷やし、5分ほどして煙草に火を付けたら引火して手足を火傷した」などの相談が当センターに寄せられています。このような事故を未然に防止するため、それぞれの製品には、その製品を安全かつ効果的に使用するためのさまざまな情報が表示されています。

化学製品の場合には、まず含まれる化学物質によって、「薬事法」（医薬品）、「消防法」（危険物）、「高圧ガス保安法」（エアゾール製品）、「農薬取締法」「毒物劇物取締法」「容器包装リサイクル法」など、それぞれ該当する法律に定められた事項を表示することが義務づけられています。

また、日常生活で使用される繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品のうち、消費者にとって品質を見分けることが困難で、しかも見分ける必要性の高いものについて、表示事項・方法を定めている「家庭用品品質表示法」の中で、プラスチック製品、石けん・洗剤・洗淨剤、ワックス、塗料、漂白剤などの化学製品について、品目ごとに、成分、性能、用途、取り扱い上の注意などの表示が義務づけられています。

さらに、鉱工業品のうち、購入する際に品質の判定が難しく、品質に欠陥があった場合に消費者の被る不利益が大きいものについて、品質や検査方法などを定める日本工業規格（JIS）を設けている「工業標準化法」でも、自動車ガソリン、灯油、軽油、自動車用つや出しワックス、化粧石けん、洗濯石けん、洗濯用・台所用合成洗剤などの化学製品について、基準を満たしたものにはJIS マークを表示することが認められています。

これらの法律で定められた表示に加え、それぞれの製品の業界団体では、品質や安全性を確保するための自主基準を設けて、それに基づく製品表示を行っています。表示の内容は製品ごとに異なりますが、廃棄上の注意等の項目を設けたり、警告のための絵表示を統一したりするなど、それぞれの業界での取り組みがなされているほか、メーカーが独自に行っている表示もあります。

化学製品ばかりでなく、どのような製品にも、メーカーが期待する安全な使用方法があります。つい分かっているつもりで見落としがちな製品表示ですが、誤った使い方による事故を防ぐため、必ず表示を確認した上でご使用ください。またメーカーも、より安全な製品設計を心がけるとともに、必要な情報が正確に伝わるように、見やすく、分かりやすく、そして偽りのない表示を行うことは言うまでもありません。



◇ 『アクティビティーノート』第196号（平成25年6月発行）掲載

除湿剤から液が漏れた！

昔の住宅に比べ気密性の高い現代の住宅は湿気がこもりやすくなっていますが、室内の湿度が高すぎると、アレルギー性疾患や感染症の原因となるカビやダニも発生しやすくなります。湿気を防ぐ手段のひとつに除湿剤がありますが、この除湿剤の容器にたまった液が漏れて、家具がシミになってしまったり、押し入れが水浸しになってしまったりしたという相談が当センターに寄せられています。

除湿剤は、塩化カルシウムという薬剤に、製品によっては消臭剤や防カビ剤等を配合したものです。塩化カルシウムは海水中にもわずかに含まれている成分で、豆腐の凝固剤や道路の凍結防止剤としても使用されているものですが、水分を吸収すると液体になる性質（潮解性）があるため、除湿剤として応用されています。最近では吸湿してもゲル状になって流れ出にくくなっているものも販売されていますが、今回ご紹介する液漏れしたものは、薬剤がプラスチック容器に入ったタンクタイプのもので、容器の開口部は紙製のシートで覆われ、さらにその上から保護用のフタがかぶせられています。プラスチック容器の内部は上段と下段に仕切られていて、上段に入っている粒状の塩化カルシウムが湿気を吸収すると、下段にその水溶液がたまるという仕組みです。

この水溶液は一見ただの水のように見えますが、こぼれるなどして周囲のものに付着したまま放置するとシミになることがあり、特に床や棚などの木製品に染み込んでしまうと、塩化カルシウムが湿気を吸い続け、表面を拭いてもなかなか乾きません。

万一、液がこぼれてしまった場合、水で洗える衣類等であればすぐに洗濯してください。布団は水洗いのクリーニングに出すとよいでしょう。皮革製品や絹製品は、すぐに液を拭き取って水洗いしないと縮んだり硬くなったりして元に戻らなくなりますが、水をかけられないような高級製品等については専門家に相談した方がよいでしょう。床や壁など直接洗えないものは、濡らした布で水を浸すようにして染み込んだ塩化カルシウムの液を溶かし、次に乾いた布でその水気をよく拭き取ります。この水拭きと乾拭きを根気よく繰り返し、浸み込んだ塩化カルシウムを吸い出す方法が最も効果的です。ドライヤーや扇風機で乾かしても一時的に水分がなくなるだけで、塩化カルシウムが残っている限り再び湿気を吸ってしまいます。なお、塩化カルシウム水溶液は弱アルカリ性で、人によっては手荒れなどの原因となるほか、皮膚に接触したまま長時間放置すると、皮膚の中のタンパク質を侵し、浸透しながら徐々に深部組織まで達して、火傷のような炎症を引き起こす恐れもありますので、これらの措置を行う際には炊事用の手袋等のご使用をお勧めします。

このようなことにならないためには、除湿剤は必ず安定した平らなところに設置しましょう。容器の上に物を置いていると、容器の上部の紙シートが破れ、倒れた時に液がこぼれやすくなってしまいます。又強い衝撃によって容器が傷つくと、穴が開いて液漏れする可能性もありますので、落としたりぶついたりしないよう注意しましょう。そして液がたまって交換時期が来たら早目に取り換えるようにしてください。使用後の除湿剤を廃棄する際は、上部の紙シートを切りはがし、たまった塩化カルシウム水溶液を下水に流して、容器は自治体の分別方法に従って廃棄してください。塩化カルシウムは塩化ナトリウム（食塩）とよく似た性質をもつ物質ですので下水に流せますが、配管などの金属部分に液が付着したままにしておくとサビや腐食の原因になりますので、多量の水と一緒に流すようにしてください。

押し入れや下駄箱に除湿剤を入れたまま忘れてしまっていないですか？ うっかり倒してしまわないうちに、交換時期が過ぎていないか確認してみてもいいですか。

◇ 『アクティビティーノート』第197号（平成25年7月発行）掲載

車の中に置いていたエアゾール製品が破裂

適量を均一に放出することができるスプレー式の容器は、殺虫剤、塗料、消臭剤などの家庭用品、ヘアスプレーや制汗剤などの人体用品、また自動車用品等に広く使われています。霧吹きのように人の力を用いるポンプタイプのももありますが、ガスの圧力を使って内容物を霧状や泡状に放出する製品は、特にエアゾール製品と呼ばれています。その多くはLPガス（LPG）やジメチルエーテル（DME）といった可燃性の高圧ガスを使用しているため、取り扱いによっては破裂や爆発の危険性があり、「車の中に置いていたタイヤ用パンク修理剤（エアゾール製品）が破裂して車内が汚れた」という相談が、過去当センターに寄せられました。申し出者は『高温のところには置かないよう表示してあるため、責任を負いかねる』とメーカーに言われたが、車の中は40℃以上になることもあり、自動車用品なのに『40度以上になるところには置かないこと』と表示されているのは車の中に置くことができず、そもそも表示に矛盾があるのではないか」と言っています。



エアゾール製品の容器の中には、それぞれの製品の目的となる成分のほか、それを溶かしている溶剤や、噴射するための高圧ガスが入っています。ボタンを押すとバルブが開いて、容器内に詰め込まれている高圧ガスが目的成分・溶剤とともに容器の外に飛び出し、急激に膨張することによって細かい霧や泡をつくるという仕組みですが、高温の場所に置くと、高圧ガスが容器内で膨張して破裂する可能性があります。直射日光の当たる場所や暖房器具の近辺は70℃以上になることもあり、また炎天下の自動車内では、窓を閉めてエアコンを止めた場合、車室内の気温は60℃前後に、ダッシュボードの上など、場所や日当たりによっては70～90℃まで上がる恐れがあります。「高圧ガス保安法」では、十分な安全性を考慮して、「温度が40度以上となる所に置かないこと」と表示することを義務付けています。また前述のパンク修理剤には「直射日光に当たる場所には置かないこと」との表示も併記されていました。エアゾール製品を車内に置くことは、できるだけ避けた方が無難で、どうしても車内に置く場合には、直射日光を避けるなど、置き場所に配慮して、十分に注意して保管する責任が消費者に生じると考えられます。エアゾール製品を安全に取り扱うためには、他にも幾つか注意が必要で、湿気の多いところに保管すると缶に錆が生じて劣化し、常温でも破裂する恐れがあります。更に、高圧ガスや溶剤に可燃性のものが使われていることが多いため、火に近づけると引火して爆発する恐れがあります。小さな種火や花火、また火器を使用している室内で大量に使用することも危険です。そして廃棄するときは、中身が残っているとごみ収集処理の際に容器が破裂することがあるので、ガス抜きキャップの付いているものはそれを使用し、付いていないものはボタンを押して、中身が出ないことを確認してください。また自治体の指示によって缶に穴を開ける時は、火の気のない風通しの良い屋外で行いましょう。どうしても使い切れない時の処理方法は、メーカーや自治体にお問い合わせ

してください。

製品によっては、同じ用途でも、エアゾール製品の他にポンプ式、ジェル状、ワックス状、固形など、さまざまなタイプがあり、それぞれに特徴を持っています。商品を購入する際は、保管場所や廃棄時のことも考慮した上で、それぞれにふさわしいタイプのものを選択するとよいでしょう。

協力：一般社団法人 日本エアゾール協会

◇ 『アクティビティーノート』第198号（平成25年8月発行）掲載

塩素系カビ取り剤で気分が悪くなった！

温度、湿度、栄養、空気……。浴室にはカビにとって最適の条件が揃っています。入浴後、石けんカスをよく流し、浴槽にフタをして、換気扇を回しておくなど、ふだんからカビ予防に気を使っているつもりでも、どこからともなく生えてくるカビ……。そのままにしておくとアレルギー性疾患や感染症の原因にもなります。殺菌除去のためにはカビ取り剤が有効ですが、そのカビ取り剤を使用中に、少しでも早く乾くようにと50℃くらいのお湯で洗い流していたところ、気分が悪くなったという相談が、以前当センターに寄せられました。

家庭用のカビ取り剤には塩素系と非塩素系があります。カビの色素を漂白する効果がより高いのが塩素系カビ取り剤で、水道水やプールの消毒殺菌等に幅広く使われている次亜塩素酸ナトリウムに、アルカリ安定化剤として水酸化ナトリウムが1%弱加えられたものです。

次亜塩素酸ナトリウムはアルカリ性の状態では安定ですが、酸性洗浄剤と同時に使用したり容器を移し変えたりして、液性が少しでも酸性に傾くと、有毒な塩素ガスを発生します。そのため、混用の危険性について使用者に明確に分かるよう、製品に『混ぜるな危険』と表示することが家庭用品品質表示法で義務づけられています。同時に使用したつもりがなくても洗浄が不十分な場合、一方の物質が残留していて反応を起こす可能性もあるほか、酢やアルコールと混ぜたり、獣毛のハケやブラシを使用したりしても有毒なガスが出る場合があります。また塩素ガスではなく塩素系の臭いだけでも気分が悪くなることもあり、今回の事例のように熱を加えたり、一度に大量に使用したり、続けて長時間使用したり、せまい場所で使用したりする際には、換気等に十分な注意が必要です。もし使用中に目にしみたり、せき込んだり、気分が悪くなったりした時は、直ちに使用をやめてその場を離れ、洗眼、うがい等をしてください。

一方、水酸化ナトリウムは強アルカリ性の物質で、タンパク質を溶かす作用がありますので、カビ取り剤の原液を絶対に素手で扱わないようにしてください。もし手についた場合は、直ちに大量の水で洗い流し、異常が残る場合は皮膚科の診察を受けてください。目に入った場合そのままにしておくと失明の恐れもあります。すぐに十分な流水で15分以上洗眼した後、眼科を受診してください。なお受診する際には、より適切な処置迅速に受けられるよう、製品を持参するとよいでしょう。

カビ取り剤は効果が高い反面、影響力も大きいものです。使用中に誤って目に入ったり、皮膚についたり、ミストを吸い込んだりしないように、保護用のメガネ・掃除用手袋・マスクをする等の準備をしてから始めましょう。マスクをする場合は、水で濡らした後にかたくしぼって使うとより効果があります。天井など目線より高いところには、直接スプレーせずに柄のついたスポンジなどにつけて使用しましょう。また小さな子どもがいる家庭では、絶対に子どもの手が届く場所には放置しないよ

う注意が必要です。子どもなどが誤ってカビ取り剤を飲んでしまった場合は、無理に吐かせず、応急処置としてすぐに水または牛乳を飲ませた後、医師の診察を受けてください。

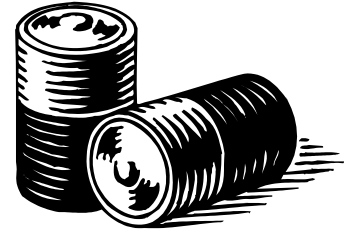
清潔な浴室は気持ちがいいものですが、カビ取り剤を使ってお風呂場はキレイになったけれど気分が悪くなったというようなことのないよう、使用上の注意をよく読み正しくお使いください。

協力：一般社団法人日本化学工業協会 広報部

◇ 『アクティビティノート』第199号（平成25年9月発行）掲載

電池が液漏れ！

「16年間使用しているガスレンジが点火しなくなり、初めて中を開けてみたところ、点火用の乾電池が液漏れしていた」という相談が、以前当センターに寄せられました。わたし達には日頃なじみの深い使いきりタイプの電池には、マンガン乾電池、アルカリ乾電池、リチウム電池、ボタン電池（アルカリ・酸化銀・空気亜鉛）など、材料や形状によってさまざまな種類があります。基本的な仕組みはいずれも同じで、プラス・マイナスそれぞれの電極となるふたつの物質と、電解液（電気を通すことのできる液体）からできています。



この電解液は、電池の種類によっては皮膚や粘膜を傷つけることがあります。電池から漏れて皮膚についた場合は、流水で十分洗浄して様子を見て、異常があれば医師の診察を受けてください。目に入った場合は、こすらずに直ちに十分な流水で15分以上洗眼し、早めに眼科を受診してください。特にアルカリ乾電池とボタン電池には、電解液として強アルカリ性の水酸化カリウムや水酸化ナトリウムが使用されているため、手当てが遅れると化学やけどを起こしたり失明したりする恐れがあります。

また子供などが電解液をなめてしまったときは、冷たい水または牛乳を飲ませて様子を見て、やはり異常があれば医師の診察を受けてください。電池そのものを飲み込んだ場合には、食道につまらなければ、ほとんどの場合そのまま排泄されます。しかし消化管内に停滞すると、食道や胃の粘膜が傷ついたり、アルカリボタン電池（水銀電池）の場合には中毒を起こしたりする可能性もあります。無理に吐かせようとするとう食道にひっかかってしまうことがありますので、吐かせずにすぐに受診してください。なお、いずれの場合も、受診する際には、より適切な処置を迅速に受けられるよう、液漏れした電池または同じ種類の電池を持参するとよいでしょう。

さて前記の事例の場合には、電池の外装そのものが経年劣化したために、そこから液漏れをしたものと思われるが、液漏れを起こす原因はほかにもいくつかあります。

例えば、使い終わった電池を機器に入れたままにしておくと、機器のスイッチが入っていても微量の電気が流れているため、電池の寿命が来ているにもかかわらず強制的に放電させられている状態（過放電）になります。その結果、電解液が分解されて電池内部にガスが異常発生し、内圧が高まって液が漏れ出す恐れがあるのです。機器のスイッチを切り忘れた場合も同じで、電池がなくなった後もそのまま電気が流れ続けることにより、やはり過放電から液漏れにつながる恐れがあります。同様に、新品の電池と使いかけの電池、あるいは種類や銘柄の異なる電池を一緒に使用した場合も、電池が同時になくならないため、結果として使い終わった電池に電気が流れ続け、過放電から液漏れを起こす恐れがあるのです。

また、電池のプラス極とマイナス極を逆に入れた場合、通常は機器が正常に作動しないのですが、電池を3個以上使用する場合には、ひとつを逆に入れても動くことがあります。その結果、逆に入れた電池が他の電池によって充電されてしまうため、やはり電解液が分解されてガスが発生し、内圧が高まって液漏れしたり、また発熱したりする恐れがあるのです。

電池の交換はこまめに、プラス・マイナスを逆に入れないよう注意して、取り替えるときは全部一緒に交換しましょう。また長期間使用しない機器からは電池を取り出しておきましょう。

そのほかにも、電池の電極どうしが、または電極と金属が接触すると、電池がショートして発熱・変形し、液漏れすることがあります。電池を携帯・保管する際には、ほかの電池の電極や、ネックレス・硬貨・空き缶などの金属と、直に接触しないようにしましょう。そして電池を廃棄する際には、使い終わった電池にも微量の電気が残っている可能性があるため、セロハンテープ等で電極を絶縁（電気が通らないようにすること）してから、各自治体の分別方法に従って廃棄してください。

カメラ、時計、電卓、おもちゃなど、身のまわりのさまざまな製品に使用されている電池ですが、取り扱いによっては思わぬ事故が起きたり、処置が遅れると大きな被害につながったりする恐れもあります。しかし製品が小さく表示面積が限られているためか、注意表示の文字が読みにくいものもあります。メーカーは、いざというときに必要な情報がすぐに消費者に分かるように、より見やすい表示の工夫を心がける必要があるのではないのでしょうか。

◇ 『アクティビティノート』第200号（平成25年10月発行）掲載

衣料品による皮膚障害

「海外旅行先で購入した青いポロシャツを着用したところ、特に肌が敏感ということはないのに、首筋から背中にかけて湿疹ができて、赤くかぶれたようになった。洗濯して数日後に着用したところ、治りかけていた皮膚が再びかぶれた」という相談が、以前当センターに寄せられました。

衣料品による皮膚障害には、大きく分けてふたつの原因が考えられています。ひとつは物理的な刺激によるもので、例えば、縫い目、金具、ウールのセーターの毛先などが肌に当たったことによる摩擦や、サイズの合わない下着などによる圧迫です。通常、物理的刺激による皮膚障害の場合には、着用をやめれば改善します。

もうひとつは化学物質によるもので、例えば、ドライクリーニング溶剤による「化学やけど」もこれにあたります。クリーニング店での乾燥が不十分な場合、衣類に溶剤が残っていることがあり、長時間皮膚に接触していると、肌が赤くなったり、腫れたり、水ぶくれになったりする恐れがあります。治療には時間がかかることも多く、治療後も色素沈着が残ってしまう場合があります。溶剤を十分に乾燥すれば防ぐことができるので、クリーニングから衣類が戻ってきたら、袋から出して風通しのよい場所で1日以上陰干しをしましょう。石油臭などが残っているときは店にもう一度乾燥を依頼してください。合成皮革や厚手の衣類など乾きにくいもの場合は特に注意が必要です。



そのほか、素材そのものに含まれる化学物質、染料、また機能や品質の向上のために使用されている加工剤等によって、皮膚にかぶれが生じることもあります。これを防止するために、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」では、日本国内で販売される繊維製品に使用する樹脂加工剤、防虫加工剤、防菌・防カビ剤、防炎加工剤について使用基準を定めています。例えば、衣類のしわや縮みを防ぐために用いる樹脂加工剤に含まれるホルムアルデヒドについては75ppm以下、特に皮膚のデリケートな乳幼児（生後24ヵ月以内）用の製品からは検出されてはならないとしています。また法律以外にも、抗菌防臭加工製品等について、（社）繊維評価技術協議会が、その効果と耐久性（耐洗濯性）に加え、加工の安全性についても自主基準を設けて、これに適合した製品に「SEK マーク」を表示して、安全性の確保を図っています。

しかし、国や業界の自主基準によって規制されている物質のほかにも、かぶれの原因になると考えられる加工剤は数多くあります。また皮膚の状態（日焼け等でダメージを受けている、汗をかいている等）、着用方法（素肌に着る等）、気候条件（空気が乾燥している等）などによって、かぶれを起こしやすくなる場合もあります。さらに、それまで一度もかぶれたことがない物質でも、ある日突然皮

膚が拒絶反応を起こして、アレルギー性接触皮膚炎を起こすことがあります。この場合、以後、同じ化学物質を含むものを使用するたびにかぶれを繰り返しますが、体質には個人差があるため、誰でも同じ物質がかぶれの原因になるとは限りません。

衣料品が原因で皮膚にかゆみや痛みなどの異常を感じたときは、まずは、なるべく早く着用をやめて、症状が重かったり長引いたりした場合、また判断に迷う場合も、早めに皮膚科の診察を受けてください。アレルギー性の場合には、パッチテストを行って、自分の体質や、原因となる物質をよく知ることが必要でしょう。そして原因が分かったら、衣料品には使用されている染料や加工剤が必ずしも表示されていませんが、アレルギーの原因となる疑いがあるとされる染料や加工剤を使用していない製品も市販されていますので、そうしたものを選択することも予防方法の一つです。またホルムアルデヒドなど、水に溶けやすい加工剤は、洗濯により取り除くことができるので、新しい衣類、特に直接肌に触れるようなものは、着用前に洗うとよいでしょう（洗濯方法は取り扱い絵表示に従ってください）。さらに、抗菌や防しわなど、普段から洗濯やアイロンがけを心がければ必ずしも必要のない加工や、紫外線防止など、着る時と場合によってはあまり意味がない加工もありますので、商品を購入する際はむやみに「〇〇加工」という宣伝につられずに、本当にその機能が必要かどうか、それぞれの状況に応じて判断する姿勢も大切ではないでしょうか。

◇ 『アクティビティーノート』第201号（平成25年11月発行）掲載

アルカリ性洗剤で化学やけど！

キッチンなどの汚れは、汚れの素である油やホコリ、タンパク質等が混ざり合って固まったり、熱や光、空気中の酸素等によって化学変化を起こしたりしているため、大変落ちにくいものです。このような頑固な汚れを落とすには、固まってしまった汚れの奥まで染み込んで柔らかくし、溶けやすくする、アルカリ性の洗剤が効果的ですが、それだけに影響力も大きく、「ハウスクリーニング業者が、作業中にこぼした洗剤が自分の足にかかったことに気付かなかったため、手当てが遅れてしまい、移植が必要なほどの化学やけどを負った」という相談が過去当センターに寄せられたことがありました。

使用された洗剤は、アルカリ度が極めて高い（pH13）業務用の洗剤でしたが、家庭内でも、換気扇用クリーナー、レンジ用クリーナー、また用途に応じて薄めて使う万能クリーナーなど、さまざまなアルカリ性洗剤が使われています。アルカリ液は、皮膚に接触すると皮膚の中のタンパク質を侵し、浸透しながら徐々に深部組織まで達して、やけどのような炎症を引き起こします。酸や高温物と違って皮膚に触れた瞬間に感じる刺激が弱いため、気付かずに処置が遅れると、思わぬ重症につながることもあります。前記の相談事例のように、長時間放置したり、皮膚の異常に気付いてからもそのうち治るだろうと軽視したりすると、その間にも深部への浸透が進み、取り返しがつかない結果となってしまいます。

アルカリ性洗剤が皮膚についたときは、すぐに大量の水で洗い流し、少しでも異常が残る場合は迷わず皮膚科の診察を受けてください。また液が付着した衣類や履物を着用し続けると間接的に肌に接触する恐れがありますので、すぐに着替えて、脱いだ衣類等は洗濯してください。眼に入ったときは、こすらずに直ちに十分な流水で15分以上洗眼し、早めに眼科を受診してください。手当てが遅れると失明する恐れもあります。また子供などが誤って飲んでしまったときは、なめた程度ならうがいをしてコップ1杯くらいの水か牛乳を飲ませて様子を見ますが、大量に、または原液を飲んだ場合は、吐かせるとかえって危険ですので、コップ1～2杯の水か牛乳を飲ませて応急処置をした後、至急、医師の診察を受けてください。なお受診する際には、より適切な処置を迅速に受けられるよう、製品を持参するとよいでしょう。

今年も残すところ2ヵ月足らず、そろそろ年末の大掃除が気にかかる頃になってきました。トイレ、キッチン、ガラス窓など、場所や用途に応じてさまざまな洗剤がありますが、使用にあたっては、それぞれの製品表示に従って、保護用のメガネ・炊事用手袋・マスク等を準備して、誤って眼に入ったり、皮膚に付いたり、ミストを吸い込んだりしないように注意しま

しょう。また、洗剤の種類によっては混用すると有毒ガスを発生する恐れがありますので、詰め替えには専用の容器を使い、複数の洗剤を同時に使用するときには特に使用上の注意をよく読みましょう。保管する際にも、キャップをしっかり締め、子どもの手の届かない平らな場所に置きましょう。



◇ 『アクティビティーノート』第202号（平成25年12月発行）掲載

匂いと臭い（におい）

「こころときめきするもの……よきたき物たきてひとりふしたる」と『枕草子』（第26段）にもあるように、くらしの中でよい匂い（ニオイ）を楽しむということは、すでに平安時代から貴族たちの間で行われており、現在もさまざまな香りの芳香剤等を使ったルームフレグランスが楽しまれているようです。一方で、昨今の清潔志向も反映してか、不快な臭い（ニオイ）はすぐにでも消したいという欲求も強まっており、消臭剤や脱臭剤等も普及してきています。



私たちの身の回りには数多くのニオイが存在し、私たちの生活と密接な関わりをもっています。当センターには、化学製品や化学物質のニオイについての苦情や問い合わせも多く寄せられていますが、そもそも「ニオイ」とは一体どのようなものなのでしょうか。

ニオイは、空気中をただようニオイ成分の分子が呼吸によって取り込まれ、鼻の奥にある神経細胞の受容体にキャッチされて、その信号が脳に伝わり感知されます。ニオイ成分は40万種以上あるといわれていますが、ひとつのニオイ成分でも濃度が変わると異なった感覚を受けることがあり、例えば、低い濃度ではバターのような匂いに、高い濃度では汗の臭いに感じられるものもあるそうです。また、ひとつひとつはよい匂いでも混ざり合うと不快な臭いに感じられたり、糞便のニオイ成分の一種をわずかに加えることにより香水の香りに奥行きが感じられたりするなど、複数のニオイ成分の相互・相殺作用によって感じ方が変化することもあります。

個々のニオイ成分の分子構造は徐々に解明されてきていますが、ニオイと分子構造との間の明確な関係は明らかにされていません。青葉の香りのするニオイ成分がほんの少し構造が変わるだけで菊の花の香りのニオイ成分になるといったように、似かよった分子構造をしていてもニオイが異なる場合もあります。その反対に、分子構造が異なってもニオイが似ている場合もあるのです。

しかも嗅覚には個人差も大きく、同じニオイを嗅いでも、人によって快・不快の印象が異なったり、全く同じ濃度のニオイでも感じる人と感じない人がいたりします。このように、ニオイ成分とそれを感じ取る嗅覚の関係については未解明の部分が多く、ニオイを官能的に分析・評価する方法もまだ確立されていないというのが現状です。

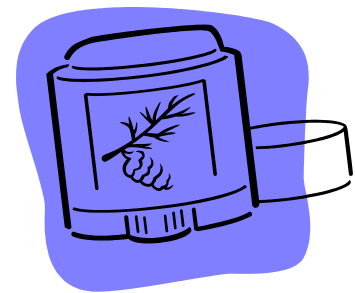
また、ニオイを感じるができる最低限の濃度を閾値といいますが、この値はニオイ成分ごとに異なります。低い濃度でもニオイを感知できる成分もあれば、高い濃度にならないとニオイを感知できない成分もあり、必ずしもニオイがするから濃度が高く、ニオイがしないから濃度が低いとはいえないのです。

したがって、「化学製品等の臭いにより体調が悪くなった」という相談の場合、ニオイ成分の濃度やその人のニオイに対する感受性などが複雑に絡み合うため、臭いと体調不調との間の因果関係を証明することは非常に困難です。

しかし、不快と感じる臭いを吸い続けなければならない当事者にとっては、深刻な問題です。

臭いを消すための方法として最も効果的なのは換気により部屋の空気を入れ換えることですが、炭や茶ガラ等の吸着剤、空気清浄機、また消臭剤等を利用するという方法もあります。

広義に消臭剤と呼ばれているものには、①ニオイ成分を化学的に中和・分解してにおわない成分に変えてしまうもの、②微生物を用いてニオイ成分を生物的に分解するもの、③ニオイ成分を物理的に吸着したり包み込んだりすることによって抑え込むもの（脱臭剤）、④より強い香りのニオイ成分によって感覚的に感じなくさせるもの（芳香剤、防臭剤）などがあるので、使用後に臭いを感じなくなったからといって、ニオイ成分そのものが除去されたとは限りません。不快な臭いを一掃したいと思うあまり、消臭剤等を使いすぎたり、複数の製品を併用したりすると、ますます不快な臭いになったり、かえって室内の化学物質の濃度が増えてしまったりする場合がありますので、ニオイや化学物質に敏感な方は注意が必要です。



特に冬の季節、暖房して閉め切った部屋の中では、建材、洗浄剤、殺虫剤等から発生する揮発性有機化合物のほかに、人間の吐く息やタバコ、調理の際の煙、ペットの毛、ダニ、カビ等、様々な要因によって室内の空気が汚染されています。外は寒い日が続きますが、定期的に窓を開けるなどして、空気を入れ換えましょう。

また、最近はニオイに敏感な方が増えたのか、強いニオイの製品が多くなったのか、ニオイについての苦情や問い合わせが増えています。先にも述べたように、ニオイについては感じ方に個人差があり、自分では良い匂いと感じていても、他の人の中にはそのニオイには耐えられないと感じる人もいるということを理解して、香りの製品（香水や柔軟剤や制汗剤等）を使用する場合は、使い過ぎに注意しましょう。

『アクティビティーノート』第203号（平成26年1月発行）掲載

染毛剤

「髪を染めるといえば、白髪染め」というのは昔の話。最近はおしゃれのひとつとして黒髪を染める人が増えている一方、染毛剤によって皮膚がかぶれたり気分が悪くなったりしたという相談も当センターに寄せられています。

染毛剤は、その種類によって大きく3つに分けることができます。カラースプレー等の「一時染毛料（または一時着色料）」は、髪の上に一時的に着色成分を乗せているだけなので、シャンプーで簡単に落とすことができます。ヘアマニキュア等の「半永久染毛料」は、毛髪の上層に酸性染料を浸透させるため、2～4週間程度は色持ちしますが、徐々にもとの髪色に戻ります。最も長持ちするのがヘアカラー等の「永久染毛剤」で、アルカリ剤によって毛髪表面のキューティクルを開き、そこから毛髪内部に薬剤を浸透させ、化学変化を起こすことによって脱色・染色するため、2～3ヵ月間ほとんど色落ちすることがありません。

しかし、「永久染毛剤」は効果が高いだけに身体への作用も強く、頭皮の小さな傷などにも刺激となり得ます。「永久染毛剤」に使用されているジアミン系染料は、アレルギーの原因物質になることもあり、それまで一度もかぶれたことがなくても、長期にわたり使用を繰り返すなどするうちに身体の中に抗体ができて、ある日突然アレルギー反応を起こすという可能性もあるのです。面倒でも毎回必ず事前のパッチテストを行い、かゆみや腫れ、刺激などの異常を感じた場合はすぐに使用を中止してください。

また美容院では施術者を介するため、トラブルが起きたときに問題が複雑になりがちです。使用薬剤の安全性や染毛後のケア方法等について事前に十分な説明を受け、納得した上で施術を受けてください。天然の植物等を原料とした染毛料も一部では使用されていますが、漆でかぶれる人がいるように、天然のものだからといって全ての人にとって安全であるとは限りません。また天然染毛料と「永久染毛剤」を混ぜて使用している美容院もなかにはあると聞きますが、「永久染毛剤」は薬事法上の「医薬部外品」に該当し、他の成分と混ぜて使用することは認められていません。



医療現場では、治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療にかかる費用などについて十分な説明を受け、医師と患者の双方の合意のもとで治療を進める、いわゆる「インフォームド・コンセント」が広まっています。美容院においても、ヘアスタイルのことばかりでなく使用する薬剤等についてもよく話し合っ、納得した上で施術を受けることが大切ではないでしょうか。

◇ 『アクティビティーノート』第204号（平成26年2月発行）掲載

バーベキューの炭がはじけ飛んで火傷

「バーベキューでバーナーを使って炭に着火した際、はじけ飛んだ炭でやけどを負った」という相談が当センターに寄せられたことがありました。

炭は、木を蒸し焼きにすることによって硫黄やタール等の不純物が取り除かれているため、生木に比べて、燃えたときに発生する煙やガスが少なく、火力が長時間安定しているため、調理用の燃料として適しています。しかし炭で火をおこす際、「爆跳」といって、炭が激しくはじけ跳ぶことがあります。これは炭の中の空気や水蒸気が加熱されて膨張し、行き場を失って一気に炭を押し割ってしまうためです。炭に火をつけたり、炭をつぎ足したりするときは、急激な温度上昇を避けるために、種火から徐々に火を移すようにして、強く燃えている炎が直に接触しないように注意しましょう。特に、早く火をつけようとしてバーナーなどを使うと、爆跳の可能性が高くなるほか、顔や手が炭に近づきすぎるため、爆跳したときに危険です。また濡れたり湿気を含んだりした炭も爆跳しやすいため、よく乾かしてから使用しましょう。

慣れない人にとってはなかなか難しい火おこしですが、炭に手早く火をつけるための着火剤も市販されており、なかでもゼリー状の製品が最も多く使用されています。この着火剤の主成分であるメタノールは、引火性で、蒸発しやすい上に、その蒸気は空気とほぼ同じ重さなので、空気中に広がって爆発性の混合ガスをつくりやすい性質があります。キャップを開けた状態で放置しないようにして、しばらく出た後は蒸発しないうちに速やかに点火しましょう。使いかけの着火剤は、容器内に空気が入ることにより、爆発性の混合ガスがたまって大変危険なため、開封後は一度で使い切るようにしてください。またメタノールは炎が青いので、屋外など明るい場所においては、実際には火がついているにもかかわらず火が消えているように見えることがありますが、着火剤を火の上からかけると、熱で気化した着火剤に引火したり、着火剤容器内部で爆発したりする危険性があります。つぎ足しは絶対にやめましょう。

さらに火がついてからも、着火した直後は炭や着火剤が飛び散る恐れがあります。火が安定するまではむやみに近づいたり覗き込んだりしないように、特に小さな子供には十分注意してください。また、換気のできない場所で火をたくと、酸素が不足して不完全燃焼となり、一酸化炭素中毒を起こす危険性があります。テント内などの閉めきった場所では絶対に火を使わないでください。

人間は地球上で唯一火を使う動物とされています。火の使用によって人類の生活は大きく変化しましたが、火の力を侮ると手痛いしっぺ返しを受けかねません。消火用水、メンバー間での危険箇所のチェックなど、抜かりなく準備した上で、安全にレジャーを楽しんでください。もちろん、火の後始末、ゴミの後始末もお忘れなく……。



『アクティビティーノート』第205号(平成26年3月発行)掲載

製造物責任(PL)法

「5ヵ月程前に、△△社の除湿剤(タンクタイプ)〇〇を複数個購入し、数か所に設置した。1ヵ月程前になって、タンスと食器棚の下部に設置した除湿剤から中の液が漏れ出て、家具や床を濡らしていることに気づき、メーカーに連絡した。直ちに担当者が来訪して現場を確認し、当該除湿剤を検査のために持ち帰った。1週間ほど前に、メーカーから『製造過程で容器に欠陥が発生し、今回のトラブルの原因となった』事を認めた内容の検査結果が書面で提出された。という相談が当センターに寄せられました。

このように、製品によって生命、身体または財産に被害を受けた場合、それが製品の欠陥によるものであったことが認められれば、製造業者等に対して製造物責任(PL)法に基づく損害賠償を求めることができます。ここでいう「欠陥」とは「製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」を指し、設計上の欠陥(安全性に配慮して設計されていなかった等)、製造上の欠陥(製造工程に誤りがあった等)のほか、指示・警告上の欠陥(有用性や効用との関係で除去できないような危険について、それによる事故を防ぐための指示・警告が適切でなかった等)もこれにあたります。

一方、製品表示や取扱説明書に従わずに誤った使い方をしたり、本来の用途とは異なる目的に使ったりしたために事故に至った場合は、使用者の責任とみなされます。また皮膚トラブルのように個人の体質に左右されるような場合は、被害発生の可能性とその程度も考慮した上で判断されることになります。



さて、PL法に基づく損害賠償を請求するには、①損害の発生、②欠陥の存在、③損害と欠陥の因果関係を立証しなければなりません。もしも事故が起きてしまったら、事故現場の状況を写真やビデオ、メモなどに記録し、事故の原因となった製品、また被害が及んだ家財等は大切に保管しておきましょう。原因究明等のために、警察署や消防署、または製造業者等に事故品を預ける必要があるときには預り証等の交付を受け、郵送等する場合は郵便局や運送会社の控えを保管しておきましょう。

またケガや病気の場合には、医師の診断書、諸経費の領収証等を保管しておきましょう。そして、事故が発生した日時・場所、その時の使用状況、被害の内容等を整理した上で、製造業者等に申し出ましょう。その際、先方の担当者名や、対応の内容等について、メモや録音テープなどに記録しておくとい良いでしょう。

PL法の目的は「……(略)……被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること」(第1条)です。つまり、事故が起きてしまった場合の被害を救済するだけでなく、事故の未然防止・再発防止に向けて活かしていくことが求められていると言えるでしょう。そのためには、製造業者はより安全な製品設計を心がけ、必要な情報が正確に伝わるような表示の工夫に努めてほしいものです。

また消費者も、誤った使い方による事故を防ぐために、購入・使用にあたっては必ず表示を確認するとともに、事故に限らず製品に不満や不安を感じたときには積極的に意見を表明していけば、結果として安全・安心に暮らせる社会の実現につながっていくのではないのでしょうか。

3. 6 おもな製品分野別裁判外紛争処理機関・相談機関

機関名・所在地	電話番号	対象製品
	受付時間 (土・日・祝日を除く)	
医薬品 P L センター 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-4-18 昭和薬貿ビル 5 階	0120-876-532 (フリーダイヤル) 9:30~16:30	医薬品 (医薬部外品を含む)
化学製品 P L 相談センター 〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友六甲ビル 7 階 一般社団法人 日本化学工業協会内	0120-886-931 (フリーダイヤル) 9:30~16:00	化学製品 (食品、医薬品、化粧品、建材などは除く)
ガス石油機器 P L センター 〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-11 ガス石油機器会館	0120-335-500 (フリーダイヤル) 10:00~16:00	ガス石油機器
家電製品 P L センター 〒105-8472 東京都千代田区霞が関 3-7-1 霞が関東急ビル 5 階	0120-551-110 (フリーダイヤル) 9:30~16:30	家電製品
玩具 P L センター 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 日本文化用品安全試験所ビル 5 階 (社) 日本玩具協会内	0120-152-117 (フリーダイヤル) 9:00~17:00 (12:00~13:00 を除く)	玩具
建材 P L 相談室 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-17-8 KDX 浜町ビル 5 階 (社) 日本建材・住宅設備産業協会内	03-5640-0902 10:00~17:00 (11:45~12:45 を除く)	建材・住宅設備機器
公益財団法人 自動車製造物責任相談センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-19-5 虎ノ門 1 丁目森ビル 3 階	0120-028-222 (フリーダイヤル) 9:30~17:00 (12:00~13:00 を除く)	自動車 (二輪自動車、部品用品も含む)
住宅部品 P L 室 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 6-26-3 上智紀尾井坂ビル 5 階 (財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター内	住宅リフォーム・紛争処理 支援センター ホットライン: 0570-016-100 10:00~17:00 (12:00~13:00 を除く)	相談は「住宅紛争処理支援センター」 (0570-016-100) 住宅部品のあっせん・調停 (ドア、キッチンシステム、浴室ユニット、 サッシ、建材等)
消費生活用製品 P L センター 〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2 階 (財) 製品安全協会内	0120-11-5457 (フリーダイヤル) 10:00~16:00 (12:00~13:00 を除く)	消費生活用製品 (乳幼児用品、家具・家庭・ 厨房用品、スポーツ・レジャー用品、高齢 者用品、自転車、喫煙具等)
生活用品 P L センター 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-15-2 松島ビル 4 階 (財) 生活用品振興センター内	0120-090-671 (フリーダイヤル) 10:00~16:00 水曜日のみ	生活用品 (家具、ガラス製品、囑託・台所 製品、プラスチック製品、文房具、玩具、 釣具、運道具、装身具、靴、楽器等)
日本化粧品工業連合会 P L 相談室 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-5 虎ノ門 45MF ビル 6 階	東日本 03-5472-2532 西日本 06-6941-6996 中日本 052-971-1476 9:00~17:00	化粧品 (薬用化粧品、育毛剤、除毛剤、てんか粉 剤、腋臭防止剤などの医薬部外品を含む)
プレジャーボート製品相談室 〒104-0061 東京都中央区銀座 2-5-1 浅野ビル 6 階 (社) 日本舟艇工業会内	0120-356-441 (フリーダイヤル) 10:00~17:00 (12:00~13:00 を除く)	プレジャーボートおよびその関連製品 (モーターボート、ヨット、パーソナルウ ォータークラフト、船外機 (機関)、航海機 器、ディーゼルエンジン (機関))
防災製品 P L センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館 7 階 (財) 日本消防設備安全センター内	0120-553-119 (フリーダイヤル) 9:30~17:30 (12:00~13:00 を除く)	防災製品 (消火器、スプリンクラー設備、 自動火災報知設備等の消防用設備・機器、 防災物品・製品、消防用服装装備品、危険 物容器、ガソリン計量機等)

お知らせ

◇ インターネットホームページの紹介 (<http://www.nikkakyo.org/plcenter>)

化学製品PL相談センターでは、下記の資料をインターネットホームページで公開しています。

- ・『アクティビティーノート』
毎月の受付相談事例を中心にまとめた、月次活動報告書です。(毎月10日頃に発行)
- ・『化学製品による事故を防ぐために』
『アクティビティーノート』連載シリーズの「ちょっと注目～毎月の相談事例から～」より、特に化学製品による事故を防ぐために参考になるとと思われる記事を集めました。
- ・『家庭の化学』
身近な暮らしの中で感じる素朴な疑問などを化学の視点で解説しています。
- ・『Livingの化学』
普段の生活の中でちょっと参考になる化学製品の使い方を紹介しています。
- ・『“おもしろ化学”の豆知識』
あまり役には立たないけれど、「へえ」と思う雑学集です。
- ・『ちょっとためになる化学の話』
知っている友達に自慢できるかもしれない化学の話です。
- ・『なるほど!ザ・WORD』
何かと耳にする化学関連の言葉について解説しています。
- ・『記念日の化学』
いろいろな記念日等にちなみ、身近なものなどにまつわる化学トピックを紹介しています。
- ・『化学はじめて物語』
身近なところで役に立っている化学技術・化学製品の誕生秘話を紹介しています。
- ・『暮らしに役立つ法律の話』
日常生活において知っているとか何かと役立つ法律等について紹介しています。
- ・『化学の目でみる日本の伝統工芸』
日本の伝統的な「ものづくり」を支えてきた材料や技術を化学の視点から紹介しています。

◇ 化学製品PL相談センターニュースメールメンバー登録受け付け中!

『アクティビティーノート』等の資料の発行など、当センターの最新情報を随時お知らせするインターネットメールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます。)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。)
 - ・お申し込みはE-mail(PL@jcia-net.or.jp)で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。)
 - ① ご氏名(フリガナ) ② お勤め先(フリガナ) ③ ご所属・お役職・ご担当など
 - ④ ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス
- ※ ご連絡頂きました個人情報、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。
- ・お申込み後10日以内に手続き完了メールをお送りします。

- ※ 本報告書はホームページ(URLは下記ご参照)からダウンロードして頂くこともできます。
- ※ 記載内容の転載につきましては、あらかじめ下記までお問い合わせください。

化学製品P L相談センター
平成 25 年度活動報告書

平成 26 年 6 月

編集・発行:化学製品P L相談センター

〒104-0033

東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル7階

TEL. 03(3297)2602 FAX. 03(3297)2604

<http://www.nikkakyo.org/plcenter>